

三神は佛法を守護するといふ………護法神の思想
 上記三種の思想の横行したことを認めなければならぬ。この中第一の垂迹説に就いては、前にも述べた通り、その説の次第に進歩した跡を認められるが、第二と第三とに至つては、たゞ前代の引續きといふ丈で、故に發達の經過は見られないのである。併し何れにしても、その勢力は實に盛なもので、又常に相提携して思想界に重きをなして居る。随つてその發するや、各方面に色々の影響を及ぼすことゝなつたが、それらに就いては、之を下編に護ることゝする。

十一 神佛習合説の完成 下

前章に述べた所は、主に天台眞言等、古い時代からの宗派を基礎とするものであるが、それ丈では、まだ全般に亘つた觀察も出來ないので、南都北嶺の華やかなその半面に於ては、どうしても、實際的のしかも活力を有して居た、新興諸宗の側を一瞥しなければならぬ。

この時代に入つてから、一は自然の要求として、一は古い宗派に對する反動として、盛に新しい宗旨が創められたが、是等の諸宗は、我が神祇及び神社を如何に觀察し、又如何なる方法によつて習合せしめて居るであらうか。言ひ換ふれば、従前の天台や眞言の行つた遣方とは、如何なる點で以て區別せらるべきもので、又その結果どういふ影響を神道の上に與へたであらうか。

神祇の助によつて法を弘め、又弘法の必要上、神道と習合することは、従前の宗派によつて、盛に稱道せられた所であるといへ、この上新に新派との連絡を通じて、その援助を求め程の必要は存しないやうに思ふ。それに又前代とは大分時勢も違つて來たから、弘法の上に於ても、最早昔のやうに之を強いるにも及ばず、努めて之を主張しなくとも宜しかつたのである。搦て、加へて、この時代に興つた諸宗の中には、往昔の眞言や天台とは餘程その趣を異にして、次第に一神敎の性質に近づかむとする者も交つて居るから、總じて神祇の援助をまつ必要も、最早昔程には、之を切實に感じないので、どちらかといへば成るべく之と絶縁したいといふ傾向さへ見れて居る。

併しかくの如きは皆理論上の問題で、その實際に當つては、中々かれらの希望通に行はれて居ないが、當にその實行が覺束ない許か、之を一方から觀察すれば、全然この神道

との提携を顧みないで、宣教に従事することは、固より時勢の許さない所で、又弘法上にも至大の損失たるを免れないから、何も好んで之に従うの要はなかつたのである。

新興諸宗の中では、唯禪宗が漢土の輸入にかゝる丈で、他の宗派は何れも時代の要求により、新に産出せられたものである。併し禪宗とても、已に王代の昔からして、ある一局部には遊奉せられて居たもので、その遺方から見ても、我が國風と調和することは、能く心得て居る。以外の諸宗に至つては、主として民間の信仰を土臺として、能く民間の聲に聞いて居る丈に、時代の思想と一致の歩調を取ることは、決して忘れなかつた。随つてこの時代に當つて、新旗幟を翻した諸宗に於ては、その程度にこそ深淺の相違はあれ、何れも、多少づゝは、この前代からの趨勢に顧みて、之に自家の脚色を附加することを怠つて居ない。

一 禪宗

不立文字を標榜して、以心傳心を主とするこの宗派に於ても、固より神祇の徳は之を看過し得なかつたと見えて、少しは神祇や神社に關する傳説を残して居る。

先づ臨濟宗の開祖たる榮西に就いて見ると、彼は吉備津の社家の出で、その母本社の

末社なる樂神社に祈り彼を感孕したと傳へられるが、その比較的正確なる思想を見るべきものとしては、興禪護國論の中、禪院の行事を記す條に、

土地神事、謂毎月初二十六兩日、諸神法施隨處不同、

といふ規定が見える。この文によれば、彼も從來の諸宗と等しく、神分の法施を認めて居ることを窺はれる。又傳によると、彼は建久三年香椎廟の傍に報恩寺を建て、同六年その法樂の爲めに、博多に聖福寺を創めたと言はれて居るが、共に正確な史料を存しないから、當初の目的に就いては、之を如何とも斷言が出来ない。

次いで曹洞宗の開祖なる道元に關しては、かの傳光錄の中に、

與聖ニ住セシ時、神明來テ聽戒シ、布薩ゴトニ參見ス、永平寺ニシテ、龍神來テ八齋戒ヲ請シ、日々回向ニ預ント願ヒ出見ユ、コレニヨリテ日々ニ八齋戒ヲカキ回向セラル、イマニイタルマテオコタルコトナシ、

と稱せられて居るが、惟ふにその白山及び稻荷明神に關する傳説は、こゝから端緒を發したものでなからうか。續いて總持寺の開山紹瑾には、次の如き願文も傳はる。

南阿浮提大日本國北陸道能登國賀嶋郡酒井保洞谷山永光禪寺開闢釋迦牟尼佛第五十四世傳法妙門紹瑾等

今遇 三朝佳節、恭奉爲 祝延

百九十

聖壽三箇日際、率現前大衆、就 寗皇寶殿最勝殿上、誦 當途玉卷以修正滿散者、

右所集鴻福祝獻 日本開闢天照大神 天神七代地神五代、人皇九十六代 今上皇帝(後醍醐天皇)本命元辰

當年周辰、七曜九曜二十八宿 玉城鎮守諸大明神、五畿七道大小神祇、佛法大統領白山妙理權現 當道前後

鎮守兩社大菩薩 當那當保諸社 當山土地、當山龍王 護伽藍神一十八所 當國一宮氣多大菩

薩部類眷屬 招寶七耶大權修利菩薩部類眷屬 多聞天迦羅天、打給音而使者、隨送白衣天子、香鑪守稻荷大

明神 新羅擁護八幡大菩薩、所集殊勳回向 所冀

聖壽無疆

陛下 容納 誦疏 加藍土地護法安人 誦疏

三寶 炳鑑

元亨四年正月初三日 洞谷紹瑾等 誦疏

この文に徴すると、少くとも神分の法樂に關する思想丈は、一向從前の諸宗と變つて居ないことが窺はれるが、中でも白山及び氣多を擧げた所は、流石に用意の細やかなことを偲ばす。又彼の清規に據ると、永平寺の行事中には、神分の箇條が許多規定せられて居るので、先づ居常粥了の誦經、日午參後の作法から始めて、夏中祈禱回向、祈禱千卷讀經、看經回向、大般若經結願、因病祈禱等、何れも護法の諸神とともに、我神祇に對する法樂を勤めて居る。次にその一例として、祈禱千卷讀經の願文を掲げることとする。

圓通教主普門淨聖勝彼世間梵音海潮誦誦、當途王經一千卷功德無量回向 施無畏者、親自在本正法明王
千光玉城三十三現、十方剎塵三界萬靈一切神祇、所集殊勳祝獻 大日本國天照太神六十餘州三千餘座神
祇、天龍鬼神等大小福徳 今日願主本命元辰當年周辰生土氏神、居處鎮守 祈禱會上無邊靈祝伏願除
病延命、所願成就依時用之、諸緣吉慶者、十方三世云々、

以上築西や道元や、又紹瑾の事蹟を以て、大體の模様は之を盡して居る。猶この外釋書によれば、辨圓を始めとして、一山の開祖ともいはれる人々には、何れも多少は神祇に關する傳説が傳會せられて居て、遂には道隆、祖元の如き外來人にさへも、鶴岡八幡宮の奇驗を結付けて居る。最も是等の物語の中には、幾らかの正しからぬ分子も交つて居ようが、兎に角も之によつて、鎌倉末に於ける禪宗僧侶の對神祇觀念を察することが出来る。又釋書を見ると、禪僧として師練の考を知るに足るべき資料も散見して居るが、是も亦か様な歴史的考察の結果を以つて、一般を律するのは、多少の危虞を感せられる。かくの如くにして、この外來の宗旨も、矢張時勢の風潮に從ひ、適當な程度に於て習合説と調和することゝなつた。併したゞその間の關係が古い諸宗程に進まなかつたのは、主として教義上の性質にあることゝ思はれるが、それが爲でもあらう、後になつても遂にその程度の進歩を見るに至らなかつた。夫故に習合説や垂跡觀としても、別に見るに足る丈の産物を殘して居ないので、たゞ昔からの習慣に從ひ、神分の法施や鎮守社

百九十一

の設立等が行はれたといふに止まる。

二 法華宗

新興諸宗の中でも、一異彩を放つのは、則この宗旨で、開祖日蓮の事蹟には、幾多の神祇に關する傳説が傳へられる。其中で最人口に膾炙して居るのは、三十番神の採用と鶴岡社頭の諫曉との二つであるが、共に確な證據が見えないから、暫其論評を見合せておく。仍つて今比較的の信憑するに足る者を求めるに、先づ開目抄に、次の記事が見える。

法華經の諸佛菩薩十羅刹日蓮を守護し給ふ上、淨土宗の六方諸佛、二十五菩薩、眞言宗の千二百尊、七宗の諸尊守護の善神、日蓮を守護し給へし例せば七宗の守護神傳教をまほり給しことし。

この守護の善神といふ中には、後に引く天照大神正八幡山王等諸神が含まれて居ること勿論であるが、これら諸神の日蓮に對する位置は、この文によつても知られる如く、かの法華經の守護を掌る十羅刹女や、諸の經文に説く諸天善神に同格と認められて居るのである。又かれは立正安國論の中で、金光明經、大集經、仁王經等を引き、盛にその中にいふ善神守護の事を説いて居るが、是等諸經文の中に見ゆる善神に就いても、我國に於ては、矢張八幡山王等諸神をさすこととして、別に我が神祇の特性を認めて居ない。最かやうな考は、何れの宗旨にも、通有の例で、一向珍とするに足りないが、たゞかくの如

き根柢の上に立つて、他の諸宗よりも、一層切實に諸神の擁護を説き、延いて之を我が神祇に及ぼして居る一事は、後の神道説を成立せしめる前提として、注意を要する。又同書を見ると、

天照太神、正八幡山王等諸守護の諸大善神も法味をなめざるか、國中を去り給かの故に悪鬼便を得て國すでに破れんとす。

といふ文句もある。即さきの護法神としての思想に併び、開法者としての位置を説明するもので、彼の神祇觀は實にこの數言の中に躍如たるを覺える。併し以上に進んで之を徵すべき資料のなきを憾みとする。但その遺文と稱せらるゝものによれば、この外種々の材料により、僅ながらも、その説の發現を認むべきものがあつて、我が神祇中では切に天照大神及び八幡大菩薩の徳を仰ぎ、二神を守護の第一に置いて居ることが見られる。即その一例として、八幡神に關する説を擧ぐれば、次の如くである。

八幡大菩薩をば世間の智者愚者大妹は阿彌陀佛の化身と申候ぞ、其もゆへなきにあらず、中古の義に或は八幡の御託立とて阿彌陀佛と申しける事少々、候此はなの心の念佛者にて候故にあかき石を金と思ひくひせなうさぎと見しが如し、其實には釋迦佛にてはおはしまし候ぞ、其故は大隅國に石體銘と申事あり……是釋迦佛と申す第一の證文也、此よりもことによさしき事候……以下八幡大菩薩と釋迦如

來との出生及び祖落につき年月の一致するを論ず。……かゝる不思議の候に八幡大菩薩との御誓は、月氏にては法華經を説きて正直捨方便とならせ給と、日本國にしては正直の頂にやどらんと誓給ふ、……此を以て思ふに、法華經の人々は、正直の法につき給ふ故に、釋迦佛論是をまほり給ふ、況や垂迹の八幡大菩薩乎、是をまほり給はざるべき、……四條金吾許御文

最この文の如きも、日蓮その人の作ではなからうが、たゞその中に潜む思想、又伊勢と八幡とを重くする考の如きは、後に室町時代になつてから發生した、かの十界曼荼羅の組織等から推考するに、已に當期の末葉頃までには、何等かの形式によつて發生して居たものではなからうか。十界曼荼羅は、文永十年七月八日、日蓮が佐渡にある時に起ると傳へられるけれども、その正確な遺物は、室町の初期に下るのである。次に矢張護法神としての思想から習合せられた三十番神の如きも、之を法華宗に採用したのは、日蓮の高弟日像が、京都に入つてから後に起るといふ。随つてそのこの宗旨に擴がつたのも、室町時代以降に這入るから、こゝではいはぬこととする。

かやうな次第で、この時代では、その説にまだ幾何の特色を見ないといへ、他の諸宗よりは一層親しい關係を保ち、又一層盛に之を利用せむとする傾向が見えるので、爾後室町時代に至り發生した一流の神道説は、實にこゝに起因する。惟ふにかくの如きは、一は宗義上の建方により、一は日蓮及びその後継者の弘法の手段に基づくことと思ふ。

三 淨土宗

往生淨土を目的として、只管に念佛を勤める淨土宗は、已にその教義からして神祇との縁甚薄く、又事實に於ても、諸宗中一番冷淡な態度を示して居るが、夫にしても全く神道との交渉を忘れて居ない。例へば法然上人行狀畫圖を見ると、左の如き物語が載せられて居る。

一、山王権現の影向

又上人ある時、觀空上人ならびに、四仙房とともに、をこなひたまひけるに、山王影向して、納受のかたちをあらはし給けり、これ末代の奇特なり、

二、熊野権現の擁護

遠江國久野の作佛房といひし山臥は、役行者の跡を、ひ山林斗藪の行をたて、大業を經歷じ、熊野參詣のあゆみをはこぶ事、四十八箇度也、たびごとに、證誠權現の寶前にひさまつきわれさらば、現世の果報をいのらす、れがはくば出離の要道をしめし給へと、ちかひけるに、四十八度滿する時、當時京都に法然房といふひじりあり、ゆきて出離の道なたづぬべし、としめし給ければ、すなはち上洛して、上人に謁したてまつり、念佛往生の教導にあづかり、一向專修の行者となりけり、……上人の勸化神慮にかなへることかくのごとし、

三、熊野権現の示現

直聖房といふ僧ありき、上人の弟子となりて、一向専念の行を修す、あるとき熊野山へまいりたりけるに、上人の配流せられ給よしなき、ていそぎ下向せんとしけるに、はかに重病をうけて下向かなはざりければ、れんごるに権現にいのり申けるに、かの僧の夢に、臨終すてにちかつけり下向しかるべからず、としめし給ひければ、法然上人の御事あまりにおぼつかなく候へば、はやく下向してうけたまはりたく候と申ければ、かの上人は勢至菩薩の化現なり、不審すべからず、とかされてしめしおほせらると見て夢さめぬ其後いくほどをへすして、臨終正念にして、往生をとげにけり、

即始めはその出身に従うて、天台の擁護神たる山王権現の影向を説き、次に佛教とは最縁故の深い熊野神の示現を語る。固よりその真偽に就いてはこゝに保證する限でないが、之を一宗の開祖たる源空及びその門弟に對する感想としても、當期に於ける一般の趨勢は窺はれるので、先づ従前の成行のまゝに、神道との連絡を取つて居ることが見られる。随つて他の諸宗のやうに、後には鎮守社を設け、又神祇との關係をも生ずるに至つたとはいへ、かくの如きは唯習慣に従つたといふ丈で、その真意は、固より茲に存するものでないに極まつて居る。いふまでもなく、彼等の信仰は、唯一の彌陀を信ずる上に成立して、他の雜行の必要を認めないのであるから、鎮守神に對しても、昔程に切實な考のありさうな筈もなく、神祇はたゞその本地によつて之を認識するに過ぎなかつ

たのである。随つて當代の末に至れば、

淨土門の行人、神明ナシドナニトカ思ヘキ、攝取ノ光明ヲカウフラン行人ヲハ、神明モイカテ罰シ給ヘキ、

といふ傳説をさへ生じて居る。

四 一向宗

一向宗になると、淨土宗よりも、もう一層神祇との關係が疎遠になり、神供や神分は、鎮守堂の設置さへ、ある特別の場合を除く外、見られないやうになつてしまつたが、併しこれらは概その後世に於ける現象で、この時代ではまださうひどい程度にも進まず、矢張自宗の立場に相應した神祇觀を發表して居る。次にその一例として、本願寺聖人親戀繪詞にある物語を引用することゝする。この書は親戀の女覺如の作と傳へられ、又永仁三年の奥書も見えるから、この時代の思想を知るに適して居る。同書に親戀が箱根の山中で一夜の宿を借りた時の譚として、

于時聖人親戀アユミヨリツ、案内シタマフニ、マコトニ齡傾タル翁ノ正ク裝束シタルガイトコト、ナルイデアヒタテツリテ云ヤウ、社廟ナカキ所ノナラヒ、巫トモノ終夜

アソビシ侍ニ、オキナモマシハリツルガ、今ナンイサ、カヨリキハンベルト思ホドニ、
 夢ニモアラズウツ、ニモアラデ、権現被仰云、タダ今ワレ尊敬ヲイタスベキ客人、コノ
 路ヲスギタマウベキ事アリ、カナラズ慇懃ノ忠節ヲ抽テ、殊ニ丁寧ノ饗應ヲ儲クベシ
 ト云々、示現イマダサメオハラザルニ、貴僧忽爾トシテ、影向シタマヘリ、何ツタダ人ニ
 マシマサン、神勅是炳焉ナリ、感應モトモ恭敬スベシト云テ、尊重囑請シタマリテ、サ
 マザマニ飯食ヲ糖、イロクニ珍味ヲ調ケリ、
 とある。即文に、ワレ尊敬ヲイタスベキ客人ともある通り、古來の傳説と同じ形式の許
 に、神徳佛力の比較が試みられて居る。して見ると、矢張他の諸宗と同列に、神祇との連
 絡を拒まないものといふべく、この點から見れば、さして他處の宗旨とも變つて居ない
 やうに思へる。併し已にその脚色に就いても、知られる如く、親鸞自身の立場としては、
 少しも之を求め、又之に預らむとした氣色が見えて居ないのである。次いで、同書に、常
 陸國の人平太郎といふが、熊野詣の可否を尋ねた際、親鸞の返答として、

證誠殿ノ本地、スナハナイマノ教主ナリ、カルガユヘニ、トテモカクテモ、衆生ニ結縁ノ
 コ、ロザシフカキニヨリテ、和光ノ垂跡ヲ留タマフ、垂跡ヲトムル本意、タゞ結縁ノ
 群類ヲシテ、願海ニ引入セントナリ、シカアレバ本地ノ誓願ヲ信マテ、一向ニ念佛ヲコ

ト、セン輩公務ニモシタガヒ、領主ニモ雇仕シテ、ソノ靈地ヲフミ、ソノ社廟ニ詣セン
 コト、更ニ自心ノ發起スルトコロニアラズ、シカレバ垂跡ニヲヒテ、内壞虚假ノ身タリ
 ナガラ、アナガチニ賢善精進ノ威儀ヲ標スベカラズ、タゞ本地ノ誓約ニマカスベシ、穴
 賢々々、神威ヲカロシムルニアラズ、努力努力冥眈ヲメジラシタマフベカラスト云々、
 と見え、その後平太郎が神前に參籠した時の有様を記して、

ハタシテ无爲ニ參着ノ夜、クマンノ男夢告云、證誠殿ノ扉ヲ排キテ、衣冠タマシキ俗人
 オホセラレテ云、……ソノトキ、カノ俗人ニ對座シテ、聖人忽爾トシテ、マミエタマフ、
 ソノ詞ニノタマハク、彼ハ善信ガ訓ニヨリテ念佛スルモノナリト云々、爰ニ俗人笏ヲ
 タマシクシテ、コトニ敬屈ノ禮ヲ著ツ、カサネテ述トコロナシトシルホドニ、ユメサメ
 ラハリヌ、

とある。この物語には、ともに自家の勢威を張らむが爲めに、神祇の徳を利用せむとす
 る多少方便的の嫌が見えるけれども、彼等が神祇に對して抱いて居た考は、これで以て、
 よくわかると思ふ。即一圖に本地の威光を發揚して、その宗義との連絡を保たしめ、神
 はたゞその本地によつて敬すべきものであるといふ意を表明して居るが、次いでその
 末段に至つては、さきの箱根に於ける物語に等しく、神親ら聖人を禮拜し給ふに終り、そ

の他の擁護や聞法に關する思想は、少しも表れて居らない。かうなると、大分その立場も變つて來るが、今又之を當代に於けるその經過の跡から考へても、一向に神祇に關係ある物語は傳はつて居ないのである。惟ふにかくの如き神祇觀も、その我絶對他力の信仰からする見方としては、誠に最な次第であつて、唯一慈悲の靈體以外は、何物をもその化現とする宗風には、最適しい考であると思ふ。

かくの如くにして、一向宗は全く神祇と絶縁しない迄も、その關係は初めから親密でなかつた。續いて年を経る中に、この傾向は愈進んで、遂には全く反對の側に立つ者を生ずることゝもなつたのである。

以上淨土と一向宗との二つは、宗義の性質から導かれて、諸宗中神道とは最疎遠な關係にたつたものである。次いで同じく當期の産物で、しかも念佛往生を目的とした宗旨でありながら、源空や親鸞の風とは餘程趣が變つて、頗る神祇の恩顧に感じて居るものがある。時宗が即それである。

五 時宗

天台の流を汲んで、稱名相續をその生命とした一遍上人の教義は、已に開祖の出自に

於て、神祇と深い縁故を有して居る。一遍姓は越智、即伊豫の大山積神社の氏人で、かの通信の孫に當る。續いてその行歴の跡並に宗義の歸趣を考察するに、神祇及び神社に對する關係の深いこと、之を何れの宗旨に比較しても、些の遜色が見られないのである。今先づその教義に就いて見ると、彼の主張した他力本願の深意は、文永十一年熊野の證誠殿に參籠した際、その神託として、

融通念佛すゝむるひじり、いかに念佛をばおしてすゝめらるゝぞ、御坊のすゝめによりて、一切衆生はじめて往生すべきにあらず、阿彌陀佛の十劫正覺に、一切衆生の往生は、南無阿彌陀佛と決定する所なり、信不信をえらばず、淨不淨をさらはず、其札をくばるべし、

と示されたに基づく、と傳へられ、その南無阿彌陀佛決定往生六十萬人といふ札も、亦この時の示現によつて創められたといはれる。熊野は人も知る如き時代の通俗的信仰を萃め、た社で、證誠大権現の本誓は何れの方面に向ひ、又何れの宗旨に亘つても、普通の勢力を有して居る。かるが故に一向宗の如き頗る冷靜なる態度を持したものでさへ、時には之を包擁せむとする氣色が見えて居るが、こゝに機縁の熟する所、一遍の教義に逢つては、本願念佛の勸進となつて表れたのである。隨つてこの神託は、時代思潮の赴く所に察

して、権現の誓約が種々推移する一例とも見るべく、又この傾向を利用して、彼の教義が神聖にせられたものともいへる。

次いでその行歴した跡に就いて考へると、熊野の後には、建治二年大隅の正八幡宮に詣で、こゝでも亦神の示現をうけたといふ。即、

とことには、南無阿彌陀佛と唱ふれば、なもあみたふにむまれこそすれ

といふのであるが、是も六字の名號を勸めるもので、やがて彼の主張の發表に外ならぬ。越えて弘安九年の冬、石清水に參詣しては、

往昔出家名法藏 得名報身住淨土 今來娑婆世界中 即爲護念念佛人

又、

極樂にまいらむとおもふこゝろにて、南無阿彌陀佛といふそみ心

といふ神託を得たといはれる。是も亦念佛稱名の勸進を説くものである。更に進んで自ら法施を奉り、法樂を進めた等神祇に關係ある事蹟は、かの大三島に於ける物語を始めて、その例證に乏しくないが、今便に従ひ彼の生涯中神祇に因ある事件を一括して擧げることとする。

文永二年 夏熊野に詣で神託をうく、尋いで本宮より新宮に遷り、明年の夏に至る、

建治二年 大隅の正八幡宮に詣で示現を得

弘安元年 秋殿島に詣で、冬備前の藤井に於て、吉備津宮神主の子夫妻を教化す、

三年 陸奥に下るの途次、關明神を過ぎ和歌を誦す、

五年 七月伊豆の三島に過るときに奇瑞あり、神主等結縁をなす、

六年 一京に上るの途、近江の草津に於て天照大神及び山王の示現を得、又草津に於ても天照大神の示現あり、

八年 美作の一宮に詣づ、神法性宮より還つて聽聞の地につき、一廻を供養せらる、

九年 攝津の住吉に法施を奉り、冬石清水に詣で、神託をうく、

十年 春播磨を巡行し、松原八幡宮に過りて念佛和讃を作る、尋いで備後の一宮に詣で、秋殿島に參る、内侍等歸敬して臨時の祭を行ふ、

正應元年 十二月大三島に參詣す、夢告あり、神一廻を召して生贄を止めしむ、

二年 七月淡路に渡り、二宮に詣で、札をうつ、又同國志津幾なる天神社に法施を奉る、尋いで八月十八日その臨終に際し、西宮明神の感應あり、

以上一廻の事蹟は、聖戒の六條縁起に據つたのであるが、この書は彼の示寂を去ること僅に十年、正安元年に至り、記されたものであるから、當代に於ける彼及びその門弟の信仰を窺ふ資料としては、最も正確であると信ずる。

さて上に擧げた事蹟に就いては、唯數の多いといふ丈で、別に他宗と區別せらるべき特徴も見えないから、一々の説明を省くこととする。たゞその中にあつて、彼の臨終に

就き、譚らるゝ處を見るに、示寂の場所に近き西宮明神は、最後の結縁をうけむが爲に、わざ／＼來臨せられ、その神主は祭禮の御行を外してまでも、十念を授からむとして來會したといはれて居るが、この一場の物語によつても、彼及びその門徒の神事に對する觀念を、荒増曉ることが出來、又それと併んで、開法者としての神の位置も、遺憾なく説明せられて居ると思ふ。

かくて一遍五十年間の教法は、初め熊野の神教によつて悟を開くに起り、遂に西宮明神の感應に至るまで、常に神祇との連絡を保ち、その擁護に感じて進んで居るのである。随つてこの宗旨に於ては、神祇の恩顧を思ふこと最深く、就中熊野權現に對する信仰は、一宗の護法神として未永く渝ることがなかつた。實に新しい方面に於ける習合説の進路としても、この時宗との提携を以て、その最後に於ける活躍としなければならぬ。

以上禪、法華、淨土、一向、時宗等、主なる五宗に亘つて大體の觀察を述べて置いた。就いては、その中に、それ／＼宗旨に應じた特徴も見られるので、禪の平然たる、淨土、一向の冷靜なる、法華、時宗の誠意に富む等、教祖の性格や、教義の建方に從うて、とり／＼にその趣は異なるけれども、之を通觀する所、何れも時代の產物たる習合説の進路とは、沒交渉の態度を執つて居らぬ。随つて習合説の範圍は、こゝに新しい分野を發見することゝな

つたが、その結果としては、我が神祇の性格も、亦その方向に從うて、幾重にも轉換せられ、神社に於ける諸種の現象にも、之につれて多少の推移が見えて來た。

併しその教義の性質や、時勢のなす結果でもあらう、説の見るべきものとしては、遂に天台や眞言に比較の出來るものを產出しなかつた。

習合説の經過を叙するに附けて、陰陽道の方面に對しても、一瞥して置きたいと思ふ。そも／＼王朝の中葉以降は、この道のいたく信奉せられた時代で、上は王侯縉紳より始めて下庶人に至るまで、日常の行事作法等、多くはその教ふる所によつて左右せられ、一意専心之に盲從するの有様であつた。随つてこの際に臨み、加茂保憲や安倍晴明の如き名手も產出せらるれば、種々の奇驗を語る物語も發生するし、それにつれては、愈その信用の程度は増進し、流布の範圍は擴大せられたのであつた。この形勢は、矢張そのまゝで鎌倉時代に繼續せられて居る。その上時代の進むに從うて、その根ざしは益、深くも又鞏固にもなつたので、その社會に於ける勢力は、中々に容易ならざるものがあつた。さうしてこの勢力は、神道の上に如何なる影響を及ぼしたであらうか。

さきに王朝の條に、その感化の概略は述べて置いたが、この時代とても亦上述の範圍を脱出しないので、即主として契合の見られるのは、祓禊、占卜及び祭祀の上にあるが、續

いては禁厭符咒等に就いても、多少の聯絡は窺はれる。併し大體に於ては、依然として王朝に行はれた通を繰返すもので、殊更に際立つて見えるのは甚稀であつた。惟ふに神道に對する習合としては、上記の數項を以て殆その全部を盡したものと云ふべく、以外の點に亘つては、最早その餘地を見出されなかつたに由るのであらう。と云ひ八年久しく兩者の提携し來つた末は、こゝに漸くその結果が表れて來て、斯の道の神を我國の神祇と同一視する風は次第に擴張せられ、又行事の上にも、漸次その感化が深厚なるに至つた。事は便宜下編の各條下に詳にする。

下編

一 當代の神社

上の各章に亘り、説明した通、鎌倉時代の神社は、之を前代に比すれば、餘程その局面が複雑になつて來たので、矢張他の諸般の現象と同様に、朝廷と武家との兩方面から、觀察を下すを必要とする。

そも、この公武による神社の分屬は、主に位置の關係によつて、自ら範圍が定められたので、即一つは西の方京都に倚り、一つは東の方鎌倉附近を基礎として、こゝに不充分ながらも、東西に相對する二個の中心點が現出せらるゝことゝなつた。この點は、則從來の歴史に曾てその例を見なかつた所で、當代以降に於ける史實の傾向が、前代と趣を異にする所以の一は、實にこゝに存する。併しその實際の狀態に至つては、猶以外に神社の性質や又前代からの領地關係等、種々の事情の爲に、兩者の利害が互に相錯綜した所も少くなかつたので、往々にして、その間に明確なる區分を見出し得ない場合を

生ずることあつた。例へば之を一神社の上に見ても、純然たる武家方の崇敬に立つものは先づ徳岡の二社に止まり、その他石清水を始め、熊野、住吉、熱田、さては鹿島、香取等は、何れも公武の両方面に亘り、その信仰の範圍を有する社であつた。就いては事ある際に臨んでの去就を決するに當つても、際立つて旗色を鮮明にしたのは、その中のある一少部分に止まつて、全局に對する影響は、まだ充分に行届いて居なかつたといへ、已にかやうな形勢に成行いた以上、この色分によつて歴史を見るのが肝要で、やがてそれから、かの南北朝に至り見れた大活躍を胚胎せむとする兆候を示して居る。

この公武に對する關係の外に、當代に表れた著しい現象とすべきは、佛教によつて與へられた感化の漸次瀰漫したことで、實に公武の何れにも亘り、又社格の如何をも論ぜずして、あらゆる神社の階級に通じ、その勢力を及ぼして居る。續いては、陰陽道との關係、民間の卑近なる信仰の如きも、斯界に光彩を添へた一原因とすべきものであらう。

かく當代の神社に就いては、三つの特徴とすべきものがある。併し歴史の大勢に預る社は、矢張その中の一部分に止まつて、全國多數の神社は、猶潮流の外に疎外せらるゝを免れなかつた。最この時代は、前代よりも餘程歴史の局面が擴げられたから、幾らかは地方の狀況も世に表れて來たといへ、まだその文明は下層社會にまで行届かず、又

一方からは、史料の不備なる點からして、思ふやうに研究の歩を進めることも出来ないのである。随つて以上公武の崇敬を擔ふ特別の神社の外は、矢張前代の形勢通に、その中にたつ代表的の神社に就いて、幾許かの事蹟が知られるに過ぎない。

先づ一般に通ずる形勢としては、朝廷の方で、一圖に前代の制度を墨守せられた爲に、陽には延喜の制が社格の基礎となつて、式の内外が非常にやかましく詮議せられ、又それが天下の神社を區分すべき標準ともせられた。惟ふにこれも朝綱の萎微しむ振はざるの結果といふべく、もしも昔のまゝの王政が續いて居たならば、こゝに再度の改修が試みられて、新しい意味を持つた神社撰が成立したことであらう。已に世間では、神名式の據るべからざるを訴ふることも年久しく、諸種の點に於て少からぬ不都合を生じて居るが、中でも武家の方では、とり分き冷靜に、甚しきは朝廷に於かせられても、屢延喜の制に係らぬ沙汰を下されたではないか。然るにかゝるすべての方面に於ける不便にも係らず、只管その權威の維持に苦心した許で、少しも時勢の進運に適つた措置に出ることが出来なかつたのである。次いで矢張退嬰策の一つとして、神階に關する制度の如きも、延喜以降は、たゞ諸神同時の叙位に止まつて、全然往時の盛觀を見られないこととなつたが、それがこの時代に入れば、一層甚しく、遂に驚くべき少數に下つてしまつ

た。即當代を通じ、特に一神社の爲に、仰出されたものとして、

日吉社二宮以下十末社

壽永二年より、建長二年まで叙位三度第二等に出す、

五條天神

正治二年四月叙正五位下、

紫野今宮

弘安二年五月叙從二位、

出雲社丹波

正應五年十二月叙正一位、

沙々貴社近江

元應元年七月叙正二位、

丹生都比賣神、高野御子神

壽永二年十月并叙從一位、

等儀に五六の例を見るに過ぎないので、且もそれは都近くの極めて狹隘なる範圍を出て居らぬ。是一つは總叙位の如き便宜なる方法が習慣となつて、式内社には故之を行ふ必要がなくなつたにもよるであらうが、縱令それとしても、かくの如きは、餘に消極的態度としなければならぬ。随つて一般にはかの丹生都比賣や御靈社に見る如く、總叙位の度数によるか、若くは國內神名帳にある通公に見えない位階を準據としなければならぬやうになつた。

次に諸國に遷れば、是亦地方制度の變遷した影響をうけて、神社に關する諸般の政務の如きも、多くは留守所の掌る所となり、巡拜や朔幣等の行事も、亦普通には、在應官人の

手によつて行はれて居る。今その一例として、建長七年といふ若狹彦神社の旬祭の祝詞を擧げむに、その末段に至つて、

當國ニハ大介目在應官人、郡郷官官、萬民百姓等、心中所願、悉令圓滿給へ、……………留守所ノ御目代、乃至令念願給所望、一々叶殿……………給へ……………(返祝詞)

といふ句が見える。即之によつても、留守所を主とするに至つたことが知られるが、かやうな形勢に成行いのも、實に由來久しいことで、已に王朝の末頃からして、そのけはひが見える。例へば之を神拜の一事に徴しても、讃岐國なる水主神社文書には、

二條院御宇國司藤原秀能、兵衛佐七條三位殿、内藏頭俊盛御息、應保三年正月廿四日任、

御神拜、御目代橋馬大夫勤之、

長寛元年十月廿七日甲申

次御神拜、目代右衛府橋公清勤之、公盛息男也、

仁安二年十月廿五日己未

上のやうな記事が見えて、ある一部の國々では、夙に目代の手に移つて居る。こゝに當代に至り見れた國內神名帳に、正應二年といふ和泉國と、永仁六年と稱せら

る、上野國との二種がある。ともにその編成の起源は、王朝に存するであらうが、之をいふが年代の事實を表すものとすれば、確に國司政治時代の姿を傳へたもので、之によつてその當代に残した制度の一端を窺うことが出来る。併しその内容に就き、猶研究の餘地が充分にあると思はれるから、暫くその説明を見合すこととする。さてかく國衙の衰へたに代つて、新に武家の威光を添へた地頭の勢力甚盛に、一方では國司の權限内に侵入して、神社の行事や造營の事などを負擔したと共に、一方では鎌倉の勢力と相結んで、次第に神社の内部にまでも手を擴げむとするに至つた。

此時に當り、各地方に於て、漸次頭角を露したのは、是亦前代通に、一宮と總社との二つである。ともに文獻上には、確な證左が見えないとはいへ、已に前代の末期に於ては、略完成の域に近づいて居たものであらう。随つて當期に入れば、社參奉幣等恒例臨時の行事は勿論、その他事ある際に臨んでも、特別の待遇を受ける等、年と共に、愈その優越した位置が確められて來たが、それに就いては、他に之を競望するものが少くなかつたと見えて、こゝに社格の爭奪に關する紛擾が惹起せらるゝに至つた。これも古くは王朝の盛時に當り、越中國に新氣多社を創められた時、従前の一宮なる二上神社との間に爭論を起して、遂に二上の失敗に歸したともいはれて居るが、この時代では、正應年間に至

り、薩摩國に於て、枚聞社と新田八幡宮とが互に之を争ふこととなつた。惟ふに、ことの起は、新田社の謀計に出た所で、その枚聞を壓伏せむとしたのが源であらう。然るに時會を元寇の變によつて、諸國の一宮には鎌倉から奉幣が行はれた爲めに、兩社の爭論は愈甚しくなつて、遂に之を訴訟に上す迄に立至つたが、その結局は新田社の勝利に終つたものらしい。蓋かくの如きは、何れも式内古社の信仰衰へて、之に代るべき新勢力が勃興したによるものであらう。一宮に續いては、二宮以下の號を稱するもの漸く加はつて、實に當代を通じ左記の如き實例が見える。

- 尾張 二宮大縣社 三宮熱田社
- 相摸 二宮川勾社 三宮比々多社 四宮前島社
- 常陸 二宮恐らく靜社 三宮吉田社
- 越前 二宮菅生石部社
- 但馬 二宮粟鹿社 三宮水谷社
- 伯耆 三宮大神山社 三宮會見社
- 周防 二宮御坂社
- 長門 二宮忌宮社

淡路 二宮大國魂社
 讃岐 二宮大水上社
 土佐 二宮小村社

以上悉く之を式内及び國史現在社に採り、一宮を準據として序でられて居る。さてかく一宮や總社の勃興した旁では、かの氏神制度の變遷に就いても、一瞥を要する。これも久しい以前から馴致せられた形勢をうけて、自然の推移のまゝに、氏神と産土神との混淆が行はれたが、その結果は、遂にこの時代の末に至つて、生土神をも氏神と稱することとなつたので、その證據は、已に元亨の頃に見られる。かくの如くにしてこの時代の有様は、一方で朝廷の制度が紊れたとともに、これに代つた武家の勢力は、ある程度までの保護及び干渉に止まつて、之を概括して考うれば、制度上頗る自由に、且放任的なる時代と稱すべきであらう。随つて曾て定められた社格の制度の如きも、ある一部分か、若くはある特別の場合に役立つ位で、一般には信仰を基礎とした神社の實力が、實際に用ゐられ、又古い社格や由緒よりも、寧ろ神主の手腕と武家の信頼とが必要なる時勢となつた。就いては古來の大社は固よりいはずもあれ、かの新日吉や新熊野、さては鶴岡八幡の如く、式外に列して、之を凌ぐ位置に達したのも、少からず表れて來た

がその中でも、一時閉却せられむとしつゝあつた關東の方面が、こゝに再復活せられて、我が神祇史上の一重要な位置を占むるに至つたことは、實に當代に見る一特色に屬する。

次に、此時代に於ける主なる神社に就き、其各方面に表れた現象を説明することとする。

二 神體

神體は、さのみ變動の生ずべきものでないから、固有の形式を守つて居る所では、幾ら事變に遭つたからとて、矢張舊の姿を傳へ、昔の條を残して居るが、一般の神社に於ては、どうしても、時勢の進運に抵抗することが出來ないので、いつの間にか、その形式は、移つて新しい時代の思想に適應せしめようとするに至つた。その中で一番弘く世に行はれたのは神像である。

神像は前卷に述べて置いた通り、奈良朝の末から王朝の初にかけた時代に起り、爾來王朝の全期を通じて流行して居るが、鎌倉時代に這入つてからも、相變らず盛で、その技

王は愈巧にその分布は益々廣くなつた。現に今日殘つて居る上から考へても、この時代から後の神像が著しくその分量を増して居るが、それらの中には、昔の簡古素朴な形式から進んで、その標本を時代の主流社會に求めた、頗る進歩した形のものも表れて來た。最神體はその性質上、神祕を尙び一般に公開すべきものでないから、幾らその形式が進み、技術が巧になつたからとて、別に何等の影響もないやうに思へるけれども、唯かくの如き方法によつて、段々と具象的の對象が悦ばれて、遂に偶像崇拜と同じの結果を齎らすに至つたことは、注意して置かねばなるまい。さきにもいつた通り、神像はもと偶像の崇拜から起つたもので、その起源は佛教にある。所が佛教の方で見ると、その禮拜の對象たる佛像は、段々とその手法に思を凝らし、常に時代の思想と伴うて發達せしめて居るのである。神像はその技工の度に於て、固より佛像とは比較にならないけれども、當代の思想が、已に神佛の併立を聽し、之を同資格のものとして崇拜して居る以上、その形式に於ても、いくらかは佛像に比較の出來る程度に迄進めて、等しい崇拜を捧げようとするのは、自然の勢であると思ふ。吾々は技術の練熟及び思想の向上等、一般的の原因からしても、神像彫刻の進歩を認めるけれども、その半面に於ては、かゝる佛教彫刻に對する關係があつたことをも信ずるもので、殊にその佛像に類する形式をとつたもの

に就いては、一層之を切實に感ずるのである。

この佛像との關係によつて生れたのは、則垂跡の像である。已に王朝の末期からして本地佛が發表せられ、尋いでその像が彫刻せられた事は、是亦前述の通であるが、この本地佛に對し、その垂跡の姿を寫したのが、こゝにいふ垂跡の像となつた。最この像はその名稱からいへば、一般の神像にも適用せられ、又出來上つた形の上から見れば、王朝時代の神像が、時代の思想に適應する形式を取るに至つたもの、即古神像の進化した形ともいふことが出來ようが、その経路からすれば、習合説による思想を基礎として、主に僧徒によつて案出せられたもので、普通の神像とは聊その意義及び形式を異にして居る。即本地に對せむが爲の像で、佛菩薩がその本位を隠して、假に現じた隨機應化の姿を描出するのを目的とする。隨つてこの像は、主に佛教に最も縁故深き神社に發生して居るので、日吉と八幡とをその最顯著な例とする。次に順次當代の遺品并に書契に見れた所に就いて述べて見よう。

一 山王權現垂迹の像

日吉は八幡、熊野等とともに、習合説の最深く浸潤した社で、早く王朝の末頃からして

その本地を定めて居つたが、之と相前後して、垂迹の姿を感得することが起り、この時代に入つてからは、之に關する傳説が頻々として生じて居る。例へば傳教大師が桓武帝の六年に、三宮の御姿を拜したといひ、又相應和尚が齊衡二年に白山妙理權現の御影を見たといふが如きは、その一例である。最これらの説話は、何れも、後世の傳會に過ぎないといへ、かやうな方法で、以て、その垂迹の姿は段々と世に發表せられて、こゝにその本地佛と相併んで、大成することゝなつたのである。即この時代に表れたその垂迹像を擧げると、左の通である。

大比叡大明神

俗躰坐像

御冠非普如寶冠

御衣薄淺朱衣無袴

兩方御手合持御笏

御容儀宛如大權修利菩薩

薩兩方御齡四十許

小比叡大明神

僧形坐像

御衣香染柄横被

金剛合掌

聖眞子

僧形坐像

御衣香染柄横被

御手捧首匕柄

御齡五十有餘

八王子

僧形坐像

御衣香染柄横被不帶

右御手持首匕 左御手持首匕柄

御齡五十有餘

同

俗躰坐像

御衣冬束帶

兩方御袖合持御笏

御齡三十有餘

客人

女躰坐像

御衣唐裝束

御髮結御頂

兩方御袖合持孤輪

御齡二十有餘

十禪師

僧形坐像

御衣法服冬柄横被

右御手奉一卷經

三宮

女躰坐像

御衣唐裝束

御髮結頂上

金天冠

兩方御袖持唐打輪

御齡二十有餘

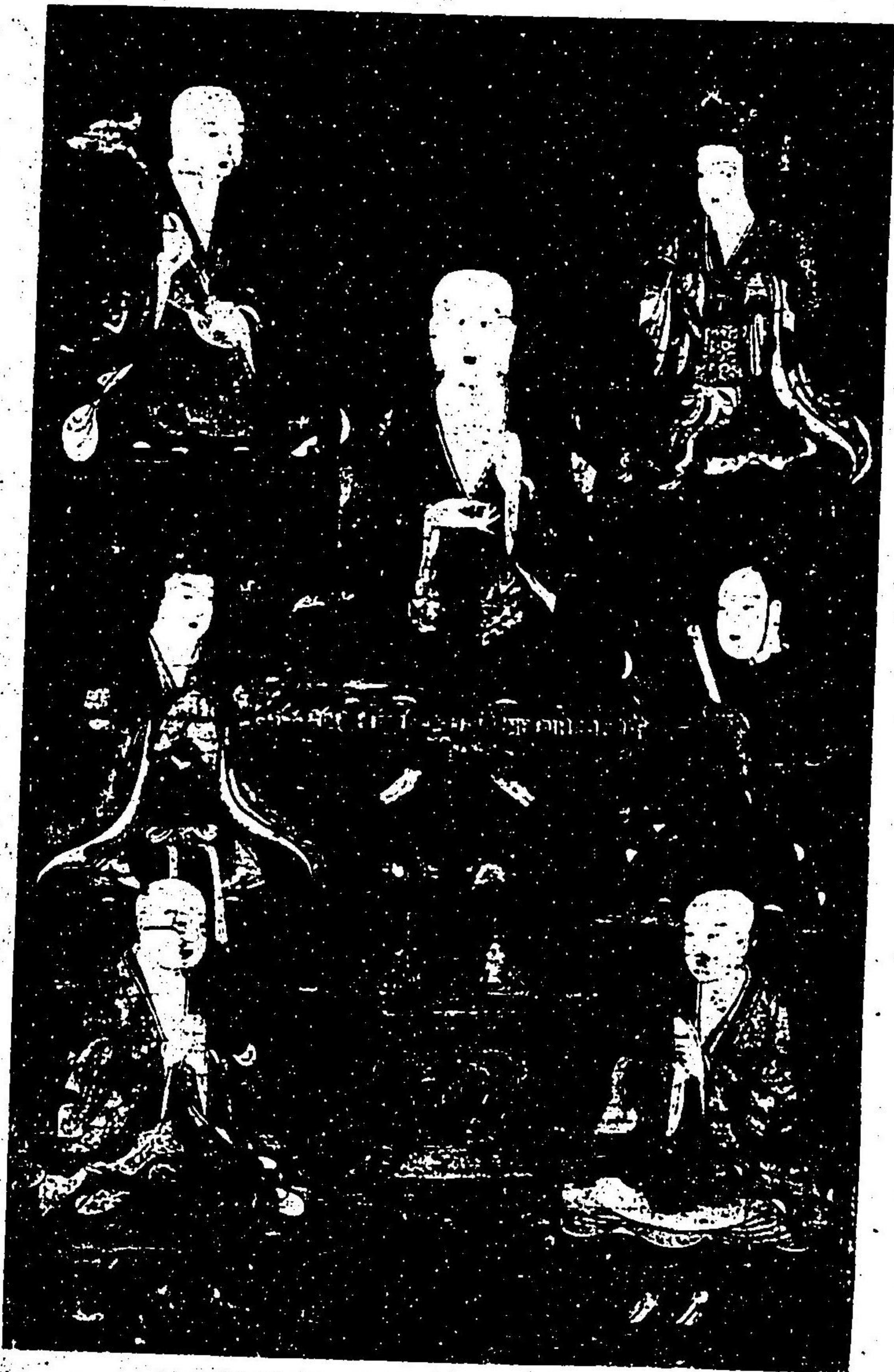
以上は延喜十五年八月の記に係るといはるゝ相應和尚の檢封記に見えた所であるが、無論その内容は鎌倉時代の思想を表したもので、王朝時代の産物とは見られない。併しこれがその根本の様式で、世俗に流布したものは、何れも之を準據として居る。さて是等の諸像は習合説の進むにつれ、僧侶の思想によつて描出せられたもので、即彼等の腦裏に影じた山王諸神の感想に外ならぬのである。數を以ていへば、八體の内四體は僧體、二體は俗形、二體は女體となるが、俗形の内でも八王子の一體を除く外は、何

れもその装束我國のものでない。大宮権現の容體を記した中に之を天台山舍利の守護神なる大權修利菩薩に比較した所があるが男女神ともにその俗體の場合でもかやうに佛菩薩の形に類するのが表れそれが又彼等の間に歡迎せられつゝあつたのである。随つて之によつて彼等の神祇に對する考も察せらるれば又佛的趣味の次第に勢力を得つゝあつたことを徵せられる。次に當代に於ける遺品の二標本として、出雲の鰐淵寺に藏せらるゝものを掲げておく。猶この外では、近江の西菟觀音、百濟等の諸寺にも同様の像を見ることが出来る又同地の笠川等之助所藏の二幅も同じ系統に屬するものである。

二 僧形八幡神の像

八幡三所の内で、垂迹の觀念を最適切に表したのは、その僧形の像にある。この像に就いては前卷に於て一通の説明をして置いたが爾後この神の繁昌せらるゝに伴うて、之を造ること愈盛に、この時代に入つてからは、その形式にも新しい意味が加はり、又分布の範圍も餘程弘くなつた。次にその主なるものを擧げると、

(一) 東大寺八幡宮の神儀 初め治承四年本社が悉く炎上に歸するや、間なしに社殿は再興せられたが、神體に就いては、容易く決定が出来ないといふので、文治四年に至り、



像述垂現權王山寺瀨磨

れもその装束我國のものでない。大宮権現の容體を記した中に、之を天台山舍利の守護神なる大權修利菩薩に比較した所があるが、男女神ともに、その俗體の場合でも、かやうに佛菩薩の形に類するのが表れ、それが又彼等の間に歓迎せられつゝあつたのである。随つて之によつて彼等の神祇に對する考も察せらるれば、又佛的趣味の次第に勢力を得つゝあつたをも徴せられる。次に當代に於ける遺品の一標本として、出雲の鱈淵寺に藏せらるゝものを掲げておく。猶この外では、近江の西教、觀音、百濟等の諸寺にも、同様の像を見ることが出来る。又同地の笠川華之助所藏の一幅も同じ系統に属するものである。

二 僧形八幡神の像

八幡三所の内で、垂迹の觀念を最適切に表したのは、その僧形の像にある。この像に就いては、前卷に於て一通の説明をして置いたが、爾後この神の繁昌せらるゝに伴うて、之を造ること愈盛に、この時代に入つてからは、その形式にも新しい意味が加はり、又分布の範圍も餘程弘くなつた。次にその主なるものを擧げると、

(一) 東大寺八幡宮の神儀 初め治承四年本社が悉く炎上に歸するや、間なしに社殿は再興せられたが、神體に就いては、容易く決定が出来ないといふので、文治四年に至り、



像迹垂現權王山寺淵鱈



大寺八幡宮僧形八幡像



藤崎八幡宮僧形八幡像

奏聞を経て、宇佐宮の通り、如在の禮に由ること定められた。所でこの後、建久八年に、更に神體造立の儀が起つたので、種々儀を重ねた後、東太寺の勸進上人たる俊乘坊重源が密々法體の御像を造ることゝなつた。かくてこの像は、建仁元年十二月に至つて開眼せられた。こゝに擧げたのが即それである。その形式、木造極彩色の座像で、丈二尺九寸許、木蘭染の法衣を著し、朽木形の袈裟をかけて、右手に錫杖を持し、蓮座に坐つた僧形の姿である。胎内に銘があつて、開眼の年月、佛師快慶以下小佛師二十餘人の名前を記してある。

今この像と、前編に掲げた薬師寺の比丘八幡像とを比較するに、根本の思想に於ては、別に變りもないが、彼はたゞ僧形といふ丈で、深い準據を持つて居ないのに、此は以上に進んで、六環の錫杖を執つた、地藏菩薩の形式となり、茲に一種の意味を含ませしめて居る。爾後僧形八幡の像として、この種の形式が盛行はるゝに至つた。

(二) 勝光明院寶藏の八幡大菩薩御聖體 もとは神護寺の金堂に安置せられて居たもので、弘法大師渡唐の際、船中で大菩薩の影向あつて、互に影像を寫された時の一鋪である。と傳へられ、同寺中絶の際、鳥羽院は之を勝光明院の寶藏に移された。その形は、建久六年禪覺僧都が拜見した際の記文によるに、

三輪赤地錦縁御體ハ老比丘形著衲衣時赤蓮花有赤口光上有日輪左手持水精念珠右手持六輪錫杖右方上有紙形

とある。して見ると東大寺八幡宮の神體と同一の形式で、しかもその年代はそれよりも幾らか古。

さてこの影像は、建久六年頃からして、石清水の檢校が切りに之を競望し、その外殿に奉安せむことを欲したけれども、遂にその儀が叶はなかつたと見えて、嘉禎年中に至り、再之を神護寺に還付せられた。

(三) 藤崎八幡宮の神體 正和元年御體新造の際の注文によるに、本宮三所の神體に就いて、左の如く記されて居る。

一宮 應神天皇	御長三尺 錫杖	僧躰
二宮 仲哀天皇	御躰三尺 笏冠	俗躰
三宮 神功皇后	御躰三尺 蓮花	女躰

即僧俗女の三體より成り、僧形は勿論女體までも蓮花を具へて、佛式に従うて居ることがわかる。この注文によつて造られた三體の内、僧形の像はその形式、丈二尺六寸、木彫の坐像で、右手は臂を屈し、左手を膝上に安して、左肩より右膝にかけて袈裟を纏つて居

る。注文に見ゆる錫杖は、今之を關いて居るけれども、圖にも示した通り、手の相から見るにもとは之を具へて居たもので、即これも地藏式彫像の一例と見られる。

猶この外當期間に造られた彫像又は繪畫の類で、前三者の式に倣うものも、幾らか見受けられるけれども、その主要なる標本は之で盡きて居るから、一々は擧げぬ。

三 諸社の垂迹像

(一) 寶積寺十九社明神像 大山崎の寶積寺に、十九社明神像と稱する額が四面ある。もとその鎮守なる十五所權現の社殿に懸かつて居たもので、裏の銘に、

弘安九年丙三月廿五日 願主 僧 經 圓

院主 阿闍梨良觀

と記されて居る。その中立派な標本と思はれるのは、次の五體である。

稻荷大明神 唐装の女體、團扇を持つ、

祇園牛頭天王 三面、頂上に亦三面、炎髮忿怒の形を表し、右に三叉鉞を持ち左の臂

を屈す、

日吉十禪師 僧形、左手に團扇を持つ、

熊野權現大菩薩 僧形、左手に麈尾を執る、
白山妙理權現 唐装の女體、寶冠を着け、右手に團扇を持つ、

この中稻荷、祇園熊野三神の像に就いては、之をその最古の遺品とする。就中稻荷は天台の式によつて聖女とし、熊野は證誠權現を描したものである。

(三) 藥師寺諸神の像 之も寶積寺と等しく、その鎮守なる八幡宮の拜殿にあつた額で、その數六面、一面に五神づゝ描いてあつて、裏の銘に、

寛治年中之比被圖 御體之處、其地依障子、爲蟲破損、仍永仁三年三月廿一日重書改畢、

繪師 法眼 堯儼

とある。その中柳本明神を始め、二三の僧形、又唐装の女神を見うける。

(三) 宗像神社邊津宮惣社の神像 記録によると、その形相、

第一大菩薩

唐装女體

御居長等身

御髮上御胃子

上花冠 下黒冠

御身金色

御衣錦色々採色

御打懸青地錦

御所持物、左如意寶珠、右指羽

御座方、地盤高六寸、牙狀方、壇、採色、圓座

と見え、第二、第三菩薩及び下高宮三所の御體も、略之と、その形式を等しくして居る。申

來この社は、西海の邊要に位する神社として、早くから佛教趣味を輸入して居たが、遂にこの時代になつて、かやうな式の神像を造るに至つた。

四 二諸社の曼茶羅

以上の諸像に引續きいふべきに曼茶羅がある。そも、曼茶羅とは、その名にも負うた通輪圓具足した一つの形體を表すを主眼とするもので、その中には淨土曼茶羅の如く、化現の淨土を主としたものもあつた。神社を中心とする諸種の曼茶羅は、惟ふにこれ等の式から創案せられたものであらう。その様式普通には、影向の有様を描出して、垂跡の形象を表し、併せて社頭の有様をも記してある。即王朝の末期以來本地垂跡説の進んだと、もに、影向の思想の發達した結果に外ならないので、やがてその齎し來つた自然の産物ともいふべきものであらう。そのこの時代に於て發生したものに、春日曼茶羅をはじめ、熊野、八幡等四五の種類が見えるが、是等の中には、その圖様より推して、影向圖、若くは垂迹像の名を以て呼ばるゝものも少くなかつた。又さきに擧げた山王諸神像の如きも、之を繪畫に表して、影向の形相を示すものにあつては、こゝにいふ諸種の曼茶羅と一向擇ぶ所がないが、今は普通に用ゐらるゝ名稱に従うて、假りに分類

しておく。さて上記諸社の曼荼羅は、唯僧侶の間に悦ばれ、その方便として用ゐられた許に止まらず、廣く社會の全般に亘り、少からぬ注意を以て迎へられて居るので、一般には之を垂迹の御影として、禮拜の用に供し、社頭に對すると同様の崇敬を拂つて居る。随つて神體とも多少共通の點が見られるから、併せてこゝに略述しておかうと思ふ。

(一) 春日曼荼羅 神社に關する諸種の曼荼羅中、最流行したもので、古くより普賢寺關白基實の感得にかゝると傳へられるが、その正確なる遺品は、この時代の末期に至り、始めて見られた。其様式中に春日山内の有様を描き、上に本地佛を出して、社頭の模様を知らしむると共に、垂迹の因縁をも説明せむとして居る。この圖に次ぎ創案せられたのに鹿曼荼羅といふがある。その圖様中に鹿を置き、之に神鏡又は幣串を負はせ、配するに白雲もしくは鳥居を以てしたもので、仍つて之を鹿島明神影向の御影、又は鹿島立の御影といふ。これも亦その遺物は室町時代以降に下る。

(二) 熊野曼荼羅 是も春日と等しく權現三山に影向の有様を畫く。但その中には種々の様式があつたものと見え、今攝津國なる有馬湯神社に藏せらるゝは、本地の形相を主として垂迹の姿を之に配し、十二所並に主なる末社に及ぶ。次に京都なる檀王法林寺に傳へらるゝは、全くの影向圖で、上に雲間に出現する彌陀の像を畫き、下に山峯を

表して小祠を配す。

(三) 八幡曼荼羅 これもその構圖全く前二者と同様に、上には僧形神の像を畫き、中間雲又は山川を隔て、下は俗形の形體が寫してある。もと新善法寺に藏せられて今八角院にうつれる一鋪の圖の如きは、その系統に屬するものであらう。

垂迹像としていふべきは、先づ上述の通りである。猶この外之に類するものを求めれば、高野の丹生狩場兩明神の像、及び醍醐寺の清瀧權現の像がある。その中丹生明神は唐衣を着けた女房の盛裝、狩場明神は獵者の姿で、その遺品は今金剛峯寺及び龍光院等にある。又清瀧權現に就いては、もと醍醐寺にその像を藏して居た。それによると詞書に、

元久元年正月十九日奉見 清瀧御體也、

とあつて、その像寶冠を頂き、五衣に袴を穿つた女性を描いてある。是等は純粹の垂迹像とはいへないが、類を以てこゝに附記しておく。

さてこの時代の神像を見るに、先づ男神には、僧俗兩體の別があつて、曾て佛道に歸依して、得度を遂げたといはるゝ神は、多く僧形に従ひ、さもないのか別に譯のある場合は、俗形をとつて居るが、又俗體の中にも、二種あつて、或は唐裝束を用ゐる、或は普通の衣冠を

著して居る。女神には別に僧俗の別を見受けないけれども、装束に和漢兩種の區別の存すること男神に同じである。さうしてこの僧俗女の三體を具足したのは、則ち八幡宮に之を發見するので、八幡ではこの三體を揃へることを定則として居る。かくの如くにして神體に僧形若しくは垂迹の像を以てするさへあるに、その傍では、一層進んで純粹の佛體を神靈とし、又之を殿内に納めた社も少からず見受けられる。

先に佛像を以て神靈に擬する風の起つたことを述べて置いた。爾後この式は段々と盛になつて、或は古來の神靈以外に、之を内殿に奉ずるものもあれば、改めて佛像を置くのもあり、或はそれまでに進まないでも、之を外陣に安置するのは少くなかつた。そ八幡では中一宮の靈代として、阿彌陀如來の立像丈三尺許なるを奉安してあつたといふ。續いてこの時代に入つては、日吉の十禪師は木造千體地藏を御正體とするといひ、白山比咩では禪頂宮に十一面觀音、別山本宮に阿彌陀如來、別山大行事に聖觀音を、各その神靈とし、何れも五尺の金銅像が奉安せられて居たといふ。又神體ではないけれども、石清水では東御前の御正殿内へ、彌陀三尊の木像、白檀の愛染王、御本地の御正體等が納められて居た。猶この他例を求むれば、少からぬことであらう。併し概しては、垂迹像

程廣く行亘つて居ないのである。

かくの如くにして神體の上にも、餘程外部の影響が表れて來た。それに就いて、こゝに一考を要するのは、當代の人士が、之に對する思想の傾向である。無論純然たる古代の思想が、そのままに保存せられて居よう筈もないが、さりとて、其全部が、外來の影響を蒙つて居るとも思へないのである。今その一例として、承元二年多武峰なる聖靈院の大織冠の木像が、焼失した際に當り、時の公卿達が進めた勘文を挙げむに、大體左の如き意見が見える。

一、神體と佛像との相違

神以如在爲先、雖不重造、禮儀可足、佛以彫刻爲功德、仍無左右新造之

二、神體と神主との比較

漢家宗廟雖有火災、神主燒失其例已稀、至唐家肅宗、兩度造神主、本朝寬弘神鏡沙汰以後、多無新造之儀、而延久祇園地毒氣神雖被改造、儘不及安置之儀、歟、仍新造之條、輒難計申、

三、神像の改造は如在の禮に背く

燒失御影事、改造之例、和漢雖區分、多者以不造爲正義、歟、且是如在之禮、相叶本文之故

也、隨卽本朝諸社之中、多有正體不御坐之社、卽此故歟、
四、御影は數體に及ぶも難なし

廟無二主云々、此條聊雖似准據、其意已相違、天無二日、土無二主、聖教三世無二佛、是心也、於各別主者、此文尤可因准歟、奉寫御影之條、雖及數體、不可有其難、
併し垂迹像又は佛體の場合に當つては、かゝる窮屈な典據や、むづかしい解釋を求め

るものでないので、その主體たる形象が變化するに伴うて、之に對する考も亦變つて來なければならぬ。卽之を東大寺八幡宮の例に考へても、造立の趣旨としては一切衆生の往生せむことを希ひ、之を造るや佛師の手に託し、その竣功するや、僧侶をして開眼を行はしめる等、佛像に對すると、全く同一の手續を踏み、又同様の目的を抱いて居るが、管に東大寺許に止らず、何處でもかやうな形式により、又かやうな考を持つて居たものであらう。さうすると神體の上に受けた影響も、獨形式のみに限られて居ないのである。續いてその數の上に受けた影響に就いても、等しく注意を要する。顧るに王朝の盛時以來造像の功德といふ觀念に驅られて、神體以外の神像を造ることが流行したが、その趨勢はこの時代に入つても、一向に衰へなかつた。所がそれに伴うては、眷屬部類神等の像を設けることも亦盛行はれたので、遂にこの二の原因から導かれて、神殿内に安

置せらるゝ彫像は非常に多くなり、隨つて、祭神に關する思想も、大分變つて來た。それさへあるに、こゝに又その本地并に本尊の佛體を置くことが并び行はれたのである。次にその一例として宗像の惣社に於ける模様を記すこととする。

第一大菩薩

左方 眷屬使神

一體

右方 眷屬使神

四體

第二大菩薩

左方 眷屬使神

一體

右方 眷屬使神

八體

佛像立像

一體

第三大菩薩

左方 眷屬使神

一體

右方 眷屬使神

五體

佛像金銅

八體

佛像金銅

一體

神體に次いで御正體の鏡を奉り、又之を尊崇する風も、一向前期に變つて居ないが、

般の之に對する思想に至つても、矢張從前の風と異なる所がないので、寫經、圖佛、造像等諸の作善と云ふに、無上の功德をなすものと考へられて居る。さうしてこの風習は、矢張石清水、祇園、熊野等、兩部に屬する神社に盛に行はれて、或は之に本地の形象を描したるのさへ表れて居るのである。

三 神饌

固より神宮を始め、佛的趣味の流入の少い社は、少しも時勢の感化を受けないで、いつまでも固有の式を維持し來つて居るが、たゞそれ許か中には古代の遺風として盛に生饌を供する社さへ少からず残つて居つた。例へば諏訪の如きは、その最著しい例で、年中數十ヶ度の祭典は、悉く狩獵の式を基とし、その神饌や饗饌には、いつも鹿の燒骨をはじめ、諸の魚鳥の肉を用ひて居る。又下野の二荒山權現も、諏訪と等しく、古式のよゝく、残つた社で、その神饌に鹿の頭を供することがあるといふ。この外、賀茂は今更いふまでもない、伊豫の大三島、安藝の伊都伎島など、相當に佛説を入れた社でも、矢張、魚鳥の類を

奉り、殊には春日の如きでさへも、朝夕の御饌に魚鳥汁を用ひ、日並御供に鮎、鮑、鯉、鱒、鮒等を使つて居る。して見れば、素饌の神供は、石清水、熊野、北野、祇園等、兩部の神社を除く外、まだ廣く一般に行直つて居なかつたものらしく思はれる。即之を制度の上に徴しても、幕府のやかましい鷹狩の禁制や、六齋日の殺生を止める令に於て、神社の貢税に供する分を例外とし、又時々朝廷の方で漁獵の業を禁せられた際にも、神社に例ある供祭は、制の限りにあらずとせられたが如き、公にも古式の保存を計つて立派に生饌の神供を認めて居るのである。

とはいへ、矢張佛敎の感化は、どうしても之を驅除することが出来なかつたので、僅かながらにも、その領分は擴張の運に向ひつゝあつたのである。即先づ大三島では、一遍上人が參詣した結果、夢告によつて、元三霜月の經營に魚鳥をといひべしと仰せられたといひ、又大學寮に祭る文宣王の廟供にも、猪や鹿の類を忌むやうになつた。併し諏訪の如き、流例久しき神社に於ては、流石の佛力を以てしても、之を如何ともすることが出来なかつたものと見え、彼等はこゝに一種の方便を案出して、之が説明を試みむとするに至つた。即この社に於ては、

凡當社生饌の事、淺智の疑殺生の罪去りたきに似たりと云へ共、業深有情難放不生、取宿人身同羅佛果の

神勅をうけ給はれば、實に慈悲深重の餘りより出て、暫屬結縁の方便を設け給へる事、神傳の本懐和光の深
意、彌神心をもよほす物なり。

といひ、又狩獵の度の成るべく少からむことを希望して、僅に爵をやつて居るが、又沙石
集を見ると、嚴島明神の示現に託して、

是レハ因果ノコトハリモシラズ、徒ニ物ノ命ヲ殺テ、ウカビガメキ物ノ我レニ供セムト思フ心ニテ、トガチ
我ニユツリテカレハツミカロク、コロサル、生類ハ報命盡テ、ナニトナケ徒ラニスツヘキ命ヲ我ニ供スル
因縁ニヨリテ、佛道ニ入方便ヲナス、仍我ガ力ニテ報命盡キタル鱗ヲ、カリヨセテトラスル也。
と説いて居る。何れにしても頗る窮した解釋ではあるが、之によつて、佛説の流入が一
歩づゝ進んで來たことを見られると同時に、まだくその影響をうけぬ分子の多かつ
たことを窺はれる。

四 調度及び裝飾

神服、調度等の類は、外側に表れない丈に、その調に多少の困難を感ずるが概していへ
ば、これ亦文化の進歩に伴うて、次第に華麗となり、上流社會の生活状態と一致の歩調を

取つて居ることが見られる。固よりかくの如きは、時代思想によつて變遷するもので、
やがては、時代の文化が、神社の中へも推移することゝなるのであるが、ことに王朝時代
の京師に流行した華やかな生活状態は、いつしか附近の神社の模倣する所となつたも
のと見え、當時の上流社會に用ゐられた種々の服装や調度品などは、そのまゝに、神社の
上にも行はれるやうになつて來た。例へば神服に就いて見ると、冠普通には入から始め
て、袍、半臂忘緒あり、下襲、袍、單、表袴、赤大口、石帶、劔平緒、襪、笏、檜扇、沓等束帶の具、又唐衣、表着、五衣、
單、袴等女房の盛装は、則神服として神社に奉納せられ、又調度に就いていふと、手篋、櫛篋、
硯篋、白粉篋、齒黒篋、薰物篋、火舎、さては、鏡、櫛、拂、紅器、水入、眉造、齒黒筆、毛拔、髮搔、耳決、鏡、油
壺等寢殿の具は、そのまゝ、内殿の装置となつたが、猶進んでは風蓋、葱華蓋、飾馬の具等が、
神幸の装として、華やかな行粧を凝らすとも、もうこの時代には盛に行はれて居る。さ
うして是等の式は何れも後世の流例となつてしまつた。次に些々たることながら、幣
帛に就いて見ても、矢張同様の觀があるので、神事に使用せらるゝ幣は、已に王朝の中葉
頃から、従前の仕來たる白妙の幣に満足が出来ないで、金銀の御幣を造り、之を奉幣の際
に使つて居たが、この時代になると、更に進んで、金銀、纒、五色、白妙といふ九捧の幣が按
出せられ、之が神社に用ゐられて居る。是も當初の目的は、式を立派にして色彩の美を

鏡はむとする位のものであつたらうが、後には五行の説に傳會せられて、その形にも種々の意匠を凝らすやうになつた。

是等の華美な風に相伴つて、調臺の飾附が流行したのも、矢張この時代にある。是亦建築の方で入母屋造や、聖帝造が起つたのと等しく、寢殿造の趣味が在來の形式に作用して表れたもので、その起源は恐らく已に王朝の末期に存するであらう。その中で特に注意を要するのは、之に佛寺風の裝飾を加へたもので、その適例は、石清水八幡宮に見ることが出来る。

調臺の構の外に、當期最流行したものに神輿がある。由來輿を神事に用ゐる風は、早く奈良朝に起り、爾來王朝を通じて盛に行はれて來たが、それらは重に渡御の際に限つて居た。所がこの時代になれば、之を帳臺の代り、即神璽の容器として用ゐることが起つて居る。その中で比較的構造のよく明かるのは、香取の玉殿で、この社では、神璽を輿に納めて内殿に安置してあつた。その式、高さ四尺六寸、弘さ三尺六寸で、上に鳳凰を置き、燕を廻らし、前に御簾をかけ、四方に鏡を吊るとあるが、御輿の中に天盖一流を懸けてある所から思へば、多少外部の影響のあつたをも認められる。この外猶當代の遺品として現存して居るものも少くない。

要するに神輿を「靈璽」の容器とすることは、格別に深い理由があつたものとも思はれないが、唯これも亦、外側の事物と等しく、段々と佛教の感化をうけて、佛的趣味の流入が増進して來たことは、大に注意しなければならぬ。一體にこの時代の神輿には餘程佛教じみた設備が増して來て居るので、年中行事に載せてある城南神の神輿を見ても、その大概は想像せられる。

次に神輿よりも一層佛寺の設備に近づいたのは、厨子で、祇園では、天王、婆利采女、並に八王子の料として之を用ゐて居る。固よりその制作などは、よくわからないが、何れにしても佛龕と同じ種類に屬するものたるは明白である。又厨子に調臺の飾附を混浴したのには、鹿島の玉殿があるが、是も製作から見ると、神社の古儀によつたといふよりは、寧ろ寺院の風を模倣したものと思はれる。

大體の有様は、先づかやうな程度に迄進んで居るので、昔の質朴な状態とは餘程様子が違つて來た。次に又之を殿内に装置した上から、佛教による感化が如何許浸潤して居るかを觀察して見よう。先づ石清水や宇佐の如き、法服の奉らるゝのを、始めとして、調度や裝飾の上に表れたものには、次のやうな例證が見える。

(一) 石清水八幡宮 石清水は、何れの神社にも立優つて、佛的趣味を最多く引入れた

社である。今文永十二年に、その東御前の内容を注進した案文によると、

二百三十八

寶篋印塔一基 佛舍利を納むといふ 佛舍利厨子一基 彌陀三尊木像小厨子に納む 佛舍利圓形厨子 白檀愛染王像小厨桶に納む 紺紙金字寂勝王經十卷 紺泥法華經八卷 開結二經 心阿彌陀經 後深草院宸筆紺泥法華經八卷 開結二經 如法經筒四個 後嵯峨院宸筆梵網經戒品一卷 龜山院宸筆梵網經二卷 等の佛像經卷類が見え、この後建武五年同宮炎上の際の注進によると、焼失并に破損神寶の中、行法具足として、

壇一面 御佛具一面 錫杖一枝 銅香盤三面 法華經一部 寂勝王經一部 梵網經戒品

外殿の具として、

銅大闍伽土器三具 銅花立六個

等を始めとして、錫杖四枚、念珠二連、御法體御裝束一具等の名も見え、猶廻廊以下の建物及び末社に存する分も甚多いが、一々は擧げぬ。又この社では、本殿三所の寶前に、常燈を備へて、居常之を燃續せしめて居る。傳にこれは鳥羽上皇の獻せられた所で、保延の炎上以後は、火取玉を以て陽燈を移續ぐと稱せられる。即これも後にいふ宗像と等しく、

寺院の作法に模倣した設備の二で、やがて一萬燈など、等しく、神前獻燈の古い例證とすべきものであらう。

(二) 宮崎八幡宮 建治二年この社の宮寺よりした注文によると、御正殿中には、祭神御料として、

御持經箱一合 大分宮より渡されしといふ法花經一部を納む 三衣箱一合 七帖裝束を納む 水

精念珠三連 如意一枝 錫杖一枝 香爐一口

外殿には、

花机三脚 磬一面 金泥法花經百部 天台六十卷二部 花鬘十八枚

拜殿及^二廻廊には、

多寶塔一基 佛具一前 花箱三十枚 禮盤一脚 講文箱一合 磬一面 錫杖一枝

花鬘十枚 護法善神王像二軀

を納めてあると見える。この外若宮四所御正殿、同拜殿、頓宮、長講所等に於ける佛具類は、頗る夥しい數に上つて居る。

(三) 祇園 承久二年本社の災上に當り、寶殿中より取出されたる品目を見ると、中に、大般若經一部 金銅獅子形一頭 闍伽器三具 金銅花瓶三口 同火舎一口 磬臺

二百三十九

等の諸品がある。この中で閑伽器や磬臺は純然たる佛具である。

(四) 白山 この神社の神體は前にもいつた通り、悉く佛體であるが、これに伴つて、その設備も全然佛寺の式に準據して居る。先づ禪定峰に坐す妙理大菩薩は、一間二面の寶殿の前に、一尺八寸の鰐口及び長さ一丈の錫杖を安置してあるが、共に末代聖人の請によつて、禪頂法皇花山院の御願に係ると傳へられて居る。次に太男知大明神も、一間一面の寶殿前に、一丈の錫杖、越前國足羽の住人證意の願による一尺八寸の鰐口、及び香呂一枝を置き、別山大行事も、全く之と同一の設備を有して居る。又山中の小白山、太男知禪師の寶社には閑伽器十二膳、鈴獨胡十部、法花經大般若一部、紺紙金泥光明經一部、兩界曼荼羅各一鋪、香呂一枝、鰐口一口等を置くこと見えて居る。

(五) 熊野新宮 この社の造替毎に調進せらるる神寶の目録を見ると、先づ證誠殿に御法服一具を備へらるるを始として、その御調度並に宮中の室禮には、

御經箱一合 御佛餉机十三脚 鰐口一口 香爐一口 錫杖一枝
を置かれ、又禮殿の設備には、

佛餉御器一口 鰐口一口 錫杖一枝 佛具一前 磬一脚同黒漆蓋 花筥三十三合

禮盤一脚 黒漆 幡五十二流 香爐一口 花蔓廿六枚

中禮殿には、

鰐口一口 禮盤一脚 磬一脚同蓋 火舎二口 佛臺一脚 天蓋二流在轡四角各四流

花筥十二合 花蔓十七枚 閑伽器卅三前 閑伽棚 鰐口一口 例講衆十五人、法服

花床壇所佛具在給并

等を備へることが載せてあるが、之によつても、本社がいかに佛寺に類する設備を有して居たかは、察せられるのである。

(六) 宗像神社 この神社は、先にも述べた通九州では佛的趣味の流入の最甚しい社であるが、就中第三菩薩の御殿には、香盤十二番を置いて、不斷之を燃して居つたといふ。さうしてその火は比叡山の靈火を移したと傳へられて居るが、して見ると、根本中堂に於ける不斷香から分けたもので、即之と同じ意味の許に始められたのであらう。又本社及び内殿には金銅の多寶塔を置くことも見えて居る。

(七) 香春明神 豊前國田河郡香春第一峯 この社の文永二年度の遷宮に際し、調進せられた神供品を見ると、先づ假遷宮の料の中に、

御閑伽器三前 大盤十八口 花綬代六懸 御花机十三脚 御禮盤一口 御幡十二

等の諸品が見え、次に正遷宮料中には、以上の外に磬一口、墨漆を加へられて居る。
 (八) 率川社 建久二年この社の殿内の神物として送られた目録中に、仁王經及び金剛經各金文字の名が見える。前者は中宮姫踏鞴五十鈴命の御料で、後者は二宮玉櫛姫の御料である。

以上の數例によつても、一體に寺院に類する設備を施し、佛器佛具の類を使用する神社の殖えて來たことはわかる。最この中でも石清水や祇園の如き宮寺に屬する神社の制は、一般の例とすることが出來ないが、率川社に見るが如きは、先づ普通の程度とすべく、殿内に經卷を置き、鰐口を吊る位は、敢て珍しからぬことゝなつて居る。

五 建築

建築に就いては、故に之を説明する丈の必要を見ないので、概ね前代通の形式を守り、その構圖を踏襲して居る。即本殿の様式には、前代までに發生した大社、神明、住吉、春日、

流れ、入母屋等六種の式を宗として、以外に新しい工夫を凝らすこともなかつたが、拜殿その他の附屬建物續いては、全體の結構に於ても、略之と同様の次第で、進んで新奇の様式を造出すに至らなかつたので、詮する所、建築史にとつては、頗る寂寞なる時代であつた。随つてこの間に於ては、特に時代の産物とすべき特徴の發生したことを認められないが、たい之を通觀した上に於いて、二三注意すべき點の存するを覺える。

先づ第一にいふべきは、一體に伽藍造の式が悦ばれて、その分布が漸次擴くなつたことである。いふまでもなくこの形式は王朝の末期に起つたもので、その起源は宮殿建築にあるといはれて居るが、その嶄新にして且も意匠に富んだ恰合は、いたく一般の嗜好に適つたものと見えて、古制を守來つた神社の中でも、この式に改造するものが漸く加はり、延いてこの時代に至つては、之が普通の式として採用せらるゝことゝなつた。即神宮を始め、嚴重なる古式を動かし難きものは暫く措き、春日の如きは、逸早くも前代の末に當つて、この風に化せられて居るが、爾後この時代に至つては、石清水、祇園、北野、熊野等兩部に屬する神社はいはすもあれ、賀茂が樓門及び左右の廻廊を設けた上に、上社には鳥羽院の御寄願に係る多寶塔、下社には東御塔を有して、いたく今めいた體裁に改めたと始めとして、廣田、石上、香取等の社は、樓門を設け、春日は東西の大塔の外に、本談義

屋、西ノ屋、中院屋等を建立する等、次第に宮殿や佛寺の建築に類する神社が多くなつた。次にその比較的具備した例證の二三をあげて見よう。何れも當代の大社にして、又この期間に造營を行つたものである。

一 日吉神社大宮……………治承二年の造營
神殿 檜皮葺 三間三面 拜殿 一間四面 櫻門 二階 中門 二字 廻廊 六十一間 彼岸所 十間三面
雑舎 十間二面

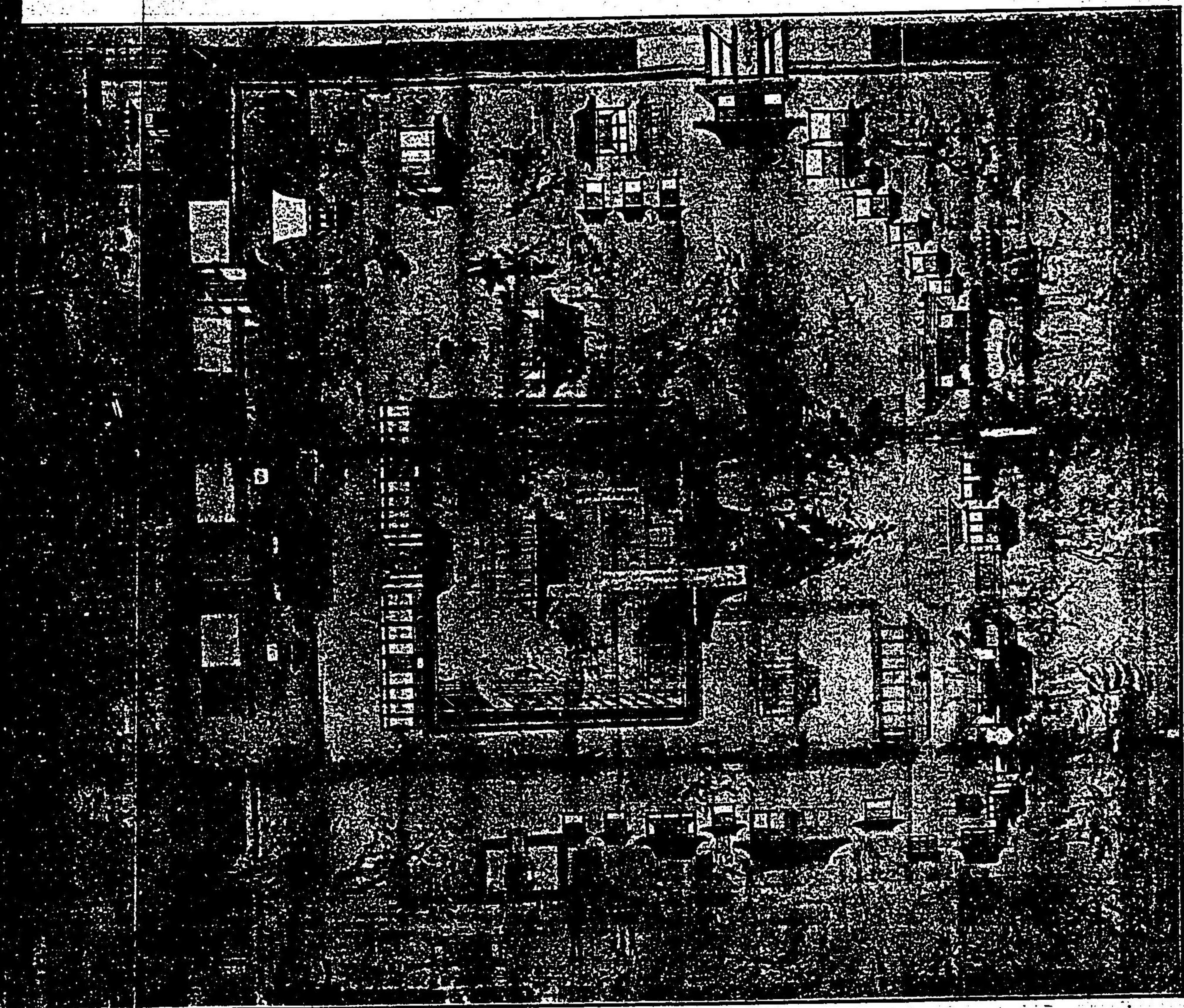
二 玉祖神社……………建久六年の造營

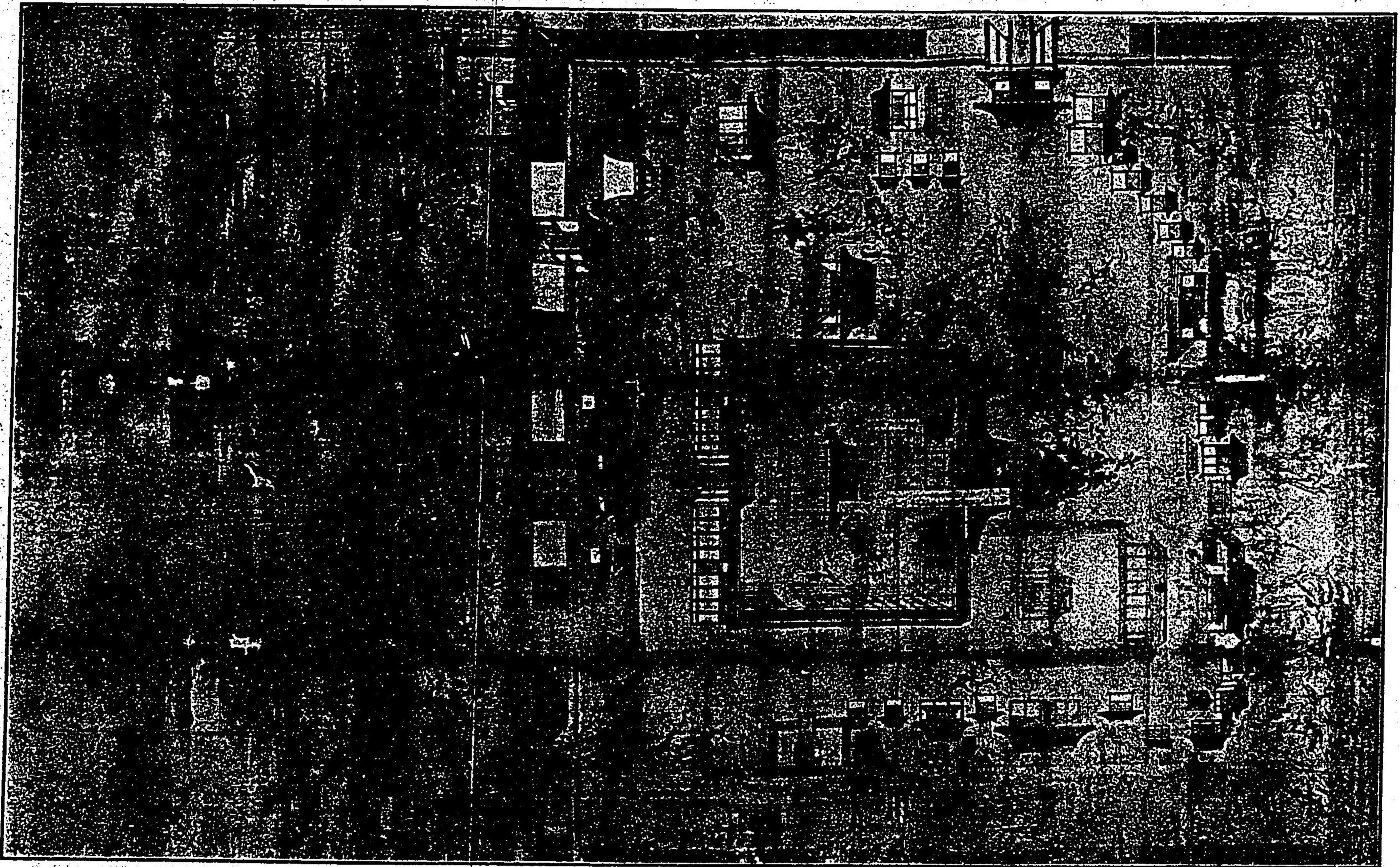
寶殿 三間 中殿 二間二面 申殿 三間二面 拜殿 六間二面 櫻門 二階 廊 二字各五間

三 藤崎八幡宮……………元亨の造營

御殿 大所 三所 拜殿 五間二面 櫻門 二階 廻廊 四十六間 築地 四壁 四方門 南北東西各四
鳥居 三基
經藏 五間二面 寶藏 六間四面 窻殿 五間四面 鐘樓 二階 廳屋 七間四面
末社 八社 九宇

猶この外第二章に掲げた新日吉社の如きも、その一例に引くべきもので、又兩部に屬する社の例としては、祇園社の規模が古圖によつて傳へられて居る。





國 給 止 御 園 殿

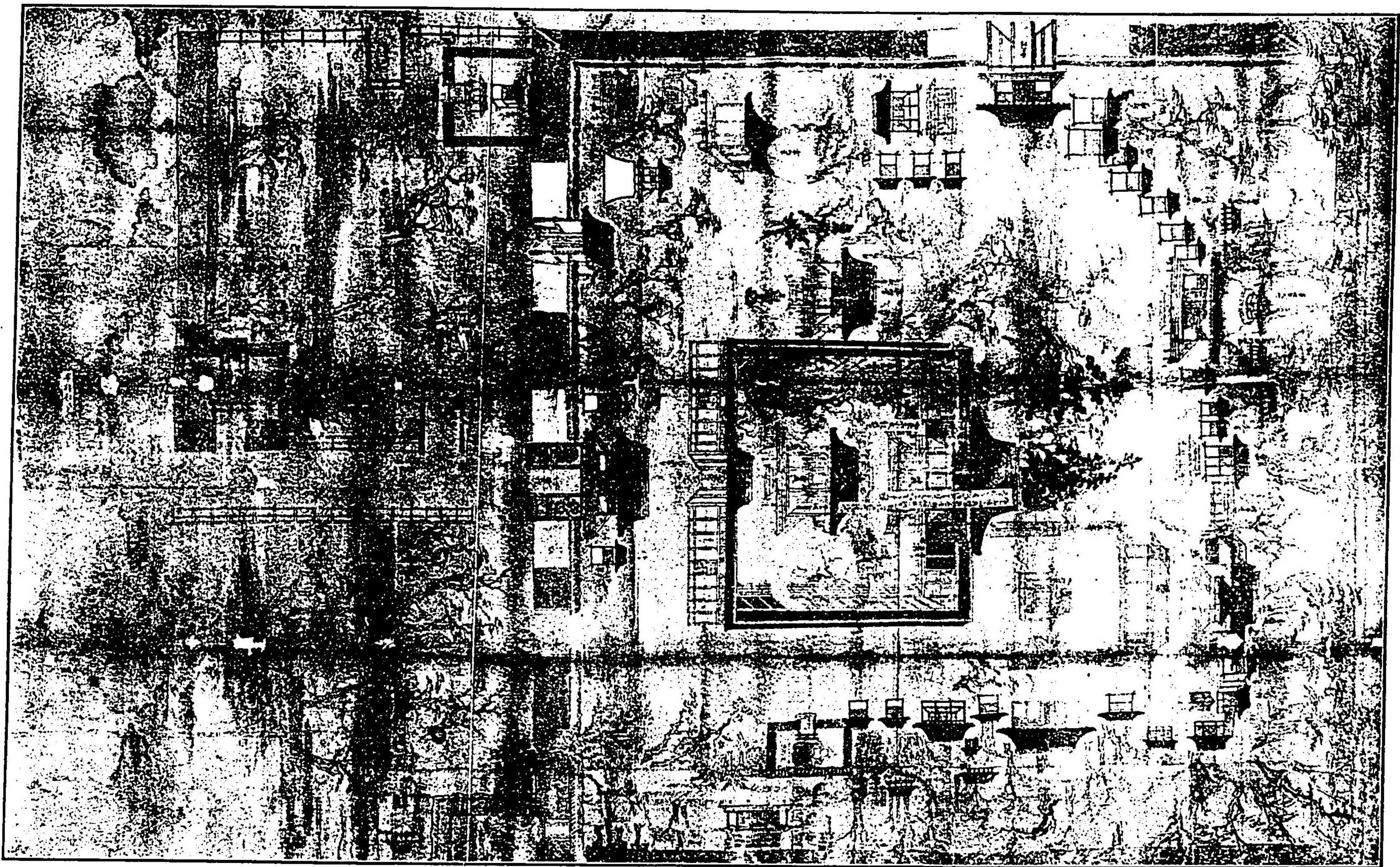


圖 繪 社 御 園 祇

かく一般に伽藍式が悦ばれて大方の風を化せむとしつゝあつた中に、たゞ一つ異彩を放つて居るのは、かの伊都伎島の建築で、其結構が殆全く具備するに至つたのも、亦この時代にある。一體この社の建物は仁安三年にその形式始めて成り、爾後建保三年及び仁治二年の兩度、前後數年間に亘つて全部の大造替が行はれたが、その都度多少の修補が試みられたので、仁安の當初と、仁治の式とを照合すれば、互に幾らかの出入が見られる。即左の通であるは、但外宮の分、最こゝに擧げたのは、たゞ記録の上から比較したに過ぎないから、固より巨細の事情は、之を盡すことが出来ない。

(仁安度)

本宮

寶殿 一字九間二面
檜皮葺

二棟拜殿 一字八間二面
檜皮葺
舞殿 一字六間三面

(仁治度)

本宮

御殿 一字九間二面
檜皮葺

樓臺 一字

三棟拜殿 一字九間四面
檜皮葺

祓殿屋 一字上下底五間三面

樂屋 一字五間一面

平舞臺 百二十間

江比須社一字檜皮殿間

廻廊百十三間、檜皮葺
(客人社の分も合記)

屏二十七間
(客人社の分も合記)
四足門一字檜皮葺

朝座屋一字八間二面
同侍屋一字五間一面
御供所屋一字五間二面

客人社

寶殿一字五間二面
檜皮葺

二棟拜殿一字六間一面

戎寶殿一字一間二面

同拜殿一字三間

廻廊九十三間
(客人社、澁宮を合せて百廿八間、檜皮葺五十二間)
築垣五間
(客人社を合せて四十六間となる)

屏二十三間
(客人社を合せて四十六間となる)
四足門一字檜皮葺

唐門一字同

朝座屋一字七間二面
檜皮葺

同侍屋一字三間二面

御供屋一字三間二面

同平橋二十八間

客人社

御殿一字六間二面
檜皮葺

樓臺一字

拜殿一字七間三
檜皮葺

舞殿一字六間三面

粥座屋一字六間二面

末社

大伴社二字
一間一面、檜皮葺
同拜殿一字
五間二面
瀧宮二字
二間一面

戎寶殿一字一間二面

同拜殿一字三間

廻廊九十三間
(客人社、澁宮を合せて百廿八間、檜皮葺五十二間)
築垣五間
(客人社を合せて四十六間となる)

屏二十三間
(客人社を合せて四十六間となる)
四足門一字檜皮葺

唐門一字同

朝座屋一字七間二面
檜皮葺

同侍屋一字三間二面

御供屋一字三間二面

同平橋二十八間

客人社

御殿一字六間二面
檜皮葺

樓臺一字

拜殿一字七間三
檜皮葺

祓殿屋一字上下底三間三面
同、又舞臺とも

粥座屋一字五間二面

廻廊二十三間

屏二十三間

末社

若宮寶殿一字
一間一面、檜皮葺

山王社一字
一間二面

同拜殿一字
五間二面

同釘貫三十二間

同鳥居一基

大伴社一字
一間二面、檜皮葺

瀧宮大將軍寶殿二字
上下分、各一間二

同拜殿二字
各三間二面

同廻廊十二間
檜皮葺

附屬建物本宮、客人社の不明なるものに屬すべくし
廊一字六間

附屬建物

透廊二字

反橋二十六間

玉橋八間

唐垣三十六間

築垣二十間

平門一字

玉垣三十五間

平門二字

屏門一字(何れか其一、本宮の唐門に當る)

鳥居四基(治度より一基多し)

二階樓門一字檜皮葺

有浦大鳥居一基

大鳥居一基

竈殿一字五間一面板葺

御倉一字同

御厩一字五間一面檜皮葺

夏堂一字三間二面檜皮葺

釜神殿屋一字六間二面檜皮葺

御倉一字三間二面板葺

御厩一字五間一面檜皮葺

鐘樓一字檜皮葺

釣殿一字一間同

下居屋一字七間三면同

下居副屋一字二間二面同

同侍屋一字三間一面同

參詣宿屋一字六間二面同

御讀經所屋一字五間二面同

經藏一字五間二面同

寶藏一字三間二面瓦葺

膳所屋一字五間二面板葺

屋一字七間四面檜皮葺

小舍人所屋一字七間同

曲掌所屋一字七間同

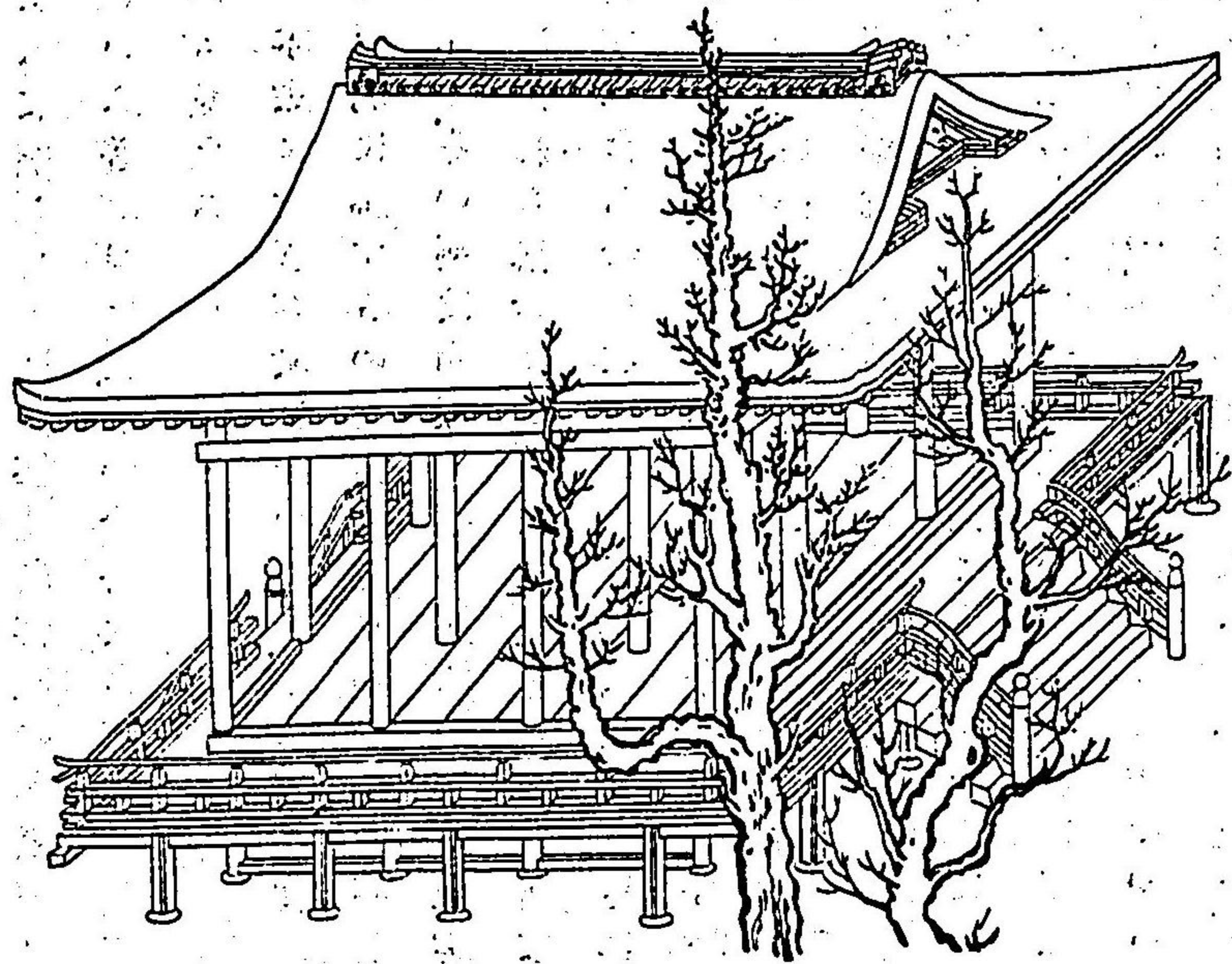
常行堂一字三間四面同

山臥床一字七間一面同

鐘樓一字檜皮葺

今その大體に就いて考へるに、仁治度の造營は、前代よりも餘程その規模を整頓せしめて居るので、先づ本殿に關しては、新に樓臺を造つて拜殿との連絡を全くし、又樂屋及び平舞臺の附屬建物も、この時に至り、始めて設けられたものゝ如く思はれる。客人社に就いても、之と同様の次第で樓臺が新らしく附加せられた。その他では、末社に多少の變りが見え、廻廊、門橋等にも、幾らか出入が見られるが、就中仁治度に造られた釣殿以下の附屬建築は、如何なる故にか、この時は造營注文の中に出て居らぬ。惟ふにこれ改築の必要がなかつたによるものか、或は主要なる建物でない爲に、故に之を省いたのでもあらうか。併しかくの如き二三形式の相違にも係らず、その全體の規模に至つては、仁安の古式に據つて舊制の存する所を踏襲して居るので、その後の再建に係る今日の建物に於てすら、猶當初の手法を傳へて、その餘を残して居る所が少くない。随つて當代の産物としては、印象の甚鮮さを覺えるが、こゝではたゞ記録の示す所に従つて、かくの如き一特色を有する建築が、益々その固有の美點を發揮するに努めつゝあつた一事を記すに止めておく。

さてかく結構の改まると共に注意すべきは、その内部に於ける間取にも多少の變化



殿舞社神野平殿所卷繪事行中平

を來したことで、これも前代からの引續きとはいひながら、特にこの時代から末にかけては、かの寢殿造や佛寺の式に倣うものが多くなつた。即後にいふ嚴島の客人神社や又近江の三上神社の如きは、外陣を周圍にとつて、内陣をその中に收めたもので、従前の社殿に見る内外陣の配置とは、全くその式を異にして居るが、是やがては母屋と廂の間とに相當すとも、又寺院の式に類似すともいふべく、共に新しい工夫の見られるものである。

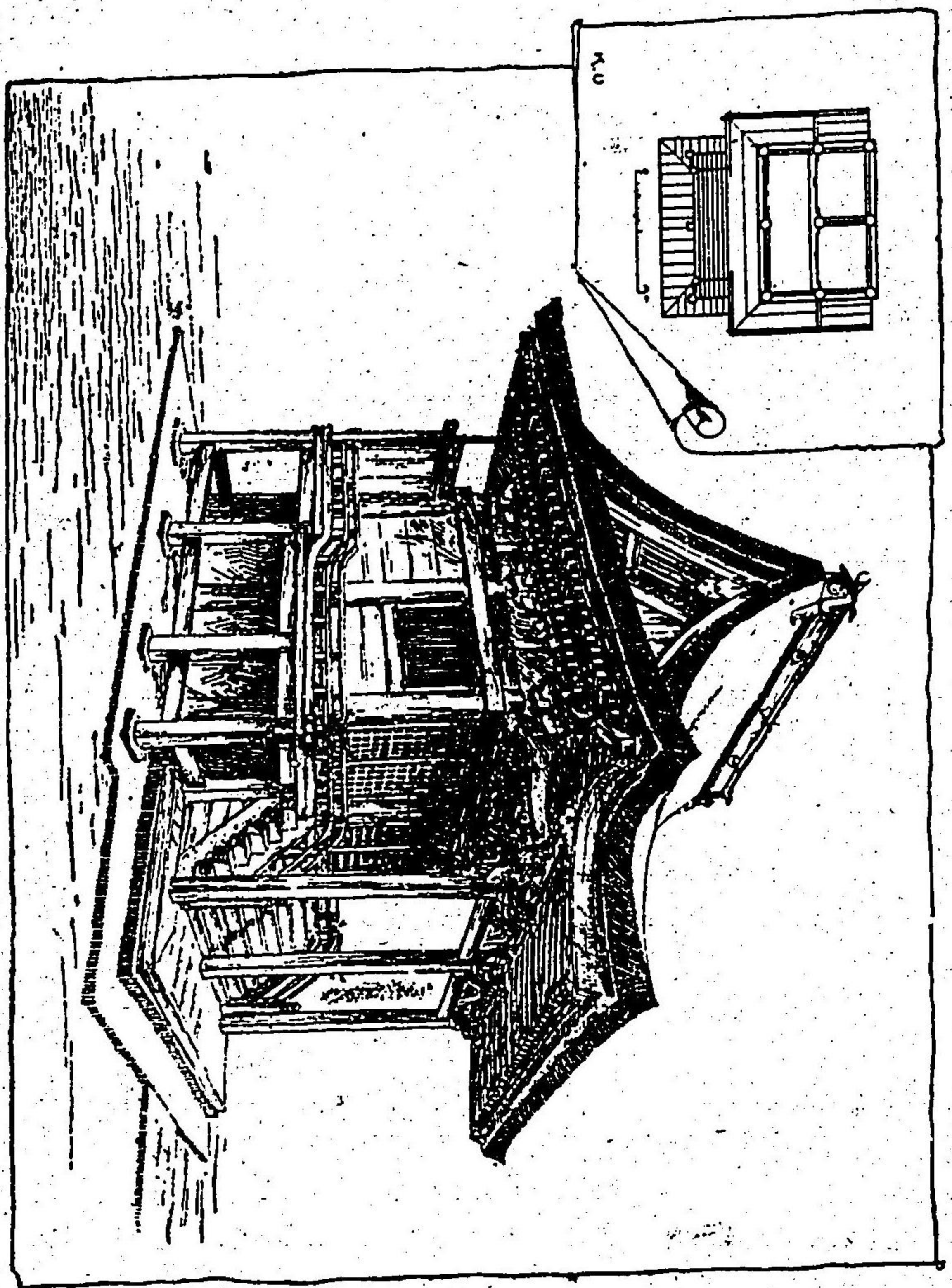
次いで建物の間敷にも、多少の變化が生じて居るので、就中規模の

宏大な例としては、伊都伎島神社の本殿が九間二面、その末社なる客人神社が六間二面といふ等が見え、又その珍奇なる標本としては、近江の春日神社の如く二間二面といふのも見える。

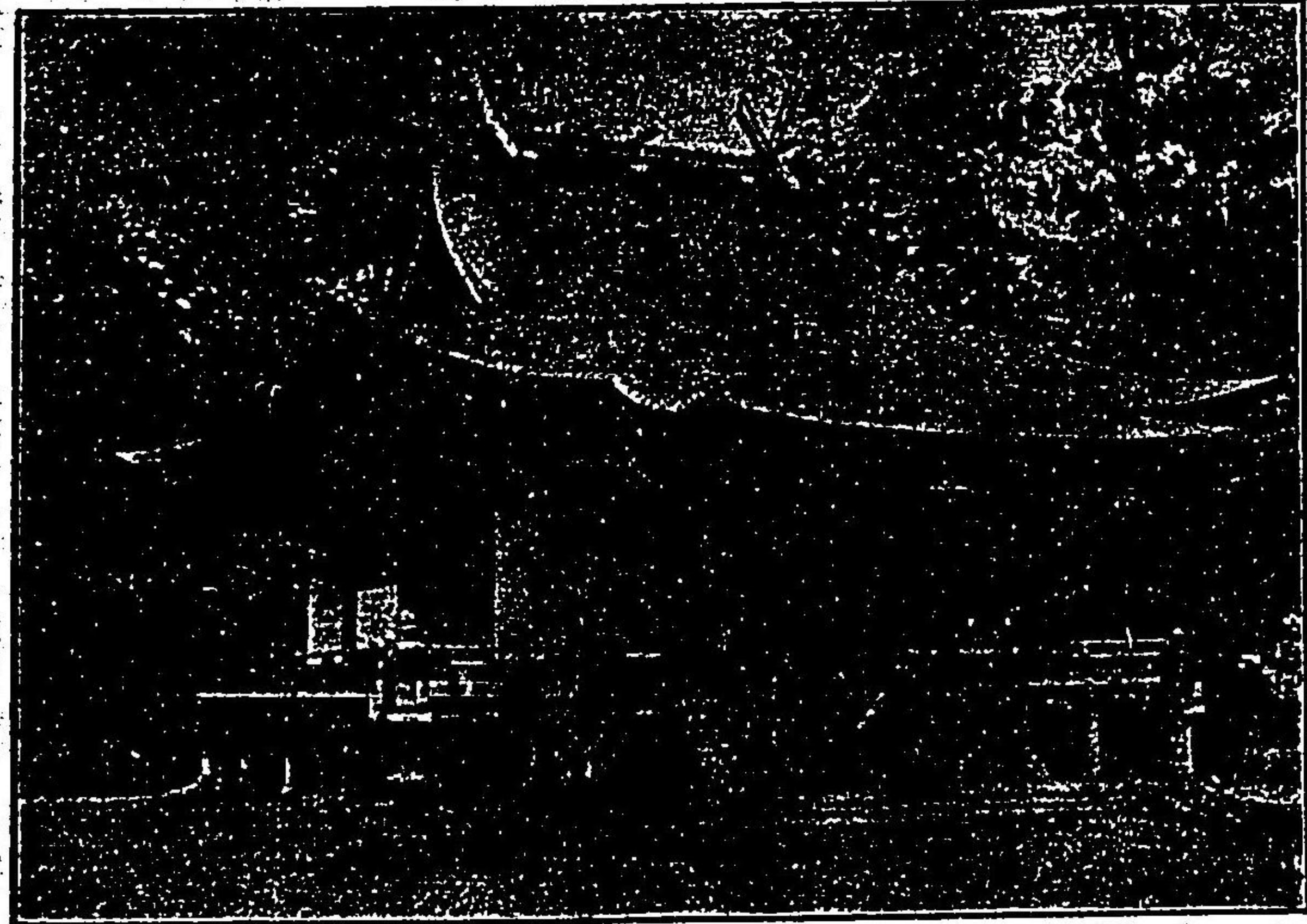
本殿に次ぎ拜殿に至つても、さして變化があつたとは思はれないが、たゞその中で、多少異例に屬するのは、宮殿建築の一部を移して、そのまゝ之に充用することが始まつた一事で、その例は山城の宇治川沿の宇治上神社と白山神社とに見られる。併し惜むらくは何れも傳説丈で、確な證左を持つて居ない上に、その移轉の年代に就いても、何等據とすべきものがないが、之を形式上より見れば、いかにも説の通で、年代も亦正しく當期に屬すべきものと思はれる。今前代からかけて京畿地方に最も普通に行はれた様式を示さむが爲め、舞殿の式による平野神社の拜殿の圖を掲げておく。

以上略説した通で、その構造様式等に関しては、さのみの特色も見えないか、以外の方面、即神社建築としては、固より重をおくに足りない部分かもしれないが、その細部の手法を見ると、ときは、一般建築の影響をうけて意外にも發達した跡が偲ばれるので、即かの繪様や縁形や、又墓股等に就いては、中々見るに足る丈の遺物を殘して居る。

次に當代の遺品中の重なるものに就き、簡單なる解説を加へて置かう。



春日神社遺品



殿本社神上御

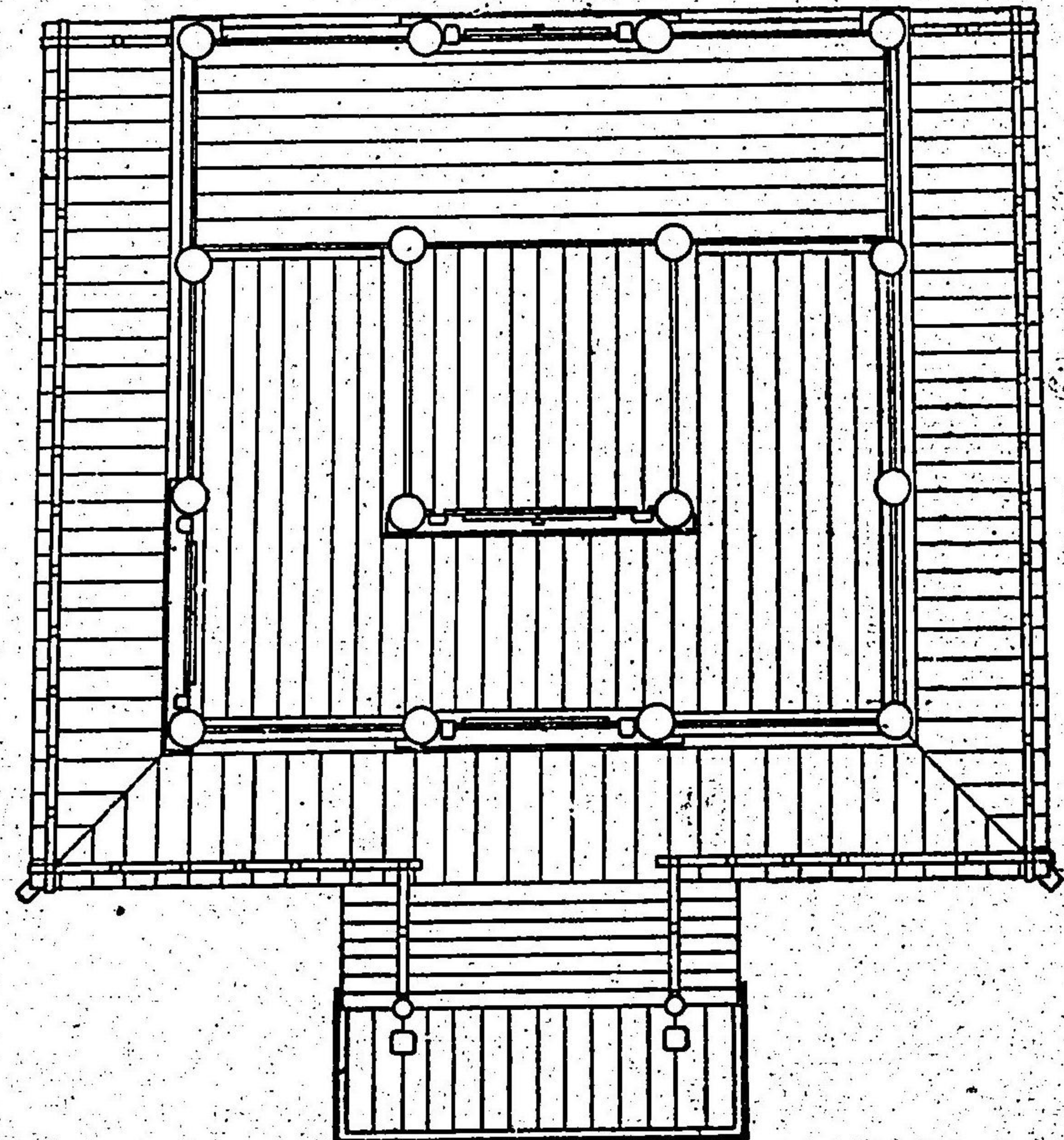
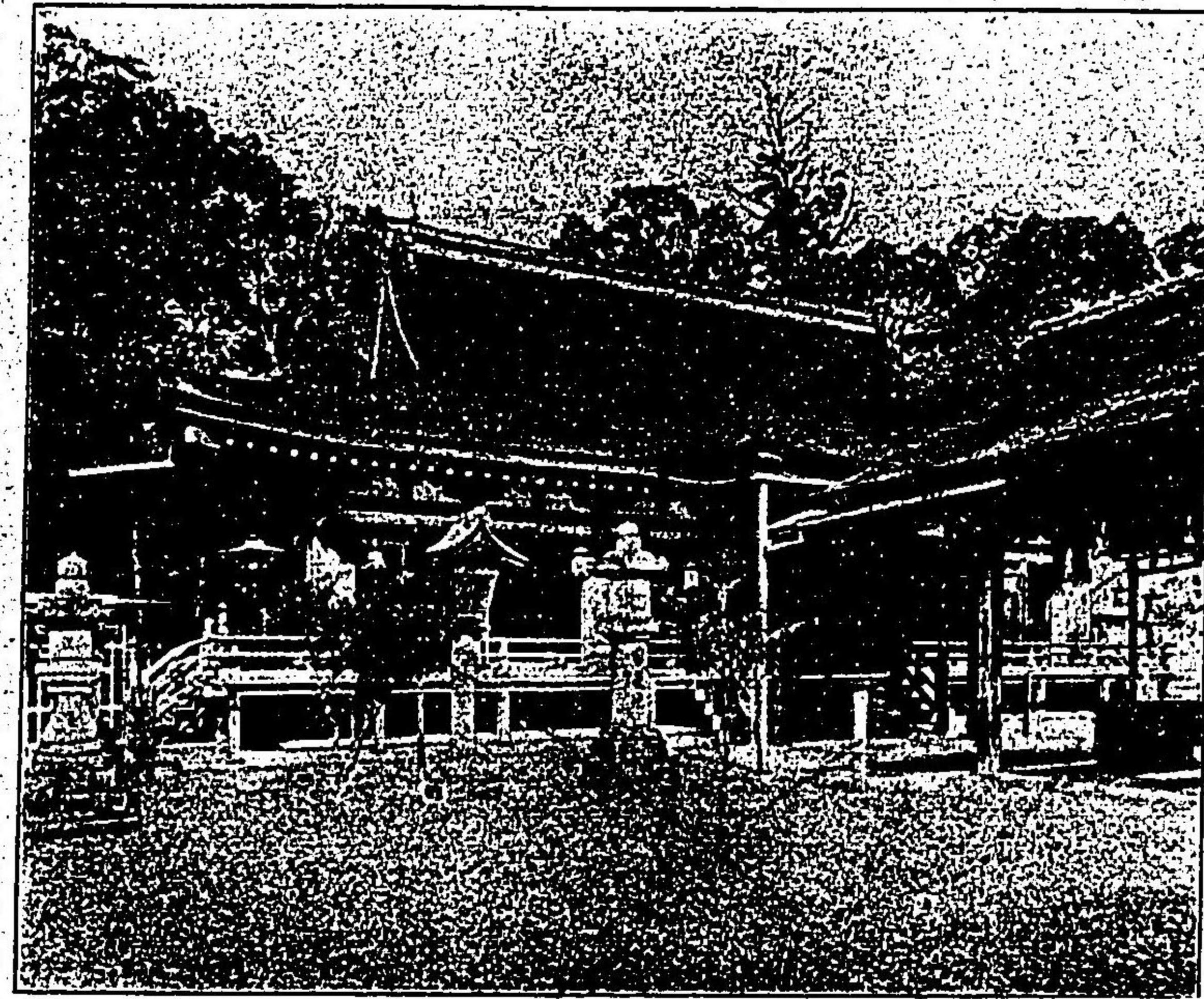
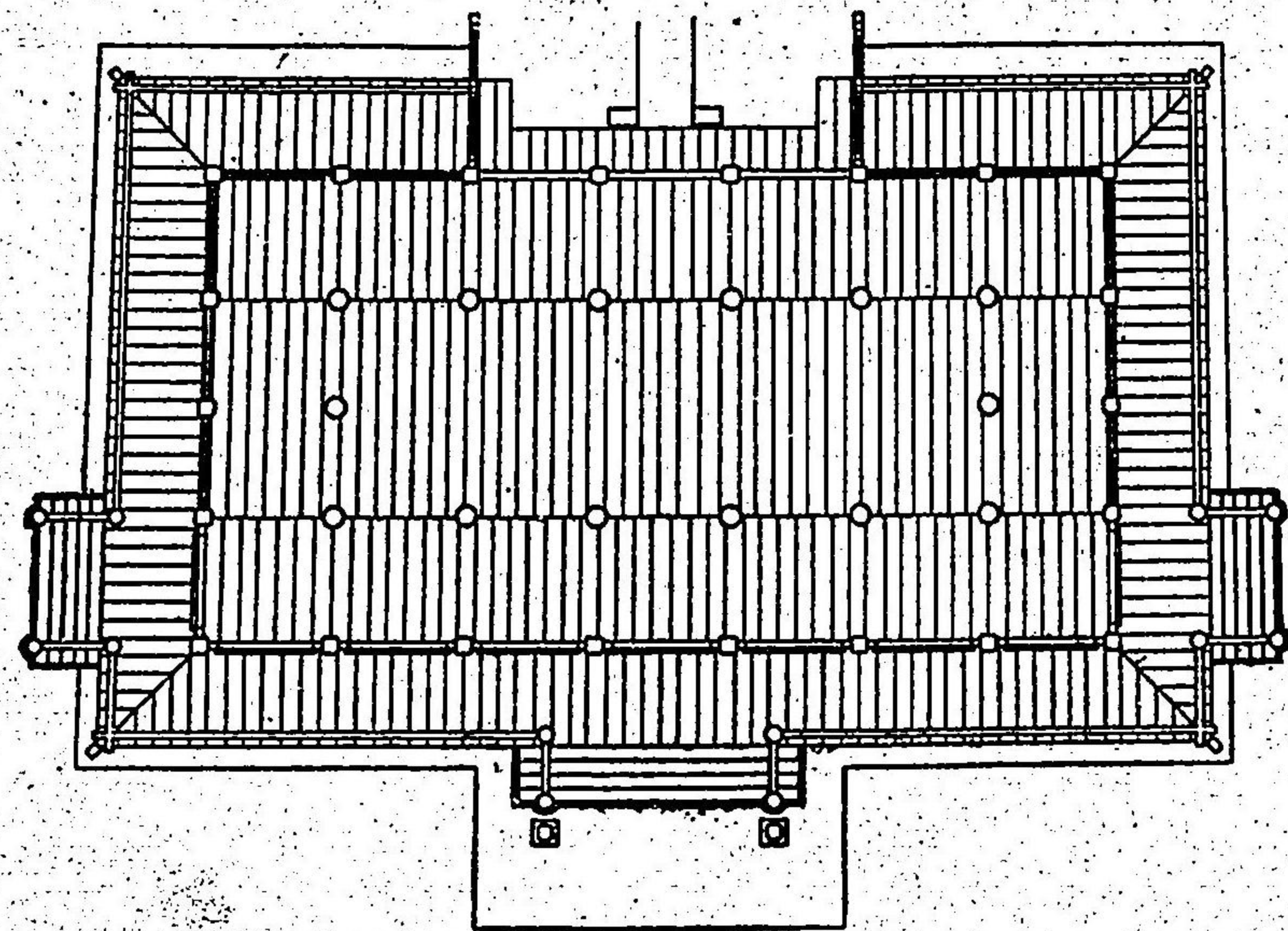


圖 平 全



石上神宮拜殿



全平圖

一 客人神社本殿

六間四面屋根兩流、檜皮葺箱棟千木、二軒、本繁樺、斗拱三斗組

に治中に造營せられた伊都伎島社の建築中、現存して居るのは、たゞこの社の一構に止まる。今現存の建物に就いて之を見るに、梁間に於て造營記と間敷の相違を生じて居るが、恐らくはこれ記録の不備に基づくことであらう。その様式鎌倉時代の造營といへ、一體に王朝末期の特色を傳へて、頗る優麗に、たゞ墓股を始め細部の手法に當代の姿が見える丈である。

二 追來神社本殿近江國栗太郡大石村、大寶神社境内

一間社、流造、檜皮葺瓦棟、御子口附、二軒、本繁樺、斗拱和樣三斗組斗拱間、正面、墓、三方廻、椽、障子、附、向拜一間、拱間、墓股、内外素木造

棟札の文に弘安七年の上棟といふ。

三 春日神社本殿近江國栗太郡大石村

二間社、入母屋造、檜皮葺箱棟、鬼板附、二軒、本繁樺、斗拱和樣出組斗拱間、正面、墓、兩、三方廻、椽、障子、附、障子、向拜二間、外部丹塗、内部素木造

棟札の文によるに文保三年二月の造立に係る。固より葺爾たる建物に過ぎないが、そ

の様式に至つては、類少なき特色を有つて居るので、先づその桁行を二間として正面に柱を建てたのは、拙策であるとはいへ、珍奇な手法とすべく、次いで屋根を入母屋造とし、又これを前方に絶らしめて、向拜を造つたのも、この時代では他に多くの例を見ない。實に二間社の流造、及び屋根の入母屋なるは、現存建築中、本社を以つて最古の遺物となければならぬ。

四 宇治神社本殿山城國久世郡宇治町

三間社、流造、檜皮葺瓦棟、子口附、二軒、本繁樺、斗拱和様三斗組斗拱間、前、面向拜三間斗拱三斗、斗、三方廻椽障子附、外部丹塗、内部素木造

その形式より見るに、鎌倉中期に再建せられ、爾後室町時代の改修を得たものといふ。

五 春日神社本殿山城國久世郡宇治町宇治上神社境内

一間社、流造、檜皮葺瓦棟、子口附、二軒、本繁樺、舟肘木、三方廻椽障子附、向拜一間斗拱和様三斗、内、外素木造

小規模ながらも、よく時代の特徴を發揮す。

六 金櫻神社中宮甲斐國中巨摩郡宮本村

三間社、流造、檜皮葺箱棟、鬼、二軒、本繁樺、斗拱唐様三斗組斗拱間、前、四方廻椽障子附、向拜三

間斗拱和様三斗、斗、内外總朱塗

後世の補修甚多きも、猶時代の特色を残す。

七 御上神社本殿近江國野洲郡三上村

方三間、單層、入母屋造、檜皮葺箱棟、千木、附、舟肘木、二軒、本繁樺、四方廻椽障子附、向拜一間斗拱和

建武年間の造營に係るといはれる、位置の頗る安定にして全體の形狀の甚麗しき、殊には屋根の入母屋造にして、勾配に意を用ゐたる、又内陣を廻つて外陣を設けたる等、誠に推賞に價するものである。

八 苗村神社西本殿近江國蒲生郡苗村

三間社、流造、檜皮葺箱棟、鬼、二軒、本繁樺、斗拱和様出組斗拱間、正、中三方廻椽障子附、向拜一

傳に建保五年の再建に係るといふ。

九 押立神社本殿近江國愛知郡西押立村

三間社、流造、檜皮葺箱棟、鬼、二軒、本繁樺、斗拱和様出組斗拱間、正、面三方廻椽障子附、向拜一間、内外素木造

形式には別にとりたてゝいふ事もない。

十 生和神社本殿近江國野洲郡祇玉村

一間社、流造、檜皮葺瓦棟、御、二軒、本繁榿斗拱間、斗拱三斗組、三方廻椽但當初は向拜一間、内、外素木造

これも前者に同様である。

十一 長保寺鎮守堂紀伊國海草郡濱中村

一間社、流造、屋根今覆屋、二軒、本繁榿、斗拱和様三斗組斗拱間前、三方廻椽脇障子、但勾、向拜一間斗拱三斗、斗、内外素木造

構造並に手法、本堂と同一なれば、等しく延慶年間の建立に係るものと想像せられる。

一間社の頗る小規模な中にも、内外陣を分ち、又優麗なる葦股を嵌入する等、見所多き建物で、寺院の鎮守社としては、實に最古の遺物の一としなければならぬ。

十二 神谷神社本殿畿國綾歌郡松山村

三間社、流造、檜皮葺箱棟、鬼板附、千、二軒、本繁榿、舟肘木、向拜三間斗拱間、三方廻椽斗拱間、脇障子附、内、外素木造

年代に就いては、確説を闕くも、その様式よりすれば當代の初期に属するものといふ。

併しその構造手法等に至つては爾後修葺を加へた爲め、多少原形を損じて居る。

十三 石上神宮拜殿

七間四面、單層、入母屋造、檜皮葺箱棟、銅、二軒、本繁榿、斗拱和様三斗組斗拱間、圓柱、向拜一間斗拱三斗、手、四方廻椽勾欄、内部組入天井但入側、化粧、總拭板敷、外部丹塗、内部素木造

傳に永保元年中白河法皇の御造營に係り、もとはたゞ神門許りであつたのを、この時改めて殿舎を建立せられたと稱せらるゝも、その様式は正しく當代の初期に属して、現存拜殿中最古の遺品である。

十四 御上神社拜殿

方三間、單層、入母屋造、檜皮葺箱棟、鬼、二軒、本繁榿、舟肘木、四方開放、四方廻椽、内部化粧屋根裏、總拭板敷、圓柱

本殿と同時の造營に係るといふ。即、舞殿の式を傳へたもので、矢張石上と同様の典型によつて居る。

十五 宇治上神社拜殿 山城國久世郡宇治町

五間三面、單層、入母屋造、檜皮葺瓦棟、御、向拜一間、斗組、斗拱間、斗拱三斗、左右兩側、繩造、廂間一軒、疎櫓舟肘木、方柱、右廂、樟天井、圓柱、四方廻椽前面、勾欄、内部格天井、總拭登、後世の改修、左廂、化粧屋根裏、軒舟肘木、二重、疎

板敷、内外素木造

年代に就いては確證なきも、遅くもこの時代の後期に下らざる建物で、爾後時々の改修を経た爲に、多少原形を崩した所はあるが、その形式純然たる宮殿建築の式に成り、正しく傳説に譚らるゝ所と一致する。

十六 白山神社拜殿 山城國久世郡宇治町白川

三間三面單層、入母屋造、茅葺皮葺、棟樑、舟肘木、四方廻椽、内部總拭板敷、小組格天井、内外素木造

前者と等しく宮殿建築に屬し、その年代も略相如く。併しこの建物は後世の補修が甚多い爲に餘程原形を損じて居る。

十七 客人神社幣殿、拜殿、祓殿

幣殿

桁行一間、梁間一間、單層、檜皮葺箱棟、前後本殿、拜殿の屋根に連絡、一軒、本繁樑、舟肘木

拜殿

桁行九間、梁間三間、單層、入母屋造、檜皮葺箱棟、一軒、本繁樑、舟肘木

祓殿

桁行四間、梁間三間、單層、入母屋造、檜皮葺箱棟、後部拜殿に連絡、二軒、本繁樑、斗拱三斗組、この三殿も本殿と同時の造營にかゝるといふ。

十八 石上神宮樓門

一間一戸樓門、入母屋造、檜皮葺

棟札の文によるに文保二年の造立とあつて、年代の確實な建物である。

十九 八坂神社樓門

三間一戸樓間、切妻造、本瓦葺

二十 御上神社樓門

三間一戸樓門、入母屋造、檜皮葺

廿一 大野神社樓門 近江國栗太郡金勝村

三間一戸樓門、入母屋造、檜皮葺

六 祭典

祭典に就いても、前代からの仕來通で、その大勢は動いて居らぬ。併しその中で、多少目新しく思はれる事柄の二三を述べることにしよう。

先づ天下の諸社の中では、いふまでもなく、石清水、祇園、北野の三社、及び熊野、日吉、鶴岡等、宮寺に屬し、又之に類する神社が、一番多く佛的趣味を引入れて居るので、その殆すべての祭祀が、佛式により社僧によつて行はれて居るといつても敢て過言でない。例へば石清水に就いては、恒例行事の中、主要なる部分を占めて居るのは、勿論佛事の方で、神事は僅に神樂又は祓等、比較的軽い場合か、若くは種類の祭事に當り、之れを行ふに過ぎない。祇園以下の神社になると、この傾向は一層甚しくなつて、その祭は神事といふよりも、寧法會に近い性質に居る。以上の諸社に次ぎ、新らしく興つた鶴岡八幡宮は、全然石清水と同一の形式に成つた社であるから、祭事の上にも、矢張本宮に行はれた先例を襲うて居る。この外一宗一寺の鎮守神や、寺の境域内に祭らるゝ神社となると、餘程進んだ程度に居るので、全くの佛式以外一向に神社らしい祭典を擧げないものも少からぬ。

次に上記諸社に就き、その年中に舉行する佛事の次第を調べるに、修正心經、二季の彼岸、安居、法華等の諸會、さては本地供の類は、故にいふまでもない。八幡では放生、春日で

は唯識、天野では理趣三昧と、夫々一神社に就いて特に縁故の深い法會を有するものもあれば、又石清水の如く、社頭に於て、祭神の國忌を行ふものさへあつた。所がかくの如く、一つの纏つた式が、寺から社頭へと移された許に止まらず、進んでは、旬節の拜禮、神饌の獻徹、その他、内部の行事に亘る部分までも、彼等が手を延ばして、固有の神祭に迄も餘程の干渉を試みて居る跡が見える。就中その最甚しいのは、遷宮に關する式で、全然之を佛化するに至らしめたのである。今その一例として、祇園の式を示すと左の通である。

寶塔院初夜懺法日中ニ引上テ讀之、亥初程ニ行水着淨衣參了假殿……假殿ニテ懺法讀テ其後新寶殿澀水、其後參本殿……先達長講承仕參小寶殿之時、澀水役入面々ニ澀之、其後丁字ヲ三ツ、賦テ口ニ含メ、其後東ノ御妻戸ヲ開テ親禪先參ス、其後次第ニ參ス、御案ニ脚、御股覆結布、御綱小刀、カ板ナト持之、其體覆結布ヨケ、シタ、メテ御案ニ奉載之後、長講承仕奉昇之、先澀水、次先達行列、御路次之間澀水、不斷名香三所燒之、本殿假殿、直小火鉢三用意シテ燒之、名香自 公家被進之、

先天王

次婆利女

次八大王子 二度ニ奉渡ナリ

次金銅多門天

次御厨子 東

次御厨子 中
次御厨子 四

以上八度奉渡了

其後新内陣ニシテ皆役人集合シテ啓テ打テ大誓言ス、若事 破露セシ輩ハ現世ニハ白癩黒癩ト成テ、當生ニハ無間獄ニ可墜云々、次長講中ヨリ供奉前庭中へ既神幸成セ給メ、ヨシ申之、其後神供備進

神樂 經所着座、
奉下神供 配分當座、

元徳二年八月遷宮の次第、

この記によれば、全然佛式により、僧侶の手によつて之を行ふて居るのである。次に鶴岡八幡宮の例も、略之に類するものである。

- 一、三日寅一點、社家^{佐々目法}印坊頼助以井花水入置新桶上下御殿内陳悉令洗濯畢、自以淨三業眞言軍荼利小呪告里々々呪等、帶杖加持結界……………
- 一、同酉刻、役人皆參、戌一點御殿預等開御戸之時、^如此間、社家參詣内陳、次御殿預渡御手箱於宣命使^{經重}
- 次御調度渡神主子息^{行綱}……次寄中御前御輿、
- 一、次社家^{覆面}被奉入御正昧於御輿、
- 一、次西御前御輿、次東御前御輿、已上三基、
- 御輿暫奉昇居案上、
- 一、次御殿預渡若宮御調度於三島神主^{重親}、次同御殿預渡熱田神主^{經範}、

- 一、次西御前御正昧奉渡執行僧盛弁^{法服袈}
- 一、次東御前奉渡御殿預法眼宗弁^{法服袈}
- 一、次若殿奉渡同預律師頼重^{法服袈}
- 一、次武内奉渡小別當法橋^{法服袈}
- 一、次社家^{法服袈}自奉抱若宮御正昧自内陳出御之時、着座供僧^{法服袈}降下庭上、打鉢誦四智讚三反、其後打鉢、次樂人奏樂慶豐樂

一、次次第行列

- 御櫛(宮人) 王舞(舞人) 師子狛犬(二所) 樂人^{廿人} 左右二行 舞人^{十二人} 左右二行 厚御鉢^{三本} 御鉢^{十二本} 御手箱(宣命使) 御調度神主子息 御殿神主 中御前御輿^{駕輿丁四人} 四御前御輿^{神主巫女付御輿} 上) 東御前御輿(同上) 若宮御調度(三島神主) 同御殿 若宮御正昧社家) 四御前(執行) 東御前御殿預(若殿同預) 武内小別當) 供僧^{七人} 三綱^{二人}

弘安四年十二月三日假遷宮の次第

之は幾らか神主も關係して、全然佛式とまでは進んで居らないが、猶その主權の僧侶にあつたことは偲ばれる。かくの如くにして、最神儀に接近し、且最重大なる祭典たる遷宮の式でさへ、かやうな程度に迄も、佛化されてしまつたのである。随つて餘の比較的軽い祭典に就いては、最早多くを辯ずるにも及ぶまい。次にその平素に於ける拜禮の一例として、石清水に行はれた朝拜の式を擧げて見よう。

- 一先社務惣官并祠官三綱已下所司等、各若法服、未明執、松明、始自大智滿社、巡禮踏神、
- 一、次參寶前若座、
- 退出、
- 一、次初上居士高坏三本、各燃燈明、舞殿立禮盤響、次錫杖導師登禮盤唱發願誦、錫杖、佛名教化、之後、下禮盤
- 一、次取却禮盤、敷盤一枚、傍立響、裏前、
置花枝、
- 一、次惣官以下若座下座、
- 一、次初拜導師若座、踏居、打磬二度、
- 一、次立微音、唱年說月日、
- 一、次唱大菩薩三度禮拜、
- 一、次唱比咩大御神三度禮拜、
- 一、次唱大多羅志女三度禮拜、
- 一、次直居打磬、取花枝、神分祈願、通向如常、
- 一、次退出、

寛元二年の注進、正月元日宮寺の僧朝拜の次第

社僧の所作とはいへ、かやうな拜式が元正の作法とせられて居る。中でも三度拜の見えるのは、頗る注意に價することであらう。由來この式は御齋會臨時仁王會、千僧御讀經等佛事の際か、もしくは御燈の御拜等、陰陽道の祭に用ゐられ、延いて俗人の僧侶を拜

する法としても採用せられて居たが、こゝに神事に佛式を混淆した結果は、遂に神社に於てもその風に倣うやうになつたのである。

さて是迄は、主に宮寺に屬する神社の有様であるが、さもない一般の社に於ても、たい程度に深淺の差がある許りで、その分に應じ、格に随つて夫々佛敎と連絡を取つて居る。例へば諏訪の如き全然佛敎の主旨とは反對の位置に立つ祭を生命とした社でも、その旁では常樂、放生等の法會を、拒むことが出来なければ、出雲大社の如き神代の舊儀を傳へた惟神の神社でも、鰐淵寺の僧侶によつて行はるゝ五月會が、年中第一の祭となり、又浴中の賀茂祭の如き、別に佛敎とは縁も由緒もない祭典でさへも、空也上人がその期を利用するといふ風に、あらゆる機會に乗じて、佛敎はその羽翼を延ばして居る。随つて之が爲に固有の形式の崩れたことも察せらるれば、行事や作法の變つたをも認められるが、併し一般の神社に於ては、その浸潤は、ある程度迄に止まつて居て、それから先は、互に調和をとりつゝ、進んで居るから、その根柢からして、動搖を來すやうな患はなかつたのである。

佛敎に次いでいふべきは、武家の勃興によつて齋された新しい賜で、即この時代からして神事に用ゐらるゝ餘技にも、武家趣味の發揮せらるゝことが次第に盛になつた一事

である。いふまでもなく従前の神事に於ては、雅樂を主として廣く一般の雜樂の類には亘つて居なかつたが、こゝに時勢の變化すると共に、武士によつて演せらるゝ種々の武技が、神事の中に於ても、漸次主要なる位置を占むるに至り、隨つてその行はるゝ範圍も段々廣くなつた。その中でも一番流行したのは、流鏑馬である。

流鏑馬の起源は、早く王朝に存し、又京都の方面で行はれて居るから、固より鎌倉武士によつて始められたものでなく、又已に熊野の王子や日吉に於て行はれた例もあり、平清盛が稻荷の社頭に行つたこともあるから、強いてこの時代の特有技とすることも出来ないが、その初めから、武士と密邇の關係を有し、殊にこの時代に入り、彼等の勃興と相伴つて、その趣味が普及せられ、延いて神社にも推及ぼされるやうになつた所から考へると、起源は兎に角も、その普及を以て、當代に於ける武門の感化と見るのも、強ち不當の説であるまい。

當代に於て、神社に流鏑馬を結びつける最初の出來事は、治承六年上總介千葉廣常が萬度の流鏑馬を射んと玉前神社の賽前に誓つたことで、その後暫して、文治三年には、賴朝自身が監臨して之を若宮の馬場に行はしめ、續いてその年の八月からは、放生會の餘興として之を演せしむることゝした。爾來この宮の放生會と臨時祭とは、恒例とし

てこの技が用ゐらるゝことゝなり、結局競馬や相撲等と共に、鎌倉武士の晴の藝とせらるゝに至つた。關東に併び京都の方面でも、流行の勢は、少しも後れをとつて居ないので、石清水、春日若宮、新日吉等の諸祭、又地方では諏訪を始めとして、香取、鹿島、出雲大社、河上、等何れもその盛に行はれた社であつた。就中諏訪の如く初めから武神として立ち、又昔からこの技を傳承し來つた社では、最もよくその趣味に適應することが出來たのである。

流鏑馬に次いで、小笠懸も、亦昔からあつた武技ではあるが、この時代に入つてからは、新日吉、宇治離宮、三島等の神事に用ゐられて居る。併し流鏑馬に比すれば、固より比較にならぬ。又この外騎射、競馬、相撲の如きも、従前の慣例以外に、武家の力によつて、新しい空氣を入れた跡が見えるが、一々はその記述を略することゝする。

之を要するに、一方では佛説によつて、諸社の祭禮が段々佛化せむとする傾向を示したと同時に、一方では武家趣味の普及に催されて、次第に活潑なる分子の加へられつゝあつたことが見られる。然るに猶この上に新しい現象として注意すべきは、田樂、猿樂、里神樂、さては曲舞、亂舞、白拍子、雜樂の類までが神事にも用ゐらるゝに至つたことである。就中田樂は早く永長元年の頃に於て、之を洛中の諸社に興行した例があるが、爾來

民間の趣味に伴ひ、この技が盛になるに従うて、漸く各地の神社へも、擴がることとなり、この時代に入つてからは祇園の御靈會を始めとして、常樂寺の市場夷祭、西の方では出雲大社の遷宮式等までも、その範圍を推廣めて居る。猿樂は田樂に比すれば、その範圍は甚狭いが、祇園の御靈會に於ては、早くから之が用ゐられた。惟ふに從來の雅樂以外にかやうな民間に於ける雜樂の類までが、段々神社にも採用せられることとなり、なつたのは、時勢による推移とはいひ乍ら、神社も亦、この大勢に應じて經營せらるべきもので、どうしても一般の趣味を無視することの出来ないことを示すものであると思ふ。

次いでは陰陽道との交渉に就き、二三の説明を試みて見よう。先づ朝廷の方では、前代よりもその範圍が廣くなつたとはいへ、一定の行事の許に拘束せられて、民間に表れたやうな自由な御有様は、之を窺うことが出来ないが、下つて院宮又は公卿達になると、さまでむつかしい制限もなかつた爲か、己がむき／＼之を信奉した様が見え、轉じて鎌倉幕府に移れば、こゝは古制に係ることなしに、隨意の採擇が出来た結果であらう、その恒例又は臨時の行事として標榜した所は、八分通までが陰陽道による祭で、總計四十餘種の多きに達して居る。随つて幕府に於ては、古儀の神祭は、頗る僅な部分を占められたに過ぎないが、併しその自然に任された状態は、之によつて明かにすることが出来る。

さてかく斯の道の上下に信奉せられた中にあつても、初めから神道と没交渉のものに就いては、こゝにいふ必要がない、多少なりともその關係の見られるか、若くは神事として採用せられた諸祭に關し述べることとしよう。惟ふにこの區分は甚困難な業で、到底正確な差別を立てることは出来ないといへ、之を概括すれば最通俗に民間の信仰を萃め安き部分、即天變、地異又は鬼氣、疫癘、霹靂、風災等を始め、諸種の鎮祭に屬する部分が職としてその手に遷り、又その式を新に採用して居る。即日常の生活上最要用を感ずる點に就いて、その交渉が見られるので、佛教の取つた進路とは多少その趣を異にして居る。これ即陰陽道の性質として、誠に至當の結果といふべく、それに就いては、一方我が神道の闕陥を補う功があつたと、もに、又習合の未固有の祭儀に少からぬ影響を及ぼしたことを忘れてはならぬ。次にその主なる諸祭に就いて見るに、

(一) 四角四堺祭 王朝の盛時この方、この祭は道饗祭と混淆して、陰陽師の掌る所となり、そのまゝこの時代に引續いて居るが、幕府の方では、殊に之を大切に、將軍家病氣の際などに、四方の鬼氣を追拂う方として、屢行つて居る。その場所は柳營の四隅及び鎌倉の四至たる小袋坂、小壺、六浦、固瀬河の四所で、やはり京都の制度に模擬して出來て居る。それ故この時代になると、朝暮ともに古儀による道饗祭は行はれなくなつた。

(二) 風伯祭 寛喜三年鎌倉では、打續く風災を鎮めむが爲に、安倍泰貞をして由比浦の鳥居前に、風伯祭を行はしめたが、之をその矯矢として爾後事あるに臨んで、屢之を行きて居る。傳によると、この祭は、諸祭中でも最容易ならざる行事に屬し、安倍家には、曾て先例を聞かないといふ。

(三) 雷公祭 雷公祭は、早く寛平の昔に於て、堂上の儀式となり、頗るその靈驗を稱へられて居たが、この時代の初期頃になつては、何故か中絶に歸し、宮中ではその儀が一時廢れて居た。然るに幕府の方では、文暦二年に至り、將軍病氣平癒の祈禱として之を舉行し、又後に建長八年にも、度々の變異を鎮めむが爲に、之を行はむとの議があつた。然るにこの時、天文博士安倍爲親泰貞の子の進言した所によるに、公家の外曾て之を行つた先例を見ないとあるが、その言に徴すると、兎も角も重い祭であつたと見える。併しこれも式の制によると、霹靂神祭を擧げて、立派にその作法を示して居る。

さてこの風伯雷公の二祭ともに、文永の頃に至れば、京都の方でも行はれることゝなつた。

(四) 宅鎮の諸祭 これも早くから陰陽の式が用ゐられて居たが、この時代に入つてからは、愈盛に、朝暮その他の籍紳家に於ては、殆恒例の行事として、之を採用するに至つ

た。即今その新殿移徙の式を見るに、いつも僧侶及び陰陽師の行事が主となつて、先づ大土公祭が始めらるゝと、引續いて仁王講や最勝王經の轉讀が行はれ、その傍では陰陽の法を參酌したと思はるゝ、安鎮法が諸祭中隨一の法として、僧侶の手によつて修せられるが、その間には又火鎮、石鎮、炭鎮、腕鎮、西嶽真人鎮、井靈、七十二星、大歳八神等の諸祭も併び行はれて、最後に移徙を了れば、愈、河臨祓が修せられることゝなる。最かくの如きは式正の場合に限り、普通には上記の諸法が悉く修せられるのではないといへ、陰陽の法による諸の鎮祭を一時に併行するのは、蓋この時を以て最盛なりといふべく、それにつけては、その神事の上に及ぼした影響をも測知ることが出来る。惟ふにかやうな形勢に成行いた上は、かの我國の古儀なる大殿祭の如きは、たゞ告朔の餼羊たるに過ぎぬことなつてしまつたので、その事實に表れた所でも、新嘗大嘗祭、齋宮卜定の前後等、僅な範圍に止まつて居る。

(五) 招魂祭 鎮魂祭が専ら宮廷の一方に行はるゝに對して、一般には、早くから陰陽道の行事を入れて、招魂の方を用ひ、事ある時には、陰陽師を招いて、之を修せしめて居た。さうしてこの風は社會の迷信に伴うて、益流行したので、王朝の末から鎌倉の全期を通じ、上下に亘つて盛に行はれて居るが、とりわけ幕府の方では、信賴厚く、將軍病氣や、その

異變の際に當つては、毎日七座等の法を勤めしめて居る。惟ふに陰陽道諸行事の中でも、この法の如きは、最よく民間の希望に適應したもので、その靈驗に就いては、多大の信用を以て迎へられて居たやうである。

(六) 泰山府君祭 招魂祭よりも一層廣く、又熱誠を以て行はれたものに、泰山府君祭がある。この神は、五岳の一なる泰山の神格化に起り、その土地神を東嶽帝君の名の許に崇拜したに始まるが、我國では之を命祿の神として、或は延命長壽を祈り、或は除病瘵疫を請うて居る。これも王朝の末頃から一般に流行しかけて、延いて室町時代に迄も及んだが、就中幕府の方では尊信最深く、その月次祭や七座の法を始め、又京都に於ても院宮をはじめ公卿達は、或は赤山に之を修し、或はその月次祭や四季祭を行はしめらるるなど、朝野に亘り、非常の信仰を有して居る。蓋これも道士の祭る所が、會々時代の思潮に投合し、その極遂に上下の崇信を萃むるに至つたものでも、もとに溯れば、矢張妙見や大將軍など、等しく流行神の一種に數うべき神祇であつた。併しその年久しく我が國風に習合せられた結果は、この時代に至り、殆わが神祇と擇ぶ所なき迄に進むことが出来たので、それに就いては、かの慈覺大師の勸請と稱せらるゝ赤山明神や、外宮の別宮多賀宮等をも、この神に附會するに至つた。當時赤山にその修法が行はれたのは、則て

の理由によることであらう。

祭典に關しいふべきは略上記の通である。さてかく斯道の諸祭が悦ばれて、次第にわが神道の行事を蠶食せむとしつゝ、あつた傍に於て、矢張さきに佛教との間に行はれたが如く、一種の提携策が按出せられて、頗る巧妙なる調和が成立して居たことを認められる。今その一例として、祈雨の御祈に關する次第を舉げむか。古くは丹生河上、貴布禰の奉幣を主とし、爾後諸山の僧侶をして誦經せしめられたこともあつたが、この時代になれば、兩社の遣使に次いで孔雀明王法を修し、同時に五龍祭を行はしめられる等、神佛の法に併び陰陽道の祭が勤仕せられる。次に彗星出現の場合を見むか。諸社の奉幣と、もに大般若經を轉讀し、五大虚空藏、熾盛光、孔雀明王經等の諸法を誦し、又天地災異祭や屬星祭等が修められる。更に三合御祈の例に徴せむか。廿二社の奉幣は固より、仁王經法や五壇法に次いで、大般若經の轉讀を行ひ、又泰山府君、四角四堺、三萬六千神、代厄等の諸祭も修せられる。

以上の諸例は、たゞ全豹の一斑を示すに過ぎないが、この後とても三道併立の有様は略かやうな次第に行はれ往くことゝなつた。併しその間に於て、互に長短の存するは固より之を免るゝことが出来なかつたから、いつしか一方の獨占に歸するやうな現象

も、時に之を見ることがあつた。

七 行 事

神社に關する行事に就いても、亦時代の變遷に伴う多少の變遷が見られる。次にその主なるものに就いて記すことゝしよう。

一 物詣と參籠

王朝の盛時この方、都人の社寺に物詣する風は、甚盛であつたが、引續きこの時代になつても、流行つて居る。固よりその中には、信仰に出たものよりも、事に託して遊覽を試みむとするものが甚多く見うけられるが、こゝでは、その理由の如何や、信仰の厚薄などは、別に喧しく論ずるにも及ぶまいが、唯その事實として、歴史に表はれた上から觀察してみようと思ふ。

王朝及び鎌倉時代を通じ、都に於ける王侯貴紳の歴遊した社寺を見ると、時勢のむつ

かしいにも係らず、案外に遠方の諸國に迄も及んで居るので、京都附近の社寺は、彼等にとつて、たゞ一日の行樂を假するに過ぎなかつた。併しその中でも人の集る所は大凡自然のさまりがついて居るので、或はその地形勝にあつて、風光に富むとか、或は神佛に靈驗ましまして、世俗の信仰を引く所とか、乃至はその社寺に所縁を有するとかいふ風に、何等か特色の見られる場所に限られて居た。さうしてその期節に就いても、或者は神事や法會の際に、或者は花紅葉の期と、大體の制限が見られるものもあつた。所が又中には、頗る深遠なる目的から出たものもあつて、陽には神佛の物詣と稱しながら、陰に地理を窺ひ、人情風俗を視察して、他日の參考に供しようとする事も、折々は起つて居るのである。

寺のことは、こゝに用はない。神社に就いて之を見れば、最もよく人の集合する所は、都の近くでは、先づ第一番に石清水八幡宮がある。之に次いで、祇園と北野、少し離れては、日吉と春日とが最盛で、就中日吉に就いて見ると、當時の縉紳達は、豫ねてその子弟を託して居た坊々を所縁とし、こゝに身を寄せるを例として居る。次に遠方では、金峯山と熊野との二之に比しては遙に劣るけれども、住吉にも相應の參詣はある。即上記の諸社は、何れも時代に時めく神社で、上は院宮より始めて、下道俗の參詣甚盛に、中には

婦女子にして歩を運ぶ者も、中々に少くなかつた。今その次第を見るに、凡そ物詣をなさむとするに當つては、大方先づ精進を行ふ。その式或は門前に神事札といふを懸けて、不淨を憚るものもあれば、特に之が爲に専用の精進屋を建てたものもあつた。尋いで愈、目的地に到着すれば、先づ所縁によつて宿坊に過り、後社頭を拜して宮廻を勤め、猶餘暇あれば看經誦經等の法施を行ふ。又この間一度ならずして幾度か參詣の數を重ねることあれば、或は之を日にかけ月に亘つて繰返すものもあつた。即七日詣、月詣、百度乃至は千度詣といふのがそれで、朝暮ともに盛に之を行うて居る。

かくて物詣の末には、幾日か神佛の寶前に到留して祈願をなすことがある。これも王朝の末から起つた風習であるが、その後次第に盛になつたので、この前後に於ける物詣の場合を考へて見るに、極近い所か又は別に祈願することもない時なれば、兎に角新に心願を籠め或は宿禰を果さむとするが如き際に臨んでは、必ず寶前に籠つて通夜を勤める。之を稱して參籠といひ、上は上皇の尊貴よりして下庶人に至るまで、あらゆる階級に通じて盛に行はれて居た。一體參籠の風はもと佛家に起り、顯密の僧侶がその修行の一として行ふ所であつたが、それがいつしか俗間にも用ゐらるゝこととなり、同時に社頭に於ても、その風を移すに至つたのである。その期間短くて三日乃至五日、長

きは數週より百日の久しきに及び、その間或は經を寫し法施をなす等、種々の作善に身を委ねて居る。さうしてこの風も、亦前記石清水や祇園、北野、日吉、熊野等に最盛に流行したので、何れも院宮を始め、權門勢家の勤行が甚多かつたが、就中異彩を放つて居る一事は、割合に婦女子の來會が繁かつたことで、即女院から始めて、緒紳家の夫人や女房達等が競つて之に赴いて居る。

所が、かくの如く、盛大に赴くにつれては、色々の弊風がその中から起りかけたので、先づ第一番には、肝心の目的たる修行を、第二において、世事雜談に耽り、或は終夜詠歌賭物などの遊戯に打明すものも出來れば、次いで、男女同席の結果として、よからぬ風習をさへ起すに至つたのである。例へば熊野に就いて見ると、通夜の衆が最も多かつた丈に弊風も亦甚しかつたものと見え、當時その對手たる高野山の方からは、之を稱して男女狼雜の瑞籬、中品中生の砌であると冷笑して居るが、又石清水に就いて考へると、弘安八年の宣旨に、

寶前參拜、并通夜之時、男女不可雜居、

と仰せられて、嚴に風氣の頽廢を戒められて居る。併しこれも例の制符と等しく、別段に効果の擧がつたものではなからう。

次いで、觸穢の制度が普通嚴重に行はれなくなつたことも、その自然の結果といふべきであらう。それも物詣の折には、さしての弊害が見はれなかつたが、參籠の時になると、心なくもその規律を紊し、又どうしても之を遵守することが出来ない場合が頻々として、起つて來たので、先づ石清水や日吉を始めとして、賀茂御祖、廣田、北野等の諸社では、社頭に參籠の輩どもが俄に病を起し、又頓死を遂げた等のが見え、或は夫までに進まなくとも、服忌の中に之を行ふた例は屢見える。最かくの如き場合に臨んでは、或は祓を科せ、又陳謝せしめられる等、夫々善後の策を講せられて居るが、石清水、日吉さては熊野等、參籠の盛に行はれた社になると、一々かやうな手續を踏むことも出来なかつたと見えて、事件を公の沙汰にすることなしに、いつしかその制度を緩めて、時勢に適應する處置に出るやうになつた形跡がある。随つてこの時代になると、熊野の方では、重輕服の仁の參詣を憚らずとし、又日吉では時宜に應じ、又人によつて之を伸縮する等、社に従ひ時に臨んで頗る便宜なる方法が用ゐられて居る。但是等の便宜法に就いては、時々一部の反對を招いたこともあつた。

惟ふにかくの如きは、佛教の感化に待つ點も甚多からうが、その直接の動因となつたのは、寧ろこの參籠の方面に存するであらう。

附けていふが、かやうな時勢にあつても、古制による嚴重なる觸穢や服忌の制は、まだまだ確にその權威を有つて居たので、神宮を始め諸の大神では、それが嚴守せられて居た。併しかくの如きは多く形式上の約束丈に止まり、一度その裏面に立入るときは、已にその精神を没却し去らむとして、徒に條文の末に拘はり、たゞその形骸許を墨守して居る跡が見える。例へばかの春日社などで、その些々たる過失さへも、神主間の陥穢の口辭とせられたが如きは、その弊害の最顯著なる一例とすべきであらう。かくの如くにして物詣及び參籠の風は、次第に盛になり、延いて室町時代に及んだ。併しかうなると、愈その最初の目的から遠ざかつて、全く時好に伴う一流行となつてしまつた。とはいへ之によつて神威佛力の發揮せられたことは、今更いはずもあれ、その直接間接に社交を助けた功績は、中々に大いなるものがあつた。随つてこの意味からすれば、當代の神社并に寺院は、社會の進運に參する一機關として、一種の集會場ともなり、又智識の交換を助くる媒介者ともせられたのである。是やがて崇敬又は信仰の對象以外に、社寺の産出する副産物とも稱すべく、實に當代の如き時勢にあつては、頗るその必要を感せられて居た所であつた。

物詣の折や、宮寺の供僧等が神拜の際に於て、神前に誦せられた拜辭を見ると、佛に對するのと等しい名號を稱へて居ることが見える。その最古いのは例の如く石清水八幡宮で、已に王朝の中頃からして、その風習が起つて居るが、續いてこの時代に入つてからも甚盛で、託宣集に引く神宣には、一念わが名號を唱うる者は、敢て空しきことなく、現世には思ひに隨つて無量の寶を授け、後世には善所に生じて勝妙の樂を享けむとも、もし信心を凝らして、南無八幡大菩薩と稱するならば、終に淨土の往詣を遂げむともある。本社に次いで熊野では、南無大慈三所權現とか、歸命頂禮大慈大悲證誠權現といひ、祇園では南無大悲牛頭天王、北野では歸命天滿大自在天神、春日では南無大明神と稱し、更に進んでは、その本地の號を稱うる事さへ起つて居る。何れも習合説の齋す所の賜なので、南無とか、歸命頂禮とかいふ辭の中には、自ら祈願者の神に對する心持や、又之によつて生ずる功德の考が表れて居ると思ふ。かくの如くにして、この風習も亦例の如く佛教に最縁の深い石清水と熊野とが先驅となり、遂に天下の神社に推及ぼされることとなつた。

一、傳治承二年藤原成親願文

敬白住吉大明神御寶前立願事

- 一可奉唱毎日千返本地寶號事
- 一可奉唱毎日千返垂跡御名事

二、承元四年石清水八幡宮卷數案前後略

奉念

大菩薩御名號其音何通

三 作善

名號に次ぎ、神の奉爲や又自の功德を積まむとして行はるゝ寫經寫佛、さては造像造塔等の風は、無論この時代になつてからも甚盛で、上下を通じ、道俗を推しなべて、その普通の行事となつて居る。隨つて之に對する思想や、又その方法、形式等に至つても、別に前代と相違の生じて居らう筈もないが、たゞその中にあつて幾らか趣を異にすることは、その度數が重なり、式が繁くなるに従うて、漸く儀式的となり、或は徒に華美を衒はむとする傾向が表れそめた事で、夫は重に院宮や、公卿達の晴れの儀式の際に多く見えて居る。併し又その半面に於ては、信仰深き僧侶の熱誠を籠めた場合も少くないので、兎

も角も、まだこの時代に於ては、その當初の目的や意味を忘れて居ないのである。次にその例證の二三を示すこととする。

この中寫經に就いていふと、その普通に行はれたものは、矢張般若心經や法華經、大般若經等の類で、その他は多く心願の筋により、又神社の性質に従う。次に圖佛と造像とに關しては、垂迹の像は固より、その本地もしくは祭神歸依の本尊を描し、又それと同様の考の許に、神像を造ることも行はれて居る。

一、寫經の例施入、供養の例、合叙、

一、舊伊勢神宮寺藏大般若經の奥書

右奉爲

天照太神法樂莊嚴、威光倍增、敬拂瑞垣所奉供養也、

文治二年四月廿六日

法橋上人位慶宗

權律師法橋上人位成實

前權律師法橋上人位實憲

法眼和尚位定勝

權少僧都法眼和尚位辨曉

別當權大僧都法眼和尚位雅實

二、舊鹿島神宮寺藏大藏經の奥書

奉渡唐本一切經內

建長七年乙卯十一月九日於鹿島社遂供養、

常州笠間長門守從五位上藤原朝臣時朝

三、信濃國淺間社藏大般若經の奥書

永仁二年甲午十月七日百時書畢、一筆一部之内、施入信州淺間宮供養讀誦故也、

大勸進唐僧空敬書

四、伊勢國多氣郡林神社藏大般若經七卷五十九頁の奥書

神明法樂之御故也 御裳澀河之水ニテ書寫

元應貳年七月六日 筆師了圓廿八才時

五、嘉曆四年後伏見上皇北野天滿天神の御願文

兼又金泥般若心經於自書天寶前常奉納須懸志至切なり、

二、寫經及び圖佛の例

六、弘安十一年後深草上皇春日社三十講最初御願文

奉圖繪釋迦如來像一鋪斯像者殊依有本尊之志、忽所致開眼之儀也、奉書寫紺紙金字

唯識論一部十卷、斯論者玄奘三藏之翻譯、金剛一乘之異偈也、尊神者依唯識之功能、以添威力、唯識者、依尊神之威力、以增功能、因茲課宸筆、今揚邁耀輝、振短毫兮、芝筋究妙、

三 造像の例

七、下總國香取郡觀福寺藏香取社本地佛光背の銘二體
奉造

香取大神宮御本地四鉢内

十一面觀世音菩薩

右志者爲天長地久當社繁昌異國降伏心願成就造立如件、

弘安五年壬午八月一日

佛師以下

敬白下總國香取大明神御寶前

一奉造立金銅地藏大菩薩一鉢

一奉讀誦般若心經萬卷并觀音經千卷

右志者爲亡父實政并海雲比丘尼所奉建立如件、

延慶貳年己酉三月八日

佛地白敬

橘胤

八、東大寺八幡宮僧形八幡神像胎内の銘(節略)

元延元延執筆阿彌陀佛寬宗

東大寺八幡宮安置之建仁元年十二月廿七日御開眼、

今上 太上天皇以下署名二十

奉造立施主巧匠阿彌陀佛快慶三人、銅細工一人之略す、

(中略)

願以此功德

普及於一切

我等與衆生

皆共成佛道

(下略)

九、大和國吉野郡吉野水分神社玉依姬命像胎内の銘

御結緣諸大檀那

宣陽門女院

沙彌賢阿伊賀守〇以下署名

建長三年辛未十月十六日

持蓮上人二〇〇下略

初めは本地佛といひ乍、現世的の祈願を主とし、殊に海外に對する勇壯なる目論を含ましめて居るに反して、後の三つになれば、或は菩提の爲にし、或は經説を引き、或は結縁、檀那等の語を用ゐるなど、佛像に對するのと、少しも變つたことがない。

四 寫經、圖佛及び造像の例

十、嘉祿元年石清水別當法印宗清勸進帳

大菩薩御鉢佛舍利を御身にこめさてまつるべし

わろ宮の御鉢

若宮殿御鉢

武内御鉢

かこら此御鉢

とりのれの御鉢

えたん乃御鉢は、神をうやまひさてまつるおまじり、うつしさてまつらんとは、

兩界曼陀羅のさう

藥師 普賢 觀音 彌勒 愛染王

不動 降三世 軍荼利 大威徳 金剛藥及

多聞 持國 増長 廣目 尊星王

焰摩天

えさん此形像の、あるいは神明乃御本地、あるいは歸依乃本尊也、よりてうつしたてまつらむとは、

御山乃圖一鋪

件圖のあしとゆふへお和光の月をらいといしたてまつり、ひてをふしてを、すいしやえのつゆをなれむと先、青巖乃いきたひをうつして、紫庭のうらち茂かきたてまつらんとは、

阿彌陀像一鋪

えたん乃はとけり、一念おも無量のほえをほろやし、十惡ををかふらび引接しとまん尊也、……しる此みぬらび阿彌陀如來とまぬとちわり先祖武内大臣の御本地なま、しるらはかの極樂教主此機縁をおもへば、まさしき子孫の身といふへし、

愛染王 染愛王等像各一鋪

くさんの像、旨趣さきにおおし、
妙法蓮華經一部

くたん此經……そのうち釋迦如來遺身の舍利なり、このゆへに一代教主乃大
恩を報さんかた矣、八軸妙經の眞文を安したてまつる、

右のそむさう妙典、あるいはけり、あるいはうけり、したてまつる、心乃うちにおもひ
ささびよよりて、身のほゝよをしす、たむとび、……

十一、建久九年解脫上人七ヶ日逆修願文(初日)

奉造立白檀三寸彌勒如來像一鉢

奉手自書寫妙法蓮華經第一卷、無量義經、觀普賢經、阿彌陀經、般若心經、

右今日所修者、殊奉爲春日大明神也、弟子昔辭台嶽、遂來此地、非修非學、雖忘寸陰之

景、于朝于夕、只仰春日之光、今生已戴神恩、後世盍恃冥助、仍捧一日之惠業、專增四所

之法味矣、

十二、寛喜四年尼僧成阿彌陀佛東大寺八幡宮敬白文

菩薩戒尼成阿彌陀佛敬白

奉建立大般若經一字

奉安置白檀釋迦牟尼如來像一鉢

黃紙墨字大般若經一部六百卷

每軸奉籠佛舍利各一粒

同摩訶般若波羅密多心經七十一卷

紺紙金字妙法蓮華經一部八卷

無量義經一卷

觀普賢經一卷

金光明最勝王經一部十卷

蓋屏奉圖繪十六善神像各一鉢

以前善根、甄錄如斯……然間嘉祿三年仲夏八日、或人告云、夢中神人來、捧大般若法華
等本經、課于微妾、可書寫而奉納云々、當寺八幡宮御使之由、仰信而覺悟矣、靈託有限、默
而難止、然而我身無頼、不足于言、宜祈神祇、兼勸緇素、般若心經者、實相之肝要、神明所重
也、仍一字三禮而敬寫之、七十一卷、即以轉讀之、箇中六十六卷者、六十餘州大小神祇、爲
奉制威光也、今五卷者、三界天衆、四海龍神、瑤玉山神、乃至魔界爲除業苦而增法樂也、各

々影向大願之處、面々助成中心之誠……
上述の通で、是も亦佛教の感化が次第に深くなり、その趣味が漸次廣く普及するに至つたことは、注意を要する。

四 祓 禊

一體に祓に對する者は、古代とならば、多少その意味が變つて來て居るが、その上この時代になると、陰陽道の侵入が愈甚しくなつて、殆全般に亘り、その影響を蒙ることになつた。次に神事として斯道の式を用ひ、又斯道の風が神道と契合した實例を示さうと思ふ。先づその朝暮の行事として普通に行はるゝものに、

(一) 毎日御祓 毎日の行事として宮中に行はるゝ所で、夜に入り御衣を藏人に賜り陰陽師をして祓はしめられる。この式はもと後朱雀院の御代に始まるといふが、惟ふにこの道の隆盛に赴いてから後に興されたものであらう。

(二) 旬日祓 朝廷並に縉紳家に於て行はれて居る。

(三) 毎月御祓 毎月一日又日を擇ぶ、陰陽師人形を進むれば、主上之に御氣を懸けられ玉體を撫で、使に賜はる。使即之を奉じて靈所七所河合、一條、土御門、近衛、中御、大炊、御門及び二條の末に向

ひ御祓を修する。これも王朝の末に始まり、純然たる陰陽道の式を以て成つて居る。

又この祓は王朝の中葉以來臨時の沙汰として、院宮の間に流行し、延いて幕府の方にも用ゐられて居るが、こゝでは、由比濱、金澤洗、固瀬河、六浦、袖河、杜戸、江島の七所を靈所とし、將軍家病氣の際や止雨の祈禱として行はれて居る。

(四) 代厄祭 式に擧げた二季御贖、ことには毎月晦日の例は、神祇官の管掌とはいひ乍ら、已に陰陽道の影響をうけて居ることが見られる。後月毎の式としてこの道の行事を用ゐられたのに代厄祭がある。この祭に、腸母の法といひ、その主旨全く贖物を以て祓除するに一致して居る。それが爲でもあらう、いつしかこの二つは相接近して互にその式を共通にして居るやうである。これも亦この時代には、縉紳家に於て盛に用ゐられて居る。

(五) 上巳祓 之は全く漢土の故事にその典據を有するもので、別に我が神道との交渉は見られないが、矢張他の祓と同じ形式の許に、三月上巳河に臨んで之を行つて居る。又幕府では中巳祓を行つた例もある。

以上の諸祓は皆陰陽師の掌る處で、何れも此時代に盛に行はれたものである。猶この外類を求むれば、二季の大祓、大嘗會や齋宮、さては石清水、賀茂の臨時祭の御禊等、古儀

によつて神祇官の掌るもの及び諸社に行はるゝ清祓等は別として、大方の有様は皆この道の風に靡いてしまつたので、かの神社に於ける祓の所役はいはずもあれ、その潔齋に臨んで先づ行ふもの、さては由祓、その他事あるに際して修むるもの、又大祓の如きも、六月祓の名の許に民間に行はるゝ際に當つては、矢張斯の道の人を用ゐて居る。

かくの如き有様で、祓の行事に於ける陰陽道の影響は他の何れの方面に比しても、最顯著に表れて居る。さうしてその中には、新にその感化をうけて産出たのと、固有の式に習合せられたのとの二つの區別が見らるゝが、何れにしても、彼等の勢力が波及した結果は驚くべきもので、之が爲めに古來の祭式が影響を蒙つたことは、實に少くなかつたのである。

又彼等の行事に千度祓千座解と解や百日祓といふがあつて、早くより朝廷に用ゐられて居たが、この時代に入つては、院宮公卿をはじめ幕府に於ても之を採用するに至り、上記諸種の祓と、もに併行はれて居る。この祓は後に室町時代に至つて吉田神道の模倣する所となつたもので、かの神道の行事として普く世に行はれた萬度や千度祓の起源は、則こゝに存する。

次に陰陽道とは全く關係が見えないが、この時代に行はれた行事中、一種の特色を有

して居るものに、水垢離の式がある。水垢離の名義は、舊説にいふが如く、無量義經に水能洗垢穢とあるなどがその源で、恐らくは川降の約言でなからう。その行はれた場合は熊野三山の參詣を主とし、路次路次の海邊に臨んで之を勤めて居るが、又關東では、二所參詣の前に當つて、將軍親ら之を由比濱に試みた例も見える。按ずるにともに嚴重なる祓の儀として行はれたもので、普通の場合にはその例を見ないやうであるが、之を稱して垢離搔くといひ、又熊野先達の指揮によつたことなどから考うれば、舊説の如く、之を我が國風の遺習とするは如何であらう。それよりも寧ろ修驗道の行事に起源を求め、る方が庶幾くはあるまいか。かの後世に至り習合せられた水中念誦の法なども、もとはこの邊に存するものであらう。

五 繪卷物の流行

神徳を宣揚し、并せて之を流布する手段の一として、繪卷物の用ゐられたのは、この時代に始まつた種々の現象中、特に注意を要する一事である。固より繪卷物の起源は、已に王朝の盛時に見えるとはいへ、その末期からこの時代の初期にかけて、之を佛法弘通の一方便とすることが始まり、かの志貴山縁起の類が作られたから、自然神社の方でも

その風習に倣うやうになつたのであらう。

神社に繪巻物の用ゐられたのは、北野の天神が一番初めで、こゝでは早く承久元年の頃に、天神縁起九巻が作出された。即同社の根本縁起と稱せらるゝもので、傳に詞書は後京極攝政良經書は藤原信實の手に成るといはれる。共に確證を闕くも、その圖様は正しくこゝにいふ年代と一致する。

この繪巻丈數丈に亘る紙本彩色の長巻で、その描出する所祭神生前の履歴に始まつて、薨後の事蹟に及ぶ。即天神菅原院に現るゝに起つて、安樂寺葬送に至る十六圖は、生身の部、法性房洒水の段以下清涼殿の雷火、時平の薨去、右大辨公忠の頓死等を経て、延喜帝の崩御に終る七圖は、薨後の部となり、その末尾に人間生死の轉變より、地獄極樂に及ぶの圖を畫き、六道十界の有様を現す。蓋神社の縁起とはいひながら、重きを祭神の性格におき、配するに因果應報の理を以てして、その靈驗を説明せむとするもので、その根柢には、どこまでも佛説による教訓が含まれて居る。随つて之を以て一般の風潮を窺ふことも出来るが、それとゞもに、北野がいかなる方面に發展し、又いかなる信仰を以て迎へられて居たかも之を察するに難くない。いふまでもなく、北野はその起源の新しいにも係らず、特種の由緒によつて著しい發達を遂げた社であるから、神社の性質は極

めて明瞭に、祭神の事蹟は、餘の神代の神を祭つた社と違つて非常に鮮な觀念を以て見ることが出来たが、管にそればかりか、その波瀾に富み變化を重ねた生涯の歴史は、祭神として、全く他に比類少き特徴を具して居るのである。かるが故に之を筆にし、畫にするに當つても、餘程他の神社とは趣を異にして居るので、その結果は、前述の通、一方では生身の行狀記に近づき、他の一面では神社の性質に基づいて、薨後の靈驗を主とするに至つたものであらう。

この根本縁起に次ぎ、當代の中期に當つて土佐行光の筆と稱せらるゝ縁起が表れた。合せて二巻紙本彩色の長巻で、詞書は世尊寺行忠と傳へられるが、これも亦ともに信用することが出来ない。併し大體に於て前の縁起を基として構圖せられたもので、矢張その大部分を生身の歴史に費して居るが、こゝに至つて多少その趣を異にして、神社の成立に關する緣由をも二三附加することゝなつた。即比良神主の童子に託宣を下さるゝ條等數節が之に當る。

かく北野に於て、切りに繪巻が作らるゝに伴うて、各地の天満宮も亦この風に倣うに至り、先づ當時中國に其名を知られた周防の松崎天神が之を始めた。この社のは應長元年の作に係り、合せて六巻、就中一より五までは北野に等しく、第六巻に天神この地に

鎮座の緣由を畫く。次いで見れたのは鎌倉なる荏柄天神で、元應元年に成る三卷の繪緣起、上卷に菅公の傳、中卷に薨後のこと、贈位のこと、下卷に北野社建立の時より始めて靈驗奇驗のことを記し、實に正しく藤原行長の筆に係かる。

天神緣起に次ぎ、末期の作品として見るべきは、春日權現驗記である。この圖卷、卷頭にその成立の原由を説明して、

繪 右近大夫將監高階隆兼 繪所預

詞 前關白父子四人の子冬平基及び冬基其信敬神之志懇切之餘、爲結緣不可交他筆之由、所被約諾也、出篇目者、覺圓法印注出之、且相談兩前大僧正經信、

予稟藤門之末葉、專仰當社之擁護、不耐敬神之懇志、爲增諸人之仰信、大概類集之、遂猶切礎重可書加者也、凡企此懇志之後、家門觸事有吉祥、爰知相叶神々之冥慮、歎後輩彌可抽敬信之精誠而已、

延慶二年三月 日

左大臣平冬判

と見え、卷を分つこと二十篇を改むる五十有七、承平託宣の事に始まり、嘉元神火の事に及び、詞書は一より五までの五卷は、基忠六より十三までの八卷は、冬平十四より十六までの三卷は、冬基十七十八の二卷は、其信十九二十の二卷は、又冬基の筆この間各篇毎に、繪を挿入して説明の便として居る。

さてその目的とする所は、論なう春日明神の靈驗を發揮せむとするにあるので、説話の敘述、挿畫の構圖等、何れも之を主眼とすることいふまでもないが、その結果はやがて諸人の仰信を増し、併せて家門の繁榮を祈らむことにあるといふ。即その記述する所を見るに、

夫春日大明神は、滿月圓明の如來、久遠成道のひかりをやはらげ、法雲等覺の薩埵、内證本地の影をかくす、

とあるに始まつて、

すべて隨類應現の引接難思なれば、六趣四生にかくるとも、一たび縁を結び奉りなば、尊神の引導にもるべからず、かの密教の心地、地獄鬼畜生も、曼陀羅の聖衆とならへるも、よくよく思あはすべきとなり、

といふに終り、初めから垂跡説を標榜して、和光の方便を説き、又切に本地や垂跡に關する説話を羅列して、隨機應化の功徳を頌すると共に、挿畫も亦この目的に相應せしめて、佛説の解説を主とするもの甚多く、中にはかの地獄變相圖や地藏菩薩影向圖の如き、全然佛畫に類するものさへ少からず見うけられる。蓋かくの如きも、前述の目的を果さむが爲には最上の方便とすべく、又その編成の事情から見ても、誠に至當の考案と思は

れるが、之やがては習合説の發達が促した自然の結果に外ならないのである。爾後南北朝から室町時代にかけて、この繪卷は大に世に賞翫せらるゝことゝなつた。

この二つの繪卷が、最も傑出し、又最も成功したので、それに續いては多少前者とはその趣を異にするが、文永十一年賀茂祭繪草紙一卷がある。これは龜山院の御時御繪合の料として藤原經業の調進したもので、書は法性寺爲信、詞書は世尊寺定成の手に成り、名の如く、祭の行列の狀を描く。後元徳二年に至り、繪所預高階隆兼及び内藏權頭季邦をして之を寫さしめられた。猶この外に例を求むれば、さきに擧げた各種の曼荼羅や、影向の圖、又時代は少し遅れるが、かの延文元年といふ諏訪縁起や、三韓征伐の圖の如きも、矢張さきの縁起類とその性質を等しくするもので、共に神徳の弘布には、與つて大に力があつた。次いで、文字丈ではあるが、八幡愚童訓の如きも、同じく佛説による神威を發揮せむとする方では、看過すべからざる作物である。この書からは、室町時代に入つて、八幡愚童記繪といふのが作られた。併し神社の方では、荒人神として神威赫々たる天満大自在天神と、法相宗擁護の善神たる春日大明神とに、始めてその例が開かれた丈で、まだ旺盛の域には達して居ない。之を佛教の方にして見ると、次ぎ／＼各地の寺院や高僧達に關する繪卷が發表せられて、百華一時に咲き匂ふの觀を呈してゐる。それ

に比しては、誠に寂寞の感あるを禁じ得ないけれども、一般の風潮は、矢張神社の方にも刻一刻と浸潤しつゝあるを見る。

八 神符及び占卜

一 神符

鞠の名手藤原成通は、熊野の西御前の寶前で、夢中に得た椰の葉を守に籠めて所持して居たといふが、かやうに神佛に因んだ物件を護身の符とすることは、もとより信仰上の問題で、強ち典據の何れに存するかを問ふにも及ぶまい。夫よりもこの時代に始まつた現象として注意すべきは、神符であらう。

由來護符の起源は、道家の靈符にあると稱せられるが、その形式から見れば、いかにもその通で、どうしてもわが神道には、固有の産物でないらしく見える。

道家の流を汲み、陰陽道の方面で創められたものに、辟兵、破敵、三台護身等の神符を始め、種々の種類が、王朝の末頃からこの時代を通じて、記録や文書の上に散見して居る。

惟ふに當時彼等は之を祈禱の用に供して相應にその効果を收めて居たものらしいが、かくの如きは神主の方でも頗る便宜とする所であつたからやがてその風が神社にも推移することゝなつたのであらう。その神社に關するものとしては、次の如き例が見える。即吾妻鏡寛喜三年五の條によるに、

去月之比或僧稱祇園示現注夢記披露洛中仍自殿下被送進于將軍家假令人別充錢五文若三文可讀誦心經於即巽方可修鬼氣祭然者今年世上云疾疫云餓死可被除也疫癘事五月以後六月十八日以前可峰起也云々仍可懸此封

隱醫王源履山柘急々如律令

崇慶鳳山柘急々如律令

令信此事者可爲人民安穩天下泰平之由也

とあるが、いふまでもなく道家の式に倣つたもので、この後この社に表れた蘇民將來といふ符も、矢張この系統に屬するのであらう。又傳説によれば、肥後の國なる八代の妙見宮では、早くから靈符の曼荼羅が作られて、その正平年中の版本を有して居るといふが、事實はともかくも、神社が道家の神を祭る丈に、多少の根據があるやうにも思はれる。惟ふに後世に至り、普く世上に流行することゝなつた各種の神符は、この邊にその起源を

有するものであらう。次いでその一種に屬し、盛に當代に用ゐられたのに、牛王がある。牛王の名義及び起源に就いては、古來種々の説が見えるけれども、別段これと思はれるものもないから、一切こゝには省略することとする。併し何れにしても、源は眞言の如き密教の宗旨に起り、神社は後にこの風に摸擬したのであらう、即早く寺院の方で形が具つて居たのを、そのまゝ神社へも遷すに至つたものと思はれる。随つてその行はれた範圍も、もとは熊野や祇園等兩部の神社に始まり、それから流れて一般の神社に用ゐらるゝことゝなつた。就中當代に於て最盛に流行したのは、熊野の社で、一方では之に起請文を記すことが始まり、却つてこの應用の方面で、廣く行はるゝやうにもなつて居る。その様式鳥點を用ゐ、鳥七十五隻を以て、熊野寶印の字を表すといふ。いふ迄もなく、牛王の主たる目的は、護符としての用にあるので、神社の方でも、もとは之を神符として採用したに相違ないが、之を世に顯してその効果を弘布したのは、却つてこの起請文の功多きに居る。當時寺院の方で盛に用ゐられたのは、東寺、高野、東大、法隆寺の諸大寺で、何れも熊野に併び、道俗の間に擴まつて居る。

二 起請文

起請文の如き神かけて誓う式は、已に太古の世に起り、それから後も、神に誓うて異心なきを明かにする風は、絶えず上下の間に行はれて居たが、こゝに一步を進めて、その誓約を文書の上に表すときに、神佛の名を對象として之に書込むことも亦古くより見えて居る。後の起請文といふのは、則それである。

早く天平感寶元年に當り、聖武天皇が大安寺に下された勅書を見ると、その末段に當り、起請文の萌芽ともいふべき部分の存在が見られるが、世には之を以てその起源といふ。又この後と雖之に類似した形式の誓約は、引續き僧侶の手によつて採用せられて居た。併しともに、後世の起請文とは幾らかその意味を異にし、又形式にも多少の相違があつて、猶少からね懸隔の存するを免れなかつた。然るにこの時代に入つてからは、その風習が漸次盛になつたとともに、その形式も亦次第に具備するに至つて、武家や僧侶の間は勿論、廣く一般庶民の間にも用ゐらるゝことゝなつた。

先づその中で一番古いのは、文治元年義經がその異心なきを表明せむとして、兄頼朝に送つたもので、牛王寶印の裏に之を記し、日本國中大小神祇冥道を請驚し奉つたとあるが、その後建久四年範頼が頼朝に捧げたものは、大體次の如くになつて居る。

敬立申

起請文事

右爲御代官、度々向戰場畢、
萬之一仁毛、令違犯此文者、

上梵天帝釋、下界伊勢、春日、加茂、別氏神、正八幡大菩薩等之神、罰於可蒙源範賴身也、仍謹
慎以起請文如件、

建久四年八月

參河守源範賴

この上梵天以下の文を神文罰文といふ。次に貞永式目を見ると、

御評定間理非決斷事

右愚暗之身、依了見之不及、若旨趣相違事、更非心之所曲、
爲一事、存曲折令違犯者、
條々子細如此、若雖

梵天帝釋、四大天王、惣日本國六十餘州大小神祇、別伊豆菅根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在、天神部類看屬、神罰冥罰、各可罷蒙者也、仍起請狀如件、
貞永元年七月十日

沙彌 淨圓

(以下十二人連署)

といふのも見え、又土佐坊昌俊が義經に奉つたのは、熊野の牛王の裏七枚に記載し、上天下界の神祇を勸請してあつたといふが、この外當時の武士が事に臨み、起請文を記して誓約したといふ例は甚多。

次に僧侶以下庶民の間に行はれたものに就ても、その例證甚多くして、一々列擧するに隙がないが、左にその一二を掲ぐることにする。

一、成近等起請文(東大寺)

敬白 天判起請文事

右事元者……若此申上候事無實候者奉始

大佛、八幡、春日權現神罰冥罰ヲ各身中可罷蒙狀如件

弘安三年六月廿三日 敬白

若 次 郎(華押)

刃 彌(華押)

一 郎 末 守(華押)

五郎權守成近(華押)

二、三郎大夫正信起請文(熊野)

被仰下候嘉元元年御止分米事……若構虛言偽申上候者、熊野三所權現、阿須賀大行事之御罰於正信身中每毛衆、可罷蒙候者也、仍之如件、

嘉元二年十一月十八日 三郎大夫正信判

三、太田庄桑原方雜掌定淵起請文(高野山)

請申 大田庄桑原方雜掌條々事

(條文之を略す)

右以前條々、若令偽申者、奉始

梵天帝尺、四大天王、堅牢地神、龍神八部、殊丹生高野兩所權現、十二王子百廿俵惣王城

鎮守正八幡宮等、日本國中大小諸神神罰冥罰於蒙定淵身上、現世遭非時中天災殃、受

白癩黑癩病患無交人、當來墮無間地獄、永不可有出期、仍起請文如件、

元應元年未潤七月十日 大法師 定淵華押

大法師 定淵華押

この神文に勸請せらるべき神祇に就いては、上の例にも示した通り、武家の方ではその平常から尊崇する八幡、伊豆、菅根、三島の四所を普通の例とし、僧侶の方では八幡及び熊野、積いでその鎮守神を擧ぐるものが多い。最この外或は廿二社や金峯山等を引き、或

はその氏神を招するなど、當事者の意向によつて少異の存するを免れないが、大體に於て一定の標準が見られるので、矢張一般に通じては、上下に信仰深き神々が最普通はその對象とせられて居る。但その中にあつて、特別の場合と稱すべきは、北野の一社のみが特にこの方面に關係ある神として仰がれて居ること、仁治元年泰時執權の時代に當り、幕府は諸社の神官や神人どもが、京都に於て起請文を記す時には、自他の社を論せず之を北野に於てすべしと命令して居る。惟ふにこの社には、祭神の性格から導かれて早くから無實の罪を祈る習慣が起つて居るが、これも亦その風習から始められたことであらう。爾後この社に起請を行ふもの漸く多く、又鎌倉にあつては、荏柄社がその代理の位置に立つて居る。又その料紙に就いては、前述の如く熊野の牛王を用ゐることこの時代に創まり、神社としては殆どこの一社に限るかの如き狀況に居るが、これも本社之の繁榮に伴う自然の結果で、やがてその神威の廣く傳播せられた反影とするに足るものであらう。但それに就いては、金剛寶戒章に熊野三神をさして、殃妄語之罪、糺破禁之穢とあるをその起源と見る説もあれど、かくの如きは、更に信用するに足らぬ。この後熊野に次いで表れたのは、東大寺八幡淺間、白山等の諸社が見える。

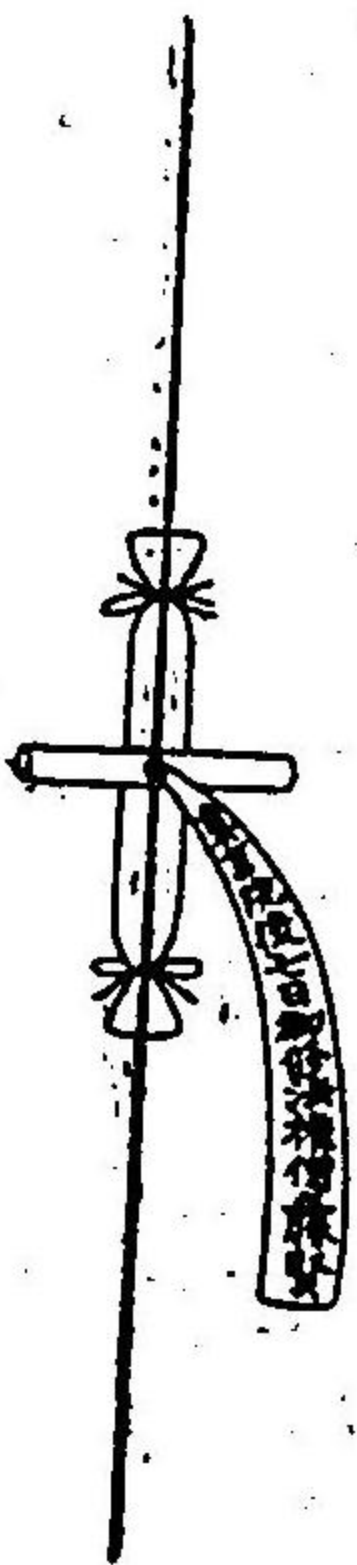
さて上の例證によつても知られる通當時の起請文なるものは、之を昔の式に較ぶれば、大分様子が變つて來て居るが、併し何れにしても、その根柢となつた思想は、古くから我が國民の腦裏に潜んで居た所で、いはゞ時代の變遷に應じて、その形式を變へたに止まる。惟ふにこの風習は、もと幽冥界の裁定を以て最も上乘の策として、より以上に有効なる方法を持たなかつたによるものであらうが、その後と雖、一般には、かゝる神佛による制裁を以て、最公平で、且正常と考へて居たやうである。さうしてかやうな思想がこの時代になつてから、會々時勢の促す所となり、遂に形の上に現はれて働をするやうになつたのである。かるが故に之を思想の上から見れば、依然として古來の繼續といふべく、さ程重大な現象とするに足りないが、たゞかゝる方法によつてこゝに一つの新しい式が創められて、その結果が頗る良好なる成績を示して居る一事は、注意に價することゝ思ふ。即之をこの時代に表れた信仰心の上から考へても、當時の人心がこの神文對文に對する信仰の非常に深厚で、又起請文によつて結ばれた誓約の甚しく堅固であつた狀は、之を想像するに餘があるので、實に近代に行はれた形式一遍の契約とは、い

たく意味及び目的を異にするものであつた。例へばかの破起請を生じた場合に當り、之を家門の耻辱として擯斥することの如きは、やがて起請文に對する眞實なる信仰の反影とするに足るべく、この一事を以てしても、當代の人士が神佛に對して、いかに眞面

目なる敬意を捧げて居たかは察せられる。起請文に次ぎ、矢張誓約の一種として、神水佛水を飲むことも始めて當代の末に見れ、爾後引續いて行はれて居る。ともに神佛を通じての行事で、又主に武士の間に行はれた風俗であつた。

三 卷 數

卷數を作ることは、無論佛家の行事であるが、已に神前の誦經が行はれる以上、神社にもその風習の推移するのは自然の勢で、傳によれば貞觀元年大安寺の僧行教が宇佐に參籠したとき、僧一百人を請じて、大般若經二部、金剛般若經一萬一千六百五十卷、理趣般若經百四十六卷、光明陀羅尼七萬五千遍を讀誦せしめ、その經王の卷數并に僧の名簿を録して言上したといふ。これやがて神前の誦經に卷數の用ゐられた起源ともいふべきものであらう。爾來引續いて寺院の方では、行はれて居たが、この時代に入つてからは、次第にその風習が一般の神社にも



推廣められて、僧侶ならぬ神主の方でも、之を取扱ふやうになつて來た。例へば住吉ではその神主津守國平が、松枝に之を付けて大宮院に奉つことが見え、又石清水には次の如き例も見える。

札云 石清水八幡宮 寶前仁王講演經 若宮觀音經

護國寺藥師經 御卷數、

石清水八幡宮寺 御祈所

寶前

奉講讀

仁王般若經五部日別一座

奉讀

金剛般若經十五卷日別三卷

若宮

奉讀

觀世音經一百六十五卷日別三十三卷

護國寺

奉讀

本願藥師經十二卷

奉念

藥師真言一千二百遍

右奉爲、家御除病安穩增長福壽心中御願成就圓滿始自今月十五日迄于今日并五箇日間致精誠奉祈如件仍勒卷數以解

建曆元年九月十九日、

猶この外春日祇園阿蘇香取等にもその例が見え又傳説によれば壽永二年平維盛等が北國の征討に向はむとした際には嚴島の神主の計として白の淨衣に立烏帽子著た老翁六人が各梅の楮に附けた卷數を奉つて門出を送つたといひその表には左の如く記載せられて居たとある。即

堯雨斜漉 平家平國 頼河俄流 源子失源 嚴島明神ヨリ權亮三位中將殿

(維盛に宛てたもの、以下五通同一の形式)

こはその應用を示す一例とすべきであらう。惟ふに佛家の行事を採用した中でもこの卷數の如きは最も時宜に適したもので神社の經營延いてはその信仰を維持する

上にも少からぬ効果のあつたことと思はれる。それらの爲めでもあらう是れから後その進獻や領與の風習は段々盛になつて寺院と競ひ行はるゝに至つたが遂に室町時代に入つてからかの有名な大麻と變形して後世に至大の結果を残すとゝなつた。さてこゝにその形式を示さむが爲東寺に行はれたものを掲げておく。

四 占ト

占トはもと神事に伴うて起り爾後相共に發達し變遷し來つたのであるがその後陰陽道の侵入を蒙つた結果陰陽寮で行はれる式占は神祇官の龜トと併行することゝなり遂には之が神事にも用ゐらるゝに至つて寮より進める日時 of 勘文などは皆この法に依つて居た。併し民間の方では一々かやうにむつかしい式によることが出來ないもので昔から種々の簡便法を按出して是で以て用を足して居たが後になると段々この方が勢力を増して來て一般の用は勿論更に進んで神事にも之を應用するに至つたのである。即この時代に行はれた探圖を始め歌占常陸帶などいふ占トの法は皆それで民間の行事をうつして神社に行つたものである。無論この時代になつても朝廷の一部では猶龜トが行はれ神社でも稀には之を採用して居たがかくの如きは何れも式

正の場合に限つて、民間の要求を満すに足りなかつたのである。

次にこの通俗の方法中、主なるものを列擧すれば、

(一) 探圖 探圖はその起源早く奈良朝以前にあれども、之を神事に用ゐるに至つたのは、この時代に始まる。即ち傳説によれば、後鳥羽天皇が、繼體の君を撰定せられむとて、石灰壇で、御拜を行れた時に、孔子を取つて之を定められたといひ、又四條天皇が崩御の際、關東の方で、皇位に關する評定を行つた砌にも、時の執權北條泰時は、所詮神明の御計ひに任すべしとて、鶴岡若宮の神前で孔子を引いたといふ。次にその方法に關しては、元久二年の頃、梅尾の明惠上人が、渡天の可否に就き、本尊釋迦如來、春日大明神及び善財童子の寶前で圖を引いた時の譚に、一には可渡西哉と記し、二には不可渡哉と記してあつたと見え、又貞永の頃、前太政大臣藤原道家が、大將の候補者を決定しようとして、社頭で孔子賦を取つた際には、五度とも黃門吉といふ相を得たと傳へられて居る。これ等の記事によつて見ても、その流行の大概は、察せられるが、爾後室町時代に入るに及んで、その風習は、段々盛になり、遂に今日各地の社頭に見るが如き各種の御圖となつたのである。

(二) 歌占 歌占の起源は平安朝にあるらしいが、之もこの時代からは神事に用ゐら

れて、各地の神社に行はれて居る。その一番古いのは、古事談にある惠心僧都の譚で、惠心僧都金峯山ニ正シキ巫女有ト聞テ、只一人令向給テ、心中ノ所願ウラナヘトアリケレバ、歌占ニ、

十萬億ノ國々ハ、海山隔テ遠ケレド、心ノ道メニナヲケレバ、ツトメテイタルト云々
キケト占ヲリケレバ、啼泣シテ歸給云々、

と見え、又當代の傳説には、鳥羽院が熊野詣の時、權現を勸請しようとの思召で、巫に問はせられた處、巫が之を歌占にかけて、

手にむすぶ水にやとれる月影の、あるかなさかの世にもすむかな
と二三度詠じ奉つたことが見え、或は興福寺の僧壹和といふのが、熱田の社に詣でた時に巫が、

つゝめともかくれぬ物は夏蟲の、身よりあまれる思ひ成けり

と云ふ歌占を出して、彼の僧を戒めらるゝ意味の神宣を傳へた譚も見えて居る。して見ると、前代の末からかけて方々の社で盛に行はれたものであらう。

探圖と同じくこのト形も、亦後世まで神社にその方を傳へ、今猶これを實行して居る所がある。

(三) 三角柏占 三角柏の占は神宮の祭事に附屬した卜法で、同宮四度の大祭に用ゐる三角柏を採集する時、その葉の落方によつて吉凶を卜うものであるといふ。蓋土俗の古儀を傳へたもので、この時代の産物とはいひ難いけれども、王朝の末から室町の初期に至る間、之を歌に詠じたものが頗る多い所から見ると、その實行はとにかく、歌枕として、相應に有名であつたらしく見える。その例證の二三を擧ぐれば、

おもひあまりみつの柏に問ふことの沈むにうきは涙なりけり 續古今 小 侍 従
うれしくも袖につまむ思ふこと三角柏に今日そ言問ふ 五社百首 俊 成
よろつ世もなほ長月の占に逢三角柏に神酒たてまつる 四季百首 家 隆

(四) 常陸帯占 新古今に讀人不知として、

あつまちの道のはてなるひたち帯かことはかりもあはんとそおもふ
とある常陸帯の占は、鹿島神宮一社ばかりに限られた行事ではあるが、古來頗る人口に膾炙せられた卜法である。その方法は、俊頼口傳集によると、戀する男を數多持つ女がその男の名前を布の帯に書付けて、鹿島明神の神前に置くと、懸想する澤山の男の中、行末かけて連添ふべき者の名を書いた帯は、自裏返るもので、禰宜はそれを取つて女に渡すが、その時女が我が意を得たと思へば、その帯を上掲の掛帯の様に頭から打被る、それを

男が聞いて、打寄つて来て、親しくなるのであると説明して居る。所が奥義抄を見ると、この法とは聊違つて、

ひたちの國には、なとこ女のなからひをうらなはむとては幸といふものをおびにして、ひとつには我名をかき、ひとつにはなとこの名をかきて、彼神の御前にてのと申て、帯をなりかへして、申をばかくして、すみをねぎにむすばするなり、それに、わるかるべきなからひは、はなれくにもすばれ、よるべきは、かひ帯のやうにまるにむすびつながるゝを、さると思ふなとこなれば、やがて、かひ帯のやうに、うちかきつ、山すげうらなどするやうなることゝぞはべりし、

と説いて居る。固より確な典據のあらう筈もなければ、その方法の如きも、何れを宣しいとも決定し難く、或は實際かくの如き卜法が行はれて居たかどうか、それさへも如何と思はれるが、たゞこの時代に當り、かくの如き式の存在が認められて居たこと丈は、事實と見て差支がないから、假にこゝに合叙しておく。

九 社 領

王朝時代に於ける神社の經濟は、主に封戸の收入によつて經營せられて居た。それ

故に神社は有封又は無封と區別せられて、有封社の造營、遷宮等は、その封戸の收入を以て之に充て、無封社は臨時にその國若しくは地方氏人等の寄附行爲に依つて經營されるか、若しくは有封の社をして之を輔佐せしむる慣例で、その外年中の神佛事に關する費用は、それ／＼特別に定められた政府の支出、即其國の正税を以て、支辨されて居たのである。然るに王朝の末になつて、國家の財政が紊亂すると共に、神社も亦其の影響を受けて、假令有封の神社であつても、その封戸をある勢力によつて維持する必要が生じて來たので、之を其の當時最も勢力のあつた權門勢家に託し、其の名の許に庇護を受くるに至つたが、それと同時に、王代の中頃から就うて開墾を企てた神社の所有地、即庄園造も同じくこの方法により、その安全を期するやうになつた。所が又この時分からは、京都に於ける權門勢家の方でも、その各地方に散在して居る領地を保全する必要上、これを神社に寄進し、所謂神領の名のもとに武家豪族の掠奪を防ぐ方法を取るに至つた。即社會の神社に對する信仰を利用して、個人經濟の安全を計り、それと同時に、一家一族の安寧幸福を祈らうとするもので、この現象は王朝の中葉頃から始まり、社寺を通じて盛に行はれて居る。随つてこれからは少し勢力のある神社になれば、その領地は次第に増加するの一方であつた。かくの如にして、神領なるものは、漸次もとの性質を失つ

て悉く庄園に化せむとする傾向を示すに至つたのである。さうしてかやうな場合には、當り、神社から權門勢家に委託した社領も、權門勢家から神社に寄進した所領も、其の實際に至つては同じ性質のもので、この二つの場合に於て、權門勢家はこれを本家若しくは本所と稱し、神社を領家といふ。

大體に於て、上に述ぶるが如き變遷をうけてこの時代に入つた。さてこゝに武家の新政が布かるゝに及んで、さきにも述べた通、この王朝以來の形勢はそのまゝに保存せられて、何等の變化をも蒙らなかつたので、神社に於ても、亦前代からの制度は、そのまゝに繼續せらるゝことゝなつた。

一體鎌倉幕府の主義としては、消極的にその安堵を保證することには、頗る力を用ゐて居た代りに、進んでその増額を計ることは、ある特別の社寺若しくは非常の場合を除くの外、容易に之を行はなかつたので、前後二百年間を通じて甚嚴格なる方針に従うて居る。即その新加を認められた場合としては、かの創幕の當初に於ける鶴岡、伊豆、宮根、三島等の諸社、及び承久と元寇の役とに於ける諸國大社の報賽等を主なるものとして、その他は鹿嶋、番取等を始め、特種の關係を有する神社丈に止めて居る。

續いて朝廷の方では、餘程王朝とは時勢も變り、萬事窮屈なる御世態ともなつて來た

から、さして廣大なる御計畫を發表になつたこともないとはいへ、前代からの縁故淺からぬ神社に對しては、時にその御沙汰を下されたこともあり、又石清水、日吉、春日等の有力なる諸大社が勢を恃んで強訴を企てた場合の如きは、その緩和策として、彼等が請うまゝに新地を寄せられ、又自進んで之を約束せられた場合も少くなかつた。併し何れにしても之に預るものは、ある少數の社に限られ、又その範圍もさのみ廣く及ぶことが出来なかつた。

かく朝幕ともに、頗る穩健なる政策によつて、その歩を進めつゝあつた中に於て、獨その方向を異にして、全く之と反對の側にたつたのは、かの前代以前の繼續なる公私領の寄進が盛に行はれた一事である。

その概勢に就いては、前述の通であるが、この時代に入り、一般に社寺の領地が一層安固な位置に置かるゝことゝなつたとともに、その風は、殊に甚しく、上は院宮を始め、例の權門勢家、又國司地頭、その他さらぬ輩までが收入の安固を計らうとして、その私有田を提供することが盛に行はれたが、又中には顯密の僧侶を始め、善男善女等の信仰よりするものも固より少くなかつた。併しこの中でもその弊の最著しく表れたのは、國司が之を行ふもので、或は頻に所在に末社別宮等を設け、或は事を祈禱や神宣等に寄せて、國領

公田の類を神社に附け、之に永代免許の特權を附與して置くものがあつたといふ。さうなると新任の國司と雖、之を停止することが出来ないもので、遂にその地は永久神社に附屬することゝなつてしまつた。續いてその風に見習ひ、神主までが新しい庄園を設立して、切りにその私利を計らうとすれば、下司神人の輩に至れば、或は恣に私領を侵し、或は領家地頭の領分内に侵入し、或は民の作田を賣買地と稱して官物を拒み、或は神威を假つて檢田使を詐むく等、暴力に訴へても、非理を遂行しようとするものが續出したので、社領の土地は皆にその増進を見た許か、之によつて惹起された弊害も亦頗る大なるものがあつた。

就いては朝廷の方でも、夙にその弊害の恐るべきを察せられて、建曆度を始め宣旨の出る毎には、嚴に之を戒められたが、是亦大勢に拮抗することが出来なかつたので、矢張自然の推移のまゝに放任するより外に策がなかつた。隨つてその結果としては、矢張前代通に、一方次第にその増加を促すと、もに、益庄園の制度が擴大せらるゝ許で、それに伴うては、社領の性質并にその影響する所が頗る重要なる問題となるに至つた。

こゝに前代以來の趨勢より推し、當代に於ける一般社領の内容及び性質を考ふるに、略左の如くである。

除田(神社に特定の費用、下司の給料、田地に關する入費等に使用す)

社領

本家の得分(その大部分は神佛事、修理料となる)

領家の得分(官司、別當等の得分) (その一部分は)

定田(庄園の権利者に分割す) 預所の得分

神佛事料とす)

地頭の得分

種々の課役

この内、定田の收得が本領家、預所の三つ、又その何れかに分れるのは、本新の免田の場合で、さもない新立の庄園に於ては、之に地頭の得分及び課役が附加せられる。一體社寺領はその原則として、もとは一切の課役を免除せられて居たが、後私に之を設置するものが多くなるに従うて、經濟上の都合により、そのすべてに亘り、この特典を及ぼすことが出来ないやうになつた。就いては、かの延久の改革を始め、屢、制符を發してその分界を明白にせられて、本新并に浮免田を除く外は、一般の庄園と等しく地頭をおき、又課役をも負せらるゝに至つた。こゝに於てか此時代の初めに當り、武家の新政が布かるや、特に地頭を停め、又守護の入部を禁止する等、その權利を保護すべき必要が起つて來たが、又朝廷の方でも新に勅事、院事、大嘗會造内裏造、御願寺等の役夫工、又は大小の國

役を免除せらるゝ等、特種の神社に對する特別の恩典が發表せらるゝやうになつたのである。

さてかやうな組織に成立し、それが廣く天下一般に行はるゝに至つたに就いては、本家や預所等、權利者の外部から働く勢力が、神社にとつて非常に重大な影響を及ぼすやうになつて來た。例へば名義上では神社有であり、若しくは官司領であつたにしても、本家が世に時めく家であつたならば、自社領の收得も滞なく且豊かに收納せらるゝであらうが、その代り神社は、代々之とその去就を共にして遂に不可離の關係が結ばれるやうになり、又預所が下に居て實權を握つて居る場合であつたならば、神威を笠に着ていつしか私慾を計り私利を營まないとも限られないので、その關係する所は、頗る廣く且重大なるものがあつた。

先づ普通の場合にあつては、神社は本家若しくは預所の支配の許に立つて、神職の補任をはじめ、日常の大小事に關し、その指揮を仰がなければならぬが、その關係もとはたゞ名義丈に止まつた所でも、年久しい間には次第に親密な縁故が結ばれて、或は本末の間柄となるものもあれば、中には臣従の禮を執るに至つたものも表れ、又預所、下司等の輩にあつても、直接神社に關係を有して實力の強いものにあつては、往々にしてその

權勢神社を傾け、居常社務の上に干渉を試むるは勿論、遂にはその管下を根據地として自立を計る者さへも生じたのである。

今その最顯著なる一例として院宮を本家とするものを舉げむに、はじめ後鳥羽院の御領に属した中に、新熊野と新日吉との二社が見えるが、就中新熊野社の方は、その關係甚深く、累世相傳承して後醍醐天皇に至り、遂に南北朝に於て國史の上に至大の影響を及ぼすに至つた。その中神社としては、積川和泉三尾近江立山外宮越中彦山豊前等が見える。それに續いては、上西門院より傳承せられた熱田社領が皇室御領の主要なる一部となつて、後嵯峨院より持明院統に傳はり、猶其の外例を求むれば、七條院より後宇多天皇を経て遂に東寺に施入せられた同院御領中に、三尾新宮近江が見え、又八條院御領中には、應分の中に、氣比社、伯耆の一宮、宗像社後林寺に施入せられ、大宮院御領となる、筑後の三ヶ社、安樂壽院領に、眞清田社、高瀬庄越中日置社、越中水谷、但馬佐陀神宮寺出雲荒田社、播磨阿蘇社、甲佐社、肥後歡喜光院領に、蟲生社、近江又大宮院御領中には、三宮、宗像社、室町院御領中には、若狹上下宮、五條天神主職、國衙領中後宇多院御領の中には、讃岐に一宮、大麻社、美濃に伊福貴社、白宮社等少からぬ神社が表れて居る。最上の諸社は本家に對する關係が一樣でないので、或は更に權門や女房達の所領に歸したのもあれば、或は地頭を置くのもあり、

又その年貢に至つても、悉は之を詳にすることが出来ない。併し之を通じて考へるに、何れも久い間の皇恩に感じ、その餘澤を樂んで居ることは疑もない事實で、やがてその結果は、南北朝に至り、一角の働をするに至つたものもあれば、又この間から兩統による所屬に従つて、その去就を決したものとさへも表れたのである。惟ふにかくの如きは、その外部に於ける保護者によつて與へられた感化の至大なる適例とすべく、この外猶權門や寺院に對し、同様の關係の見られるものも少くない。

次にその土地人民に對する關係に就ても、一瞥を要する。先づ從前の社領に關しては、久しい間神社と盛衰榮枯を共にし來つた結果として、兩者の間柄が頗る親密なる中に進んだとは勿論、その傍では土地の制度が變つた爲に、昔時の神封や神戸の制は漸次變化して、多くはその純然たる社領の地と化つてしまつた。御封又は御封庄といふのが即それで、その例は石清水、宇佐等の大社に見ることが出来る。

かうなると神社が土地並に人民に對する關係は次第に濃くなると一方で、社領は全然その羽翼の地となり、又その勢力の本源ともなつて、こゝに包まれた人民は、神社に對し臣従の義務を盡すやうになつて來た。按ずるにかやうな形勢に成行いたのも、俄にこの時代に始まつたのでなく、又強ち社領丈に限られた現象でもないといへた、神社

領の如く、その變動の極めて少ない上に、之に對する特權の甚多い所では、一層著しく表されて居るので、かのこの時代に屢遭遇した神人の蜂起や、引續いて起る南北朝の活動なども、かゝる社領に於ける潛勢力に負う所が少くない。

之を要するに當代に於ける神社の領地は、その額に於ては、さのみの増加を見なかつたかもしれないが秩序ある世の賜として、その權利は先づ確實に保證せられ、その收入は安定に、神主や供僧等は、この豊富にして且安全なる基礎の上に立つて居るのである。次に四五の神社に亘つて、各種の實例を示さうと思ふ。

(一) 賀茂別雷神社 已に壽永文治の頃に於いて、その社領が頗る弘い範圍に迄も亘つて居たことが徴せられるので、山城國に於ける愛宕郡の四郷、並に森本、水主、富野、奈島、草内、奈木の六郷を始め、近江、美濃、尾張、參河、遠江、丹波、攝津、播磨、美作、備前、備後、伯耆、出雲、伊豫、周防、和泉、紀伊、阿波、能登、若狹、加賀、越中の二十二國に亘り、四十二ヶ所の庄園を有して居る。さうしてこれら巨多の所領は、賴朝によつてその安堵を保證せられ、爾後引續いて社役を勤めて居る。最その間承久の役に際して一時新補の地頭を置かれ、又屬地頭との葛藤を惹起したことも、あるとはいへ、大體に於ては、少しも動搖を來して居らなないのである。併しこゝは、たゞその所在と範圍の頗る廣かつたことを知る丈で、全體に

亘る得分に就いては、何等の手係もないが、たゞこの中に於て、供神料に使用せらるゝ以外、禰宜や祝等の領家又は預所としての領地が、少くなかつたことは事實である。

(二) 氣比神社 社領に關して綿密なる調査の見られるのは、氣比社で、當時此社は、八條院を本家、延曆寺を領家として、大宮司には大中臣氏が座はつて居たが、其奄有する所は、氣比庄を始めとして、越前より加賀、能登、越中、越後等、北陸の各地に亘り、頗る夥しい額に達して居た。隨つてその經濟向も、比較的規模が大いので、即その總收入高は、

作田	二五七、二五六 ^五	所當米	一七〇〇 ^五
除田	九六六、〇〇〇		六三九〇
定田	一六〇六、二五六		一〇六一〇
請加米			四一〇〇

神官給内神事用途料
定得分米

合 計	二一一〇〇
-----	-------

この内作田は純然たる社領に屬し、請加米は社入に當る。次にその支出を見るに、先づ庄園の權利者に分割せらるゝ分は、

定田所當米 一〇六一〇石
 定得分米 一一二〇〇
 合計 一一七三〇

上記の額で、その内譯は、

	總收入	御神専用 立井勞例 米支出	正米	雜用米 運京上	純益 御神専用 米を引去 りたる手取
本家分	七〇三〇石	三〇五〇石	三九八〇石	一一〇〇石	二八八〇石
領家分	二九二〇	三五五	二五六・五	(不詳)	(不詳)
大宮司分	一七八〇	五・六	一七二・四	四八〇	一一四〇
合計	一一七三〇	三四六〇	八二七〇	—	—

この中總收入に於ては、本家分最も多くして、大宮司分の三倍九分に、領家分の二倍四分に當るも、神事用途を支出すること莫大なる爲め、正米に於ては、却つて少量に、全體の四割八分、領家分は三割一分、大宮司分は二割一分に居る。然るに三家ともに京都在住であつた爲め、その運賃に少からぬ費を要して、純益は、更に少額に減少せられて居る。

次いでその神社費に屬するものを見るに、

除田所當米 六三九〇石
 神官給内神事用途料 二九八〇
 得分米 三四六〇

よつてその總支出額の比例を取れば、

神社費 一一八三〇總額の約六割一分
 權利者得分 八二七〇總額の約三割九分
 合計 二一一〇〇

即二千一百十石といふのが、數字の上に表れた總額で、この外には猶所在の諸庄より輸せらるゝ別役物が少くない。その總計、

御菜四百八十口 苔十五合 若和布十五合 和布五百十帖 □布十五反 丸鹽三百九十果 四十五櫃十五合 甘鮎桶十五口 鮎桶六口 大鮎桶二口 丸鮎三百貝 平割鮎十五尺 貢神鮎二百九十四尺 炭六十籠 移花五十枚 夏物綿卅二帖三分 二朱 皮剝苧卅二斤三兩 白苧十六斤 薦三十枚 簾十五枚 黄皮二百枚 蒨安

二百把

これ亦一定の律によつて三家并に神官に頼たる。上に擧げた所で此社の經濟向の凡てを盡して居る。惟ふに此邊の程度が北陸第一の大社たる面目に相當した所であつたとすれば之によつて他の諸社の有様をも類推する事が出来る。

(三) 出雲神社 丹波 この社の領地は、壽永の頃蓮華王院の御領として能盛法師が知行して居たが、天福頃からは西園寺公經の手に歸し、爾後室町時代に至るまでも同家が神主として之れを管領して居る。随つてこの間に於いては萬事西園寺家の指揮を受けて居たものと見え、正應五年に正一位の記を申請し、並に禰宜祝等に加階を請うた時にも、公經の曾孫實兼の手を経て居る。本社如きは、最多く本家の勢力を感じた一例とするに足るものである。

(四) 籠神社 その丹後國中に於ける散在田を合計すると、

與佐郡細工所保 一〇〇〇〇〇歩

同 郡光岡保 〇三〇〇〇歩

同 郡鎮座地 四六〇二一〇歩

同 郡朔幣新田 一一〇〇〇〇歩

丹波郡大野郷經料所 一一〇〇〇歩

同 郡恒村保

合 計

五九四二一〇歩 (但恒村保の得分を除く)

右の通である。最この上に立入つて、收入の明細高は明でないけれども、神社の經營を全くする丈には、決して不足を感じないと思ふ。即名神大社中のさのみ世に顯はれなかつた神社でも、一宮となれば、これ丈の領に達して居るので、亦之を以て一般を類推することも出来よう。

(五) 出石神社 その社領の内譯を見ると、

常荒流矢 三、一〇〇歩

長日御祭田 七、一〇二五六

講經修理田 二七、九〇〇歩

引聲並御神樂田以下料 一一、一〇〇歩

領家佃案主給 六、五〇〇歩

定田 八、八二四歩

合 計

一四二、〇〇六歩 (除田中十二町五反廿四歩の脱落があるらしい)

三百二十九

即除田の中、少く共百十町二百五十六歩は神佛事料となるから、頗る豊かな經濟であつたといはなければならぬ。さうしてこの上に、その本家と仰いだ所は、後鳥羽天皇の皇女肅子内親王であつた。

(六) 吉備津神社 此社の領地はもと神祇伯源顯重が本家であつたが、この時代の始めに、仁和寺の大聖院領に寄附せられた以來、代々本寺の領となつて南北朝に至る迄も繼續して居るので、この間神社に關する事件は、凡て御室の手を経て居るやうである。かやうの例は、この時代に於ては敢て珍らしからぬとて、神社が有力なる寺院の末社となることも、多くはこの關係に基く。よつてこゝではその一例として本社を擧げておく。

(七) 大隅正八幡宮 この社は薩隅日に亘つての名社である丈に、神領の高も、頗る巨多に達して居る。即建久八年の調に據るに、その大隅國に於ける庄園の田數は、千二百九十六丁三段小の多きに達し、この國の總高田三千七十五段大に對して三分の一強の比を占め、猶この外薩摩國に於ても、八十町八段の所領と、四十一丁十段の論田とを有して居る。最もこの中でも、七百九十五丁八段は輪祖田で、又地頭やその他の得分も交つて居るから、神社が本家職としての得分は、割合に少いことゝなるが、それでもまだ、御供田、御服田、小神田等の名目の下に、神社費に供せらるゝものが三百丁に垂んとして居

る。随つてその所得の饒富であつたをも察せられるが、それよりも注意すべきは、かくの如き廣漠たる庄園が、神社の名義の許に統一せられて居る事で、之によつても正宮の信仰せられた程度がわかる。さうしてこの莫大なる社領は、頼朝の時、中原親能が地頭職に補せられた。爾後新補の地頭を置かれたこともあり、又一時之を停止せられた場合もあつたが、中原氏の地頭たることは、後までも變らなかつたらしい。爾後弘安から正安にかけて、寄せられたのに、豊前國上毛郡及び日向國臼杵郡の地頭職がある。附けていふ、この章は主として友人坂本廣太郎氏の調査のによる。

十 別宮及び末社

別宮、別社又は新宮等の名稱の許に、本社の影響を設立する風は、當代に入てからも、相變らず盛に行はれて居るが、就中八幡、祇園、北野、氣比、白山、熊野等、廣く上下に崇敬せられた神社に於ては、其風特に顯著に、何れも種々の方法によつて、各地に其分社を増設し、又従前あつた社で次第に繁榮に赴いたのも少なくない。最それに就いては、社に就き、又時

お場合とによつてその事情を異にするが、中でも最著しいのは佛教の感化によると、神領の地に發生するとの二つであらう。次いでこれら神社が靈驗顯著な神として各地に奉せられた場合もあり、又中には古代に見た様に、氏の祖神として分祀せられた例も少くなかつたので、一體に時代に時めき給ふ神々の分布區域は益々擴張せられむとする傾向を示して居る。

先づ佛教の流布に伴うものとしては、前代通に八幡が眞言宗に、日吉が天台宗に奉せらるゝを、その顯著な實例とするも、この二神に就いては、已にその全盛の時期を過ぎて、寧ろ前代の餘勢に従う時代となつて居る。併しそれにしても、之から後段々に開拓せられた分野は中々に少くなかつたので、決して沈滞の域に達したものはいへない。次にそれよりも時代の趨勢に伴う新しい現象といふべきは、氣比、白山、熊野等、王朝の中期以來盛になつた神社が、佛教の援助によつて、或は獨立の社として、或は社寺の境内社として、その分布の範圍を擴張したことで、次いで祇園、天神等も、その例には漏れないであらう。

次に神領の地に發生した者に就いては、かの祇園の山科音羽別宮や、北野の筑後河北庄の天満宮、さては熊野の備前小島の若王子の如きを始めて、その例甚多いことで、社が盛大に、社領が廣ければ、それ丈にその數も多く、又分布も廣く亘つて居るが、ことにこの時代に至り、土地の安堵が保證せられ、又一方に神社との關係が年久しくなつたにつれては、その發生したのも、自然に多くなつて居る。併しそれに就いては、これに伴う弊害も甚多かつたので、中には私人の利益に供せむが爲めに、豫め計つて末社を設置し、然る後に之れを社領に託するといふ姦計が盛に行はれて居た。即かの建曆二年の御符に於て、

近曾愚拙之輩、恣立仁祠於帝都之際、知行之輩、屢祀末社於神領之中、雖似敬神之有餘、還涉費祭之不信、加之就別宮末社之加増、致都鄙田地之掠領、敗法亂紀、莫甚於斯、

とも戒められた通で、早くから朝廷に於ては、その弊害の及ぶ所を矯正せむことに努めて居られるが、是も亦さしての効果があつたものとは思はれぬ。今この神領の地に起つた別宮の最顯著なる一例として、石清水八幡宮に就き、大體の成行を調査すると、この社では、已に保元三年の頃に於て、全國十八ヶ國に亘り、三十五ヶ所の別宮を有して居たが、續いてこの時代に入つてからは、左表の如く、六十餘社の多きに達して居る。

大和 廣野別宮
河内 掃部別宮

和泉 萬代別宮
 參河 赤坂別宮
 駿河 青山別宮
 相模 舊國府別宮
 上總 市原別宮
 下總 葛筋別宮
 信濃 小谷別宮
 上野 板鼻別宮
 加賀 能美別宮
 佐渡 野原別宮
 丹波 安田別宮 播磨國多可郡 栢原別宮
 丹後 板浪別宮 佐野別宮 鹿野別宮
 但馬 安良別宮 伊福別宮 龜別宮 栴別宮 勝樂寺別宮 室尾別宮
 因幡 熊次別宮 圓山別宮 壽永寺別宮 大石別宮
 巨野別宮 蒲生別宮

伯耆 山田別宮 內藏別宮 種別宮 奈良別宮
 出雲 橫田別宮 安田別宮 赤穴別宮 枚濱別宮 又平濱 日藏別宮
 播磨 新松別宮 白上別宮 大田別宮
 備前 魚吹別宮 蟾原別宮 船曳別宮 松原別宮
 備中 牛窓別宮 雄島別宮 片岡別宮 小豆島別宮
 備後 甲上別宮 御調別宮 栢原別宮
 安藝 松崎別宮
 周防 遠石別宮
 長門 位佐別宮
 紀伊 隅田別宮 伊都野別宮
 淡路 矩口別宮 鳥飼別宮
 阿波 楯淵別宮
 伊豫 井於別宮
 土佐 夜須別宮

未所在

石太別宮

時代は建武の頃までを採る、内●印は延久四年その領承を認められた宮寺領二十一ヶ處の中に見えたもの、○印は同じく保元三年の處分に見え、●印は元暦元年頼朝から遷坊を停止した中のもの、無印は以外の記録に見はるもの、随つて中には枚澗や甲上の如く天永、元永頃から見ざるものもあるが、多くは當代に至り、歴史に見はれた社である、又この中に一、二關係の断絶したかと思はれるものもあるが、今は悉く之を掲げることゝした。

かくて上記諸社は、何れも本宮神領の地に發生して、善法寺、田中坊等各別當家を領家とし、永く本末の關係を維いで居る。よつて之を本社と稱したこともあつたが、その宮崎や宇美宮に對するとは、多少趣を異にして居る。當時別宮の職員に、神主、祝師、僧、別當、諸司に遷宮の日時を勤へしめたることを見え、又その修理及び蓋全國の大社中でも別宮の最多く、且最廣く及んだ社といふべく、之によつても、本社の勢力は略偲ばれる。

以上の二をその重要なるものとして、次に當代に於ける注意すべき現象と見るべきに、かの熊野三山に對する沿道の諸王子がある。王子の社は、別宮とは多少その成立の意義及び目的を異にするけれども、現に明月記や壬生家古文書等には、之を熊野の末社と記した所もあつて、互に共通の點も少くないから、矢張その一種と見ることが出來よ

う。その總數建仁の御幸記に見えた丈でも攝津、和泉紀伊の三國を合して、實に八十一社の多きに上る源平盛衰記に攝津より八十餘所に御座す王子王子と見え居るが、その數にいふ所と略一致する、

久保津王子第一王子 坂口王子 ヌウト王子
阿倍野王子第二王子

以上四社 攝津國

- | | | |
|-----------|--------|-----------|
| 境王子 | 大鳥居新王子 | 篠田王子 |
| 平松王子 | 井口新王子 | 池田王子又積川とも |
| 淺宇河王子 | 鞍持王子 | 胡木新王子 |
| (鶴原王子) | 佐野王子 | 初井王子 |
| 厩戸王子 | 信達王子 | 一之瀬王子 |
| (長岡王子) | 地藏堂王子 | 馬目王子 |
| 以上十六(十八)社 | 和泉國 | |
| 中山王子 | 山口王子 | 川邊王子 |
| 中村王子 | 吐崎王子 | 和佐王子 |
| 平緒王子 | 奈久知王子 | (栢原王子) |

- 〔松坂王子〕 松代王子
- 祓戸王子 藤代王子 五體王子
- 橘下王子 所坂王子
- 塔下王子 兼坂 山口王子
- 逆様王子 久米崎王子
- 川ノ瀬王子 〔馬留王子〕
- 内畑王子 〔高家王子〕
- 愛徳山王子 九海士王子
- 鹽屋王子 上野王子
- 班鳩王子 切部王子 五體王子、又
- 磐代王子 代とも 千里王子
- 芳養王子 出立王子
- 丸王子 三栖王子
- 稻葉根王子 又 濶五體王子、又 稻持とも 一瀬王子
- 瀧尻王子 五體王子 〔大門王子〕
- 善提房王子
- 塔下王子 藤代
- 一壺王子
- 糸我王子
- 井關王子
- 沓掛王子
- 田藤王子
- 岩内王子
- 津井王子
- 中山王子
- 三鍋王子
- 秋津王子
- 八上王子
- 鮎河王子
- 重照王子

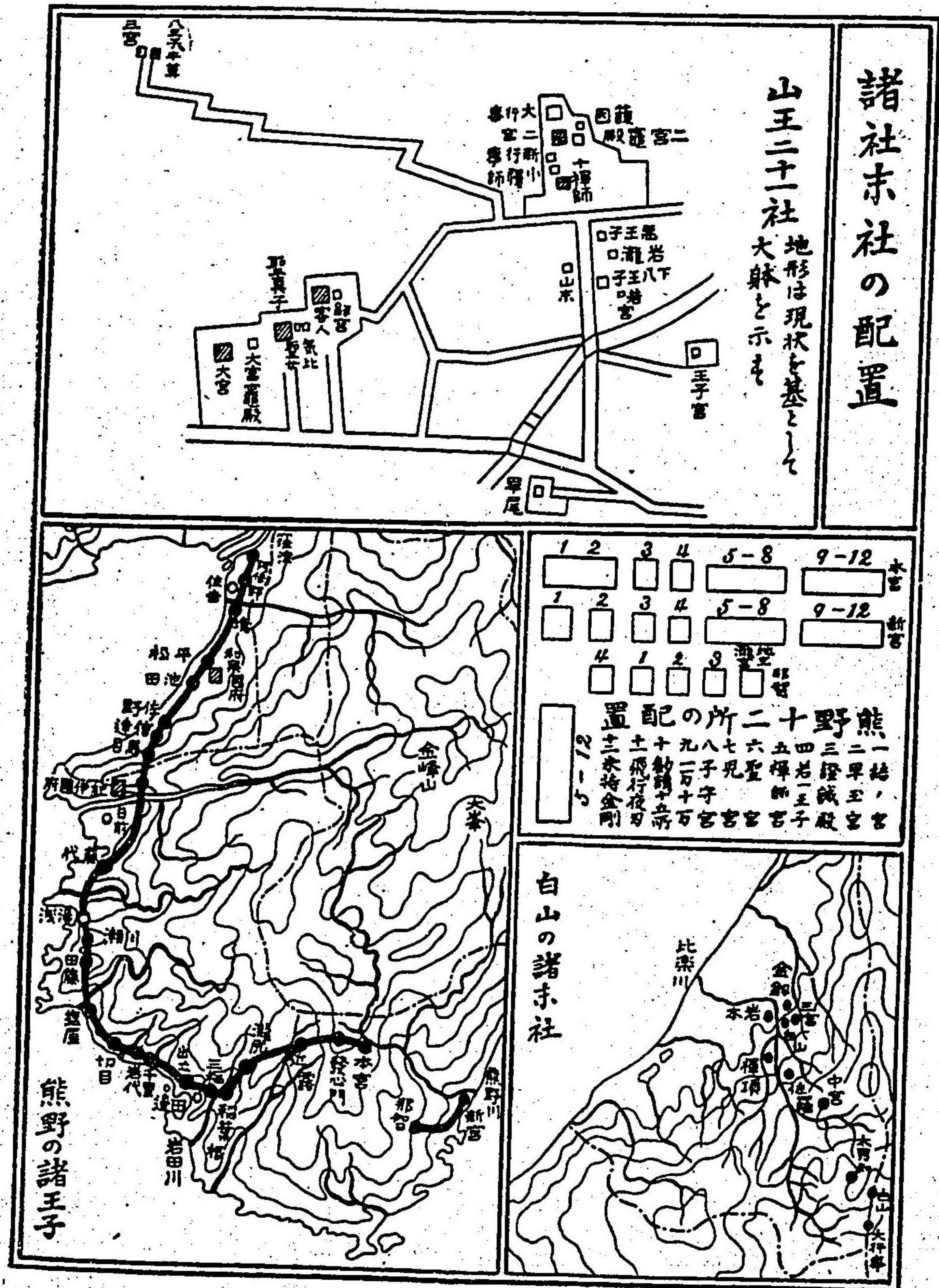
- 大阪本王子 近露王子
- 繼櫻王子 中河王子
- 岩神王子 湯河王子
- 發心門王子 水飲王子
- (伏拜王子) (湯峯王子)
- (佐野王子) (市野々王子)
- (多富氣王子)
- 比曾原王子
- (小廣王子)
- 猪鼻王子
- 祓殿王子
- (濱王子)

以上六十一(七十二)社 紀伊國

建仁の御幸記を基として、大體室町時代の終までに發生したと思はれるものを探つた中、印は正しく平安朝の記録に見えたもの、(一)は御幸記に載せられざるも、此時代の記録に見ゆるもの、(二)は更に時代の下る者、按ずるに王子の社は、其規模概して甚矮少に、漸にして奉幣の用を便するに過ぎなかつたものらしい。併し中につき五體王子といはるゝ社、即藤代、切目、稻葉根、瀧尻、又發心門等要所に設けた社丈は相當の設備を有して、神社としての面目を具へて居る。さうしてその數の具備したのも、王朝からこの時代の初期にかけての御幸啓の盛に行はれた時代にあるらしいので、これから後は新しく興つた社もある代りに、漸次荒廢に歸したのも

少くなかつたやうに思はれる。現に嘉禎二年に至り、沿道の諸王子社を修理せられた際にも、久米崎王子は破壊してその跡なしとあるが、何しる合せて九十四の多数に上る社のことであるから、全部の經營は至極困難な業であつたに相違ない。次いで又勢力擴張の一方法として、ある強盛なる神社が、附近の小社、并に何等かの縁故ある社を、その管下に屬せしめた例も、この時代には少からず見うけられる。最この場合は前二者とは多少その趣を異にするけれども、何れも同一の趣旨に歸着する現象と思はれるから、便宜之に附記することとする。

さてこの例によるものは、日吉が白山を管し、春日が幸川をその治下に置き、新熊野が遠く彦山にその勢力を及ぼしたを始めとして、寺院を本主と仰ぐものには、延暦寺に對する氣比、香春、仁和寺に管せられた吉備津、布施等も見え、又石清水が廣く大山崎、香椎、宮崎、宇美、正八幡等の諸社にまでも手を延したが如きは、その適例とすべきであらう。就中宮崎に就いては、その關係最親密で、早く文治元年に當り、院宣によつて、之を石清水の別宮とさへ定められて居るのである。さうしてかくの如き場合は、主に領地關係によるもので、神社相互間の由緒の如きは、さのみ重をなして居ない。猶それらの事情に就いては別項社領の條に參看を要する。



かくの如き次第で、自然的又人爲的に、分社若くは末社の發生することが段々繁多になり、之と同時にその本末の關係は漸く複雑になつて來た。固より攝末社の原義に就いて明確なる定義を下すことは頗る困難な業であるが、兎も角も、王朝の初期頃までには、さのみ不都合な現象を見るやうなことはなつた。然るにその末頃からは、次第に自然の膨脹を起すと共に、段々その制度が紊れかけて、利益問題や政治上の方策乃至は、領地關係等が、その仲介の位置に立つことゝなつたが、已にかやうな形勢に成行いた以上、到底一片の法令などでは防止の出来るものでないので、全然成行に任すより外に術がなかつたのである。

さてかく外部に對して、勢力を擴張せむとした運動と、その神社の内部に表れた働に就いても、一瞥を要する。即ち境内の末社が、その數并に種類を増加した一事がそれである。いふまでもなく、一體に境内の神社は年と共に、又信仰の變遷につれて、その數も増し、種類も多くなつて居るが、就中その新加を促した原因としては、神社の由緒からするよりも、信仰の力にまつものを重視しなければならぬ。惟ふに新設の社でない限り、祭神又は由緒に關係ある神々は、已に業に久しい以前から祭られ來つて居るので、爾後その増加を促した例は幾何も見えないのである。所が信仰により、新に祭るも

のになると、時々の思潮によつて動かされもすれば、又祭神も變り、増加も起るので、波瀾は却つてこの方に見える。

即さきにあげた靈驗顯著な神として祭らるゝ場合の如きは、その最普通に行はれた事例と稱すべく、それには矢張八幡天神、白山さては八所御靈等時代に時めき給ふ神々が一番多く見うけられる。次いでは後に説明する通、外邦の神祇にしてわが神社境内に祭られたものも非常に多く、隨うて、その種類にも或は佛敎により、或は陰陽道に導かれ又民間の卑近な信仰に出たもの等、之を一様に律せられないことゝなつた。次にその一例として比較的種類に富んだ神社を擧げると、

一 石清水由緒上本社に特別の關係ある社を名く

劍 大智滿 阿蘇 三輪 龍田 住吉 貴布禰 稻荷 南宮 夷 三郎殿 百大 夫 大將軍 一童 志多羅 祇園 子守 禊谷 松童

二 祇園

冠者殿 山長 熊野 八大王子 京極神 白山 大行事 春日 貴船 熱田 蘇民將來 大黒天神 若宮 大將軍 早尾 五條天神 授福神 與宮神 十善神 毘沙門堂 藥師堂

三 日吉類に富んだ早尾社附近の末社甚多きも、今は就中種

私市 山長 新社 吉備津宮 夷三郎殿
若宮 一童 富永 彌若宮 冠者殿
兒御子 伊豆權現 八幡 若宮 稻荷
稻村 貴布禰 黒尾 早尾 巖島
千歳 彌行事 世直

四 柞原八幡宮これ八幡宮に固有の末社に之を名く

賀茂 稻荷 和尙 山王 善神王 今宮 黒尾

以上の例はたゞ當代の最著名な神社に就き、その梗概を記したに過ぎないが、惟ふに各地の神社に於ても、之と類似の現象はあるべく、かくて境内外を通じてその數の最もいのは、宗像の邊津宮の七十五社といふを、筆頭とする。

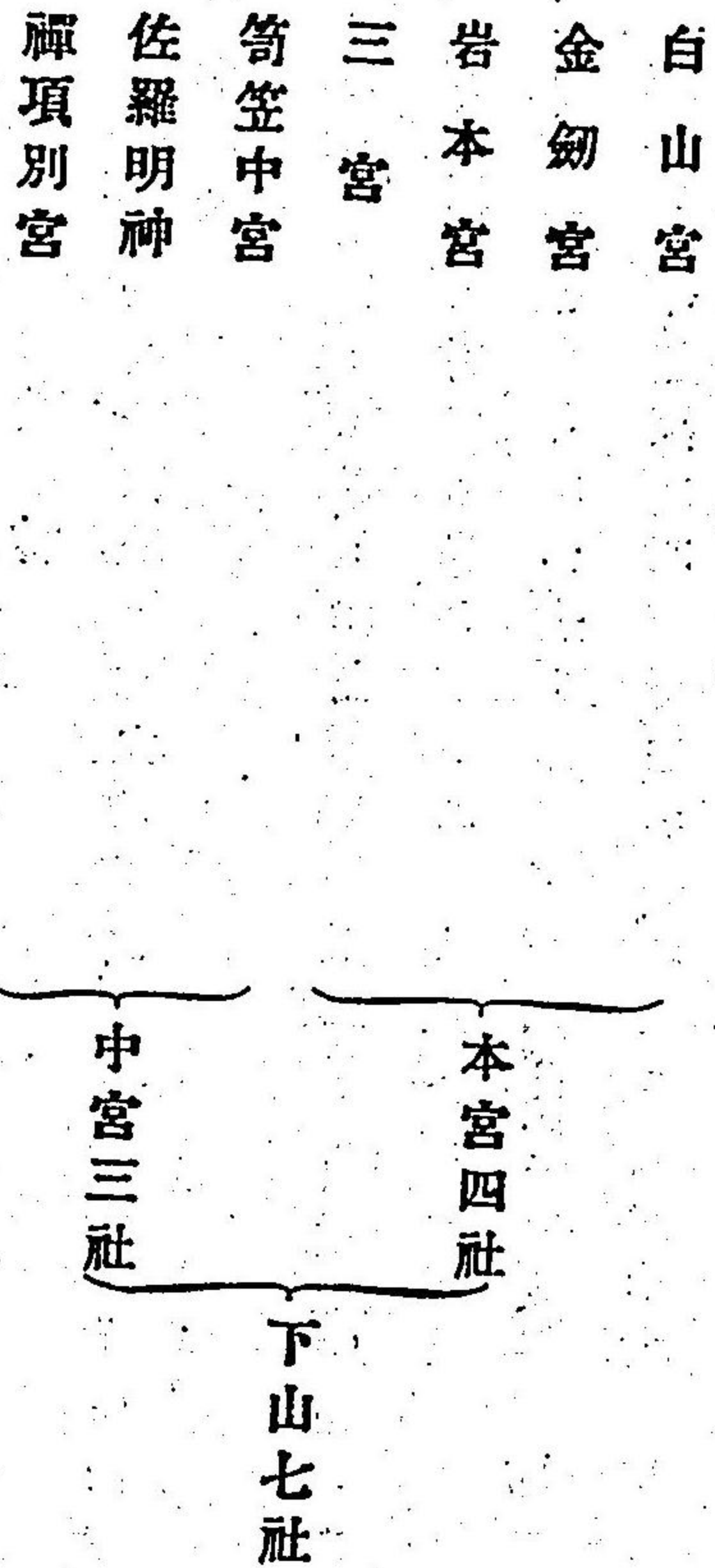
次に等しく一神社の末社といふ内にも、前に述べたやうに雜駁な種類の内に統一を關ぐものとは、多少その趣を異にして、その中の大部分が、一つの渾一體を形作つて居るものには、熊野の十二所、山王の廿一社及び白山の諸末社が見える。就中熊野はその起源最古く、早く王朝の末期に於て、十二所權現の稱呼を始めて居るが、こはたゞ同一の境

内に於て、その殿舎を相併立するものに過ぎなかつた。然るに日吉に就いて見れば、大宮及び二宮を中心として、その周圍に上中下の各七社を造つて居る。随つてその區域も廣く、又種類も固有の神々に加へて、信仰により他より勸請したもの、新に感得した神等頗る多様に亘るので、初め先づ上七社が見はれ、次いでこの時代に入り、所謂二十一社の數が具備するに至つた。即、

- 大宮 二宮 聖眞子 八王子 客人 十禪師 三宮……………上七社
 - 大行事 牛御子 新行事 下八王子 早尾 王子宮 聖女……………中七社
 - 小禪師 大殿 二石殿 山末 岩瀧 氣比宮 劔宮……………下七社
- 貞應の頃の人、本社の禰宜親成の説に下七社は未定説ありすと見えて居るが、現に中社以下には右側に旁書したやうな異説もある。

併しこれもたゞ廣狹の差違がある丈で境内を共にすることは前者に同じである。次に白山にうつれば、その規模遂に宏大に、延長殆十里に垂んとして居る。その荒墳、

- 白山妙理權現……………禪定峯
- 太男知明神……………北岳山上三所
- 別山大行事……………南岳別山



惟ふにその大部分は、何れも後に祭添へた社で、その中には少からぬ僧徒の盡力が隠れて居る。即山上に於て鼎立の形勢を持した三點を取り、次に比樂川の沿岸に下宮の本社並に笥笠中宮を中心とする二點を撰び、以上三點を綜合して、山上山下の十社を完成せしめたもので、その配合は一に地勢の便によつたのであらう。

之を要するに、時代に勢力ある神社は、廣くその勢力範圍を擴張すると共に、一般には、かやうに時勢に適應した神々を境内に祭る風が、次第に盛ならむとしつゝあつたので、之によつても思想界の大勢を窺うことが出来る。

十一 新らしい神祇

前々から述べ來つた通大體に於て前代の形勢がそのまゝに持續せられて居る以上、神祇の上にも、さのみ新しい分子は表れて居ない。併し中に就いて、各種の方面に亘り、この時代に出現し若くは勢力を得た神々を求めると、その重なるもの丈でも、先づ左の通である。

一 和歌の神

前代以來和歌の盛に流行した結果は、遂にこの時代に至つて、斯の道の神を産出することゝなつた。

和歌の神として、住吉、玉津島等が、一般に信仰せらるゝに至つたに先立つていふべきは、柿本人麻呂に對する崇拜である。人麻呂が歌聖として、往古から名を恣にして居るとは、今更いふまでもないが、その崇敬の念は凝つて、遂に柿本影供といふを始めしむるに至つた。その起源は明かでないが、物に見えた所では、早く永久六年に當り、六條東洞

院なる六條顯季の亭に之を行ふたのが始めであらう。この時の記事によると、新に烏帽子直衣姿筆左手に紙を操り、右手にの背像を書き、之を對象として、前に机を立て、作物の飯菓子、魚鳥等を置き、了つて會合の人々列座の中に饗膳を据ゑ、勸盃を行ひ、次に人丸の讃を頌し、終に和歌を披講したとある。即歌道の祖神たる人麻呂の靈を祭る式で、その次第略釋奠の禮に類似し、この時代に流行した諸種の影供とその類を一にする。随つてその式も甚簡易で、又さのみの宗教的分子を交へて居ないが、併しその中には明かに人麻呂その人の性格が次第に神化せむとしつゝあつたことを認められる。爾後この時代に入つてからも、歌道の立榮え行くとともに、その風愈盛に、當代に名だたる歌人の間はいはずもあれ、建仁元年からは和歌所にも之を創めらるゝこととなつたが、そのこの時代に行はれたものも、矢張さきの永久度の制に則り、何れも影前の披講や歌合を宗として居る。かくてこの頃から、歌聖としての人麻呂に對する渴仰の念次第に高まつて、影供に連關して、切りに夢想の感得や、夢中の示現なども、發布せらるれば、それに伴うては、漸次その中に佛教の感化を交へることゝもなつて、遂に室町時代に入り、かの柿本講式の如き習合説に、泥んだ儀式を作出すに至つた。

さてかく人麻呂がこの道の達人等に崇められたにつれては、更に溯つて遠き神代の

神々に結ばむとする希望の起るのも無理ならぬ次第であるが、それに就いては、さして古い時代の典籍も見えないので、王朝以前にあつては、何れの神とも撰ばず、歌を奉り、又その上達を祈つて居る。

併し等しく恩顧を請うたといふ中にも、自ら輕重の等差は存したので、その中では、最早くから世に表れ、又最深くその神徳を仰がれた神として、かの住吉の明神が人口に膾炙して居る。この神は事新しくいふまでもなく、海路の安全を護る神で、和歌には何の關係をも有して居られない。然るに王朝の中世以降は、歌人の此處に詣で、詠歌を獻するもの甚多く、或は之を歌枕とし、或は社頭に和歌を自署する等、次第に斯道に關する功驗を仰ぐやうになつて來た。惟ふにその起源に就いては、別にそれと知られる證左も見えないけれども、さして深い理由もないことで、この地の都離れた風光を愛で、その歌枕に適應したのを悦んだ位のことであらう。所でかくその度の重なる中には、いつしか、その神格を變化せしむるに至つて、遂にこの時代に及んでは、最早純然たる歌神の性格を認められることゝなつて居る。

住吉に并び歌神と稱せられたのは、紀伊の玉津島神で、之もその起源は、この時代にある。この神に就いても、世に種々の説が行はれて居るが、何れにもせよ、當代に於て之を

衣通姫と崇めて居たことは明白な事實で、随つてかの古今集序にも見えた通の緣由により、遂に和歌の神とするに至つたのであらう。住吉といひ玉津島といひ共にその起源に關しては、甚理由に乏しいので、眞に偶然の行係に過ぎない觀があるが、よしそれにしても、已にかやうに、形の上に表れ、それが一般の信仰となつた以上には、最早その起源や理由の如何を糺す餘地はなかつたのである。次いでこの二神に、さきに人麻呂が加へらるゝことゝなつて、遂に室町時代に入り、始めて和歌の三神を表すに至つた。随つてその巨細の事情は、之をその時代に譲る。

二 鞠の神

和歌の神に次ぎ、一藝に専門の神と崇められたのは、鞠の神である。蹴鞠の技は、王朝以來盛に弄ばれた所で、引續きこの時代に入つてからも、益々盛運に向ひつゝあつた。随つて歌道に併び、早晚その守神を祭るべき氣運に際して居るのである。

傳によると、鞠の神の存在が認められたのは、もう少し溯つて、王朝の末期にある。即ち長治から平治にかけての時代に立榮えたこの道の達人なる藤原成通の口傳によると、自ら使用した鞠を祭つて供物を捧げたことが見えるが、この記事に従へば、純然たる器物

崇拜の風に見えるので、その技術に熱心の餘、遂に鞠そのものを靈なる物體として、禮拜するに至つたものらしい。然るにこの思想は、更に進んで次のやうな一場の物語となつた。即、

此事つたなきの鞠を祭日記せんとて、燈臺を近くよせて墨をするとき、棚におきつる鞠我前にころびくるさまを怪しくやうありと思ふに、顔は人にて手足身猿にて三四歳ばかりの兒三人、手づからかいて、鞠の括りめを抱きてあり、あさましと思ひながら、何者ぞとあらくとへば、御鞠の精也と答ふ、昔よりは程に御鞠好ませ給人おはしませず、千日の御果にさまゝの物給りて悦申さむと思ふ、又身の有様をも御鞠の事をも能々申さむれうに参りたる也、各が名をしろしめすべし、これを御覽せよとて、眉にかゝりたる髪を押おぐ、一人が額には春揚花と云文字あり、一人の額には夏安林といふ文字あり、一人には秋園と云文字あり、文字の色金色也、かゝる銘文を見るに、愈あさましとおぼゆ、去ながら我又鞠の精にとふ、鞠は常になし、其時住する所の有哉答て云、御鞠の時はか様に御鞠につきて候、御鞠候はぬ時は、柳茂き林清き所くゝの木にすみ候也、………人の身には、一日の中にいくらともなき思皆是罪なり、鞠を好ませ給人は、皆庭にたゝせ給より後は、鞠の事より外に思しめす事なければ、自然に後世迄の縁と

なり、功德すゝみ候へば、必ず好ませ給ふべき事也、御鞠の時は各が名をめさば、木つたひ参りて宮仕はつかまつり候也、………今より後は、さる物ありと御心にかけておはしませば、御まはりとなり参らせて、御鞠をも愈よくなし参らせんと云程に、其の形みえすなりぬ、淺ましと思ひ乍ら、是を案するに、やくわと云ありといひ、おうといふ、鞠の精が額のもん故ありけり、………

とあるが、これ即この當時に流行した非生物に精を認める思想から發生した傳説で、それが一方では漢土の故事に結び付き、一方では佛説と連絡を保つて、遂にこの一篇の物語を構成したのである。併しこの説話は、之を何れの點まで信用すべきか、將その年代を何れにおくべきか、それらの點に關しては多少の疑問があると思はれるが、少く共當代の初期までには發生したもので、又後に室町時代に至つて中御門西洞院なるかの成通の舊跡に、計案、春陽花及び樹尊の三生を祭つた神社が表れ、その神體には何れも金色の文字も、て神名を記した猿の形を置いてあつたといふ等に徴するに、その一般に信憑せられた程度も推量される。

さてこの時代に於て確にそれと知らるゝのは、後鳥羽上皇の御崇敬になつた松下明神である。院が斯道の御上手にましましたことは、今更申す迄もないが、それにつけて

はこの御代に當り、始めて鞠の神なるものも公の沙汰に上ることが出来たのである。松下明神はその草創の年代を詳にすることが出来ないが、恐らくは院の御發意によつて出来た社であらう。その御體盛景の括にかゝる鞠を安置すといひ、承元五年には京勝寺に行はれた旬の御鞠に御幸あるに臨み、この社に銀刀一振を寄進せられ、又建暦二年には、當時の靈物と稱せられた鹿毛作の鞠一個を獻納せられたが、後に建保四年に至り、社頭が火災に罹るや、二條定輔をして造替せしめられたことも見えるこの社のことでは、いふが神職で、種々の神事を行はれたともある。

又この外承元二年に當り、二千足上ると稱せられた御料の鞠に五位を授けられたこともあつた。

要するに何れも器物を人格乃至神格化せしめた結果に他ならないので、かの柳に精を認め、丘に位を授けられたのと、同一の現象である。

三 崇徳院と後鳥羽院との御靈

王朝の盛時に流行した怨靈を和めむとする風は、この時代に入つてからは、常に普通に行はれた許か、時勢の轉變に隨うて、その必要の愈切なるを感せしむるに至つた。今

こゝにその代表的標本として擧げ奉るべきに、前には崇徳院の御靈と稱せらるゝが表れ、後には後鳥羽院の御怨靈と信せられたがある。

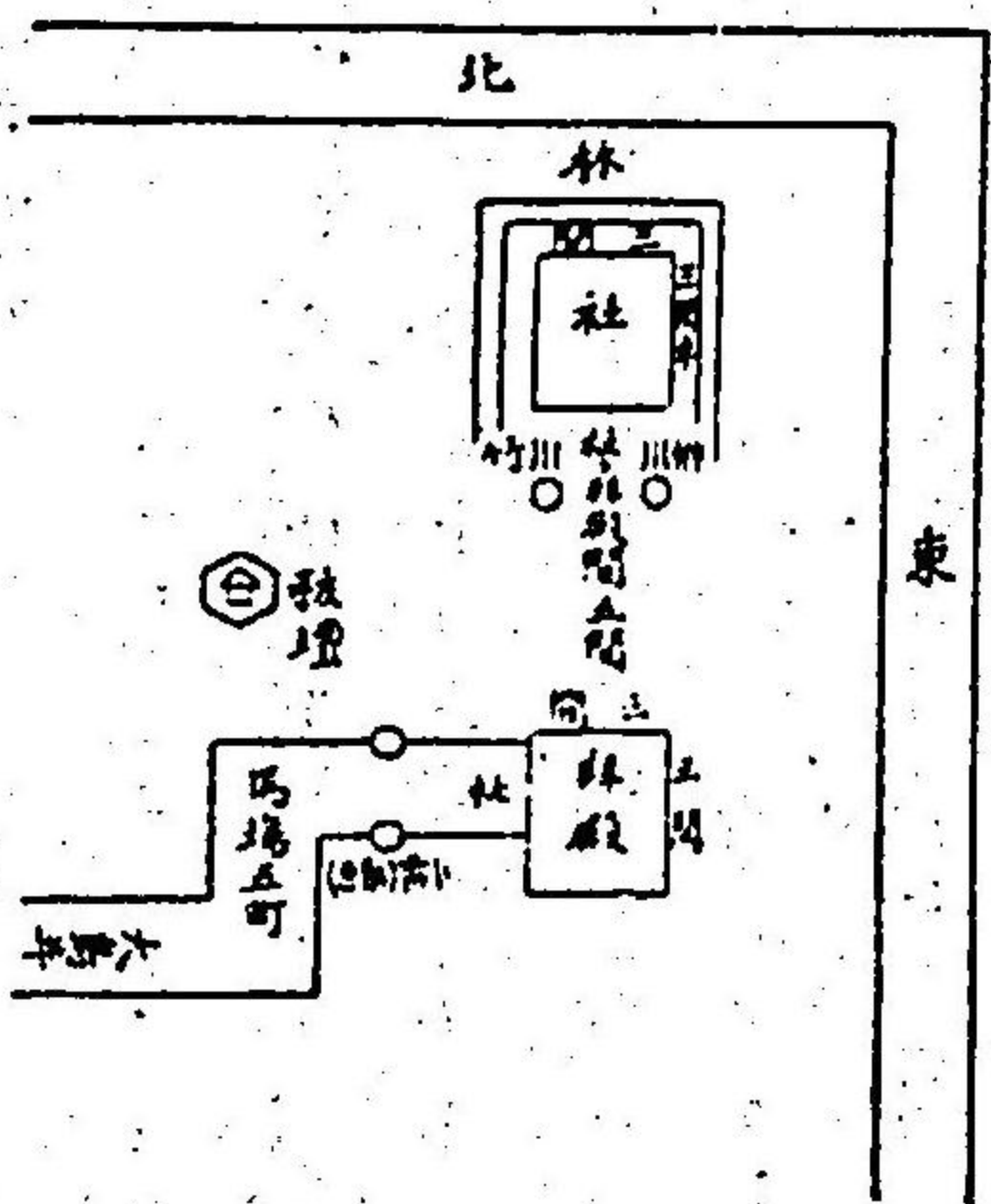
さきに保元に端緒を開かれた世の亂は、その後平治の亂を経て、遂に源平二氏の交戦となり、世態は愈安からぬ運に向ひ往いたが、それに就いては、初め事を催された崇徳院并に宇治左大臣頼長をはじめ、院方に加擔した人々の怨靈が次第に恐ろしくなつて來た。隨つて世上には色々の風評が傳はつて、世の亂は一圖に故院の御怨念によることさへ噂せられたのであつた。こゝに於てか壽永二年十一月源平の對陣中に當り、後白河法皇の叙慮として崇徳院及び頼長の爲に廟宇を創立せしむることゝせられた。その場所は白河中御門の末、春日川原の北で、かの保元の戰場たる白河殿の故趾に當る。翌元暦元年四月に至り、遷宮あり、神體には院の御遺物を用ゐ、社殿は稻荷の下社に模せられたといふ。この時院司上卿として事に當り、又神祇大副卜部兼友を以て社司に補し、その他僧官等をも設けられた。然るにこの後建久二年十二月に至り、後白河法皇の御腦頗る重く、餘命幾くもなく見えさせ給ふことゝなるや、流石の法皇も往事を追懐して心許なくや思召しけむ、諸社寺の御祈禱御修法などを行はるゝと共に、閏十二月に入り、崇徳、安徳兩帝の御菩提、并に亡命士卒等の滅罪勝因の爲として、更めて崇徳帝の奉爲に

は讃岐國白峰なる陵側の御廟に奉幣し、安德帝には長門國に一堂を建立し、又頼長の墓にも幣を奉らしめられた。但この時安德帝に對し奉りては、阿彌陀堂を建立せしめられて、之を神社に擬せられず、又崇徳帝に就いては在來の御廟に川原宮の別號を奉らむとする儀があつたけれども、遂に事は行はれなかつた。越えて同三年十一月法皇の崩後に至り、さきに春日河原に建てられた崇徳院の御社には、新に宮號を奉つて粟田宮といひ、且崩御の當日なる八月二十六日を以て、その祭日と定めしめられた。この時の宣命を見るに、

粟田廟の廣前爾恐美恐美毛申賜度者久申久去元曆元年己巳爾山城國愛宕郡下粟田郷爾擇地勢且祐廟基志與以降多干戈永戢且國富刑清利夕賽之思比年序差積禮利因茲且殊爾有所思食且便爾取地名且立且爲宮號須始自今年且限以永代志且專整儀度且可儼祭祀志但至于後年者八月二十六日乎定且可爲式日志抑祭神且求福禮者神必祐須度伊仍設尊奠且所仰冥應奈利故是以吉日良辰乎擇定且從五位下行內藏助清科朝臣重宗乎差使且禮代の御幣乎令捧持且奉出賜布掛畏岐尊廟此狀乎平久安久聞食且自今以後和宗與尊崇の叙情爾答志且祈爾鎮護の御慈乎垂給且云々、とある。尋いで同四年に至り、之を八月中酉日に變更し、又この頃を以て八講を修せし

められた。

按ずるに、崇徳院并に頼長の怨靈に對しては、早くから慰謝の儀が提案せられて居たので、初め院の寵妃兵衛佐の猶子なる藤原教長は、安元の頃に當り、之を神靈に祝はむとするの儀を建て、又その後に至つても、朝廷并に院方では種々に議を重ねられて居たや



粟田宮の圖

この圖は永享二年八月書寫と稱せらるる繪圖によつた。併し本社は之より先嘉祿三年四月に當り、洪水の難によつて東方の地に遷坐し、後建武元年七月火災に罹つて文和三年二月再建せられた。隨つて鎮座の最初とはその位置を異にし、又その構造等にも多少の相違が生じて居るであらうが、今はたゞその規模の一斑を偲ぶすがにもこの圖を掲げておく。

うであるが、こゝに時局の切迫するに臨み、事件に最深き關係のおはします後白河法皇が遂に之を實行遊ばすこととなり、その後天下の靜謐に歸すると共に、奉賽の意味を兼ねて、永く英靈に陳謝の盛典を始められたのである。

かくてさしも世に恐をなした崇徳院の御憤念はいつしか之を和め奉ることが出来たが、それに代つて、又もやこゝに新しい怨靈の祟が表れて来た。即いふまでもなく後鳥羽院の御幽魂と稱せらるゝがそれである。初め延應元年二月に當り、法皇御憤懣の中に遠く隱岐の孤島に崩御あらせらるゝや、世間では只管その祟のあらむことを恐怖して種々の流説が弘布せられたので、この年十二月三浦義村の死し、翌仁治元年時房の卒したのも、院の御所爲によるといひ、又關東では院及び長嚴僧正等が時房を召取らるべく夢想の告を下されたとも傳へ、爾後仁治三年泰時の卒した際、又文永八年後嵯峨法皇の崩御を始めとして、天下に事ある毎には、いつも院の御祟が連想せられて、始終その靈託なるものが發現せられたのであつた。こゝに於てか京都の方では種々に懺謝の法を講せられたその一つとして、かの攝津國なる水無瀬殿に御影堂を營み、こゝにかの信實の筆になる御影を安置して、御冥福を薦むることゝせられた。時は蓋崩御の年を去ること遠からざる間で、その初めは院の近臣なる藤原信成父子の心盡に出來たものらしい。爾後信成の子親成の末御廟の守衛に任じ、近く近代にまで及んで居るが、此處は純然たる堂宇の性質に屬し、この時代では、まだ神社としての形式を具備して居らない。續いて幕府の方でも、屢、御祟が現れたといふので、遂に時頼執權の時代に當り、寶治元年

に、鶴岡の乾の山麓を點して、神社を創立し、同じく御靈を鎮め奉ることゝした。之を雪下新宮又は今宮といひ、僧都重尊といふが、その別當となつた。併しこの後とても院の御祟といふは遂に止むことなく、引續いて南北朝の頃に至つて居る。

この雪下の新宮といひ、又水無瀬の御影堂といひ、その形式に於てこそ少異があれ、歸する所はさきの粟田宮と等しく、ともにその御冥福を薦めて、御憤怨に謝し奉らむとするもので、かの王朝に於ける御靈や北野と全くその目的を一にする。随つて一般の神社とは多少その趣を異にした所があるので、始め粟田宮の創立に當り、藤原兼實の提案として、北野の例によらむとして居るのは、誠に當を得た考であると思ふ。

四 三十番神

個々の神祇に就いて見れば、三十番神は創意の見るべきものがないが、たゞ番神といふ考から、種々の神々を結合せしめた上に、新しい思想の働が見られる。

番神とは、結番して守護する神の意で、即鎮守の思想から導かれた産物である。随つてその種類にも色々あつて、或は王城鎮護、或は禁闕守護、或は天地國土の擁護等數種に岐れ、又その數も強ち三十神とは限らないが、就中その起源の最古く、最人口に膾炙して

居るのは、如法經守護の三十番神である。

それに就いては、叡山側の傳に、延久五年に當り、楞嚴院長吏阿闍梨良正が如法堂守護の爲として、日本國の卅神を勸請したのが、その起源であると傳へて居る。恐らくは是が正しい傳説であらう。一説に慈覺大師の時、天長八年に國內有勢有徳の神明三十ヶ所を守護神として、定日結番せしめたと見え、又或説にこの時定められたのは十二神で、後に増加して三十の數に達したともいはれて居るが、それ程起源の古いものか否やは疑問である。併し良正より以前に於ても、何等かの形で發生して居たことは事實であらう、それをこの時に至り、改めて勸請したものではなからうか。傳に大原野、北野の兩神は、この際始めて列に入れられたともいふが、その説の當否は兎に角、この中に慈覺大師よりも後に顯れた神々のあることを思へば、數の具はつた年代も畧見當がつく。さてその番日及び神祇は、諸神根元鈔の記す所に從へば左の如くである。

初一日	伊勢	初二日	石清水
初三日	賀茂	初四日	松尾
初五日	平野	初六日	稻荷
初七日	春日	初八日	大比叡

初九日	小比叡	初十日	聖眞子
十一日	客人	十二日	八王子
十三日	大原野	十四日	大神
十五日	石上	十六日	大倭
十七日	廣田	十八日	龍田
十九日	住吉	二十日	鹿島
廿一日	赤山	廿二日	健部
廿三日	三上	廿四日	兵主
廿五日	苗荷	廿六日	吉備
廿七日	熱田	廿八日	諏訪
廿九日	廣瀬	三十日	氣比

即大體に於て時代に時めき給ふ神々で、二十二社の中から採擇すること十六神、その他の六社五神、鎮守神たる日吉からは、末社四神、又土地の關係によつて近江から四神を採り、これに護法神たる赤山が加はつて居る。つまり山を基とした立方であるが、もうこの時代になつては、餘程流布の範圍も廣くなつて來たので、一般にもその名稱が用ゐ

られるやうになつて居る。例へば俊乘坊重源の阿彌陀寺誓願之記によれば、
爰八大觀音三十番神、諸天隨類等、有加力之功德、
といふことも見える。

如法經に次ぎ、この時代に見れたのは、朝家若くは百王守護の三十番神といふので、是も一般に用ゐられて居たものと見える。

按ずるにかくの如く番神を定めて之を日に配することは、もと靈籙の制に倣つたもので、その起源は、明かに佛説に出て居る。佛家の説にいふに、唐の戒禪師勅を奉けて一月三十日に三十佛を配し、朔日定光佛より起つて晦日釋迦佛に終り、その佛名を録して毎日の禮佛を行ひ、之によつて人天の福を修せしめることゝしたといふ。是即三十番神の創められた基で、こゝでは佛に代うるに神を以てしたまでのことである。

五 戎三郎

戎三郎の如何なる神に坐すかに就いては、別にいふ迄もない。舊説には、戎は笑の意で、三郎とは日神月神の次に生れ給ふた故に名附くと稱せらるゝが、果して説の通かどうか疑問なきを得ない。併しその歴史に表れたのは正しくこの時代にあるので、攝津

國武庫郡なる廣田社の末社西宮がその專祠として世に崇められて居る。仲資王記に據ると、この社には奥戎、戎社、今戎の三社ましまして、之を戎三所又は戎三郎殿といひ、本宮に次ぐ崇敬をうけたことが記されて居る。惟ふにこゝがその本社で、鎮座の緣由は海に多大の關係を有するものらしい或は本社を以て式に見える大國主四神社に擬、隨つてその分布の區域も、伊都伎島の末社に江比須社の見えたを最古として、源平盛衰記によれば、硫黄島沖五十餘町の離島に岩殿として戎三郎の祠ありといひ、古くから海岸に接した方に見はれて居る。併しこの時代となつては、内地の諸方にも勧請せらるゝことゝなつて、石清水を始め、日吉、鶴岡等の境内に祭られて居る。就中鶴岡に於ては、大黒天と同時の勧請に係る所から察するに、已に何等かの關係があつたものでなからうか。かくこの神の所在に勧請せられたに就いては、確に一種の信仰を以て迎へられて居たに相違ないが、それに就いてはまだ確實なる材料を發見することが出来ない。仍つてこゝでは室町時代に入りその神格の定まる前提として、以上の説明文に止めておく。

六 百大夫

百大夫は遊女記に道神の一名と見え、傀儡子記には百神の名の許に、鼓舞喧嘩して福

助を祈るともいふ。即道祖神の一種に屬し、遊女や傀儡子の祭る所である。随つてその起源已に王朝の中期に見え、爾後久しく彼等社會の間に信奉せられ來つたが、この時代に至つては、之を獨立の祠宇として崇拜すること起り、祇園社の南、櫻門の傍に祭つたを始め、石清水や日吉の境内にもその社が見える。

七 外邦の諸神

この時代に表れた外邦の神々は、數に於ては、さして多くに上つて居ないが、その後世に残した感化の上から見て、中々に輕視すべからざるものがある。先づその筆頭に擧ぐべきは、妙見菩薩に對する崇拜の熾になつたことである。

妙見は北斗七星の崇拜に起り、之を神格化せしめたものに外ならぬ。即神咒經を見るに、

我北辰菩薩、名曰妙見、今欲說神咒、擁護諸國土、所作甚奇特、故名曰妙見、處於閻浮提衆星中最勝、神仙中之仙、菩薩之大將、光目諸菩薩、曠濟諸群生、有大神咒、名胡捺波、

といひ、道家に用ゐられては、太一北辰尊星と號して、諸星の上首たりと見え、又眞武太一上帝靈應天尊と稱して、神仙の始祖となるともいふ。

さてその我國に輸入せられたのは、遠く奈良朝に始まり、爾後王朝を通じて、信仰せられ來たので、かの北辰に燃燈を奉る風は、早くより上下に亘り、盛に行はれて居たが、爾後その信仰は、我が神道と混淆して、之を神として祭り、神社中にその祠宇を設立するやうになつて來た。傳説によると、我國にその社を建てたのは、推古天皇の十九年に起り、周防國の降松が始りであるといふ。即年代は非常に降るが、文明九年に至り、大内政弘がこの社に奉つた願文を見ると、

此靈神妙見大菩薩、波推古天皇十九年辛未、周防國下松、照降、百濟國聖明王第三皇子琳聖太子來朝、平爲守護下降云々、孃祖琳聖嫡子正恒、多々良姓、於賜布仍氏神大菩薩、平周防國大内縣氷上山、奉勸請留寺、平波興降寺止、號須垂跡、年舊天靈、驗日新、奈利、

とある。果して説の通古いものかどうかは疑問であるが、この傳説によつても、その外國との關係は略偲はれる。惟ふにその琳聖太子との關係は別としても、かやうな方法により、早くから我國に遷されて居たものであらう。随つてその分布の範圍も、中國及び九州地方が一番古くから表れて居る。

就中九州に於て、やかましくいはれたのは、宇佐八幡宮の境内にある社で、こゝでは北辰殿として、本宮の側に祭られ、傳に地主神であるといはれて居る。即託宣集によるに、

當山先住之神、大菩薩御修行之時、可在一所而守我君之由、令相語之給畢、
と見え、神體は木造俗形の坐像、その本地は觀音と傳へらる。この説に従へば、少くとも、
この時代に入てからは信仰の盛であつた社で、神社として崇敬せられて居たこともよ
くわかる。

宇佐に次ぎ宗像でも、正平の末社記によると、山田郷妙見社といふのが見え、この外豊
前では仲津郡今元村に、肥後では八代郡八代に古い由緒を語る社がある。就中八代の
妙見宮に就いては、古く周防より分祀したと傳へ、少く共この時代では勢力のあつた神
社らしい。猶又この外九州の各地には古代の創建と傳へる神社が甚多いが、何れも確
たる證據を闕くから、強ちに之を主張する事が出来ない。併し後の形勢から考へても、
もうこの時代には九州の各地に擴がつて居たものではなからうか。次に東國に於て
は、かの武藏國秩父郡なる秩父神社が妙見大菩薩と稱するに至つたのも、已にこの時代
には始まつて居るらしいが、それよりも確なのは、仁治二年將軍頼經の願によつて建立
せられた大倉北斗堂で、こゝは三尺の北斗七星像、及び一尺の廿八宿、十二宮神像、各一體
并に三尺の一字金輪像を置くとある。併し是は佛堂に屬すべき性質のもので、神社と
することは出来ない。又石清水ではその竈神殿に北斗七星を祭り、柞原八幡の末社に

も北辰社が見えるが、共に疑もなく宇佐の風に倣つたものであらう。

妙見の外に、この時代の記録に見えたのは、

夜叉神

鬼子母神

金剛童子

大黒天

毘沙門天

辨才天

三寶荒神

等の類で、何れも神社境内に奉祀せられて、一般の攝末社と等しい位置に居るが、又前代
からの繼續たる竈神の信仰は、陰陽道の流布と共に愈盛に、一方では各地の社寺に流れ
て竈神殿又は竈殿の崇拜となり、一方では一般庶民の間に崇められてその第宅の神と
なつて、次第にその範圍を擴張せむとする形勢を示して居る。さうしてそれと同時に
陰陽家の方では、荒神供を修することも盛に、又一方には三寶荒神の崇拜も已に神道の
中に採用せられて居るのである。次いで起るべきは竈神と荒神との習合である。

竈神に次いで、かの牛頭天王、大歳神、大將軍わきては泰山府君等、陰陽道の神に對す
る信仰も、矢張前代通の形勢を維持して居る。又この外新に時勢の要求によつて産れ
たのには、祇園の末社に授福神、與宮神といふのもあれば、日吉には鼠禿倉、牛尊といふの
も見え、又この時代を通じ禪僧の歸朝と共に輸入せられて寺院に奉せられたのには、異
邦の神々も幾らか見うけられるが、是等の諸神は、その關係たゞ一寺一宗丈に止まつて、